

D

大学院神学研究科  
博士課程後期課程

2026 年度  
履修の手引  
学科目概要 (シラバス)



### 学位授与方針(ディプロマ・ポリシー)

本課程では、自立した研究活動により神学における国内外の学界への学問的貢献ができるレベルの専門的学識を修得すること、また、高等教育機関において研究者・教育者として継続的に研究業績を出すことのできる能力を身に付けることが求められます。

そのために、本課程に3年(6学期)以上にわたって在学して①所定の単位(16単位)を修得し、②外国語学力認定試験に合格し(85点以上)、③学術小論文1本を学術誌に発表し、④3科目にわたる論文提出資格認定試験に合格した(85点以上)とき、博士論文の提出資格が与えられます。さらに指導教授の指導の下で論文を完成・提出し、審査委員会による審査(口述試験を含む)に合格(80点以上)すると、博士(神学)の学位が授与されます。

### 教育課程編成方針(カリキュラム・ポリシー)

本課程においては、学生は聖書神学専攻または組織神学専攻のどちらかに所属します。

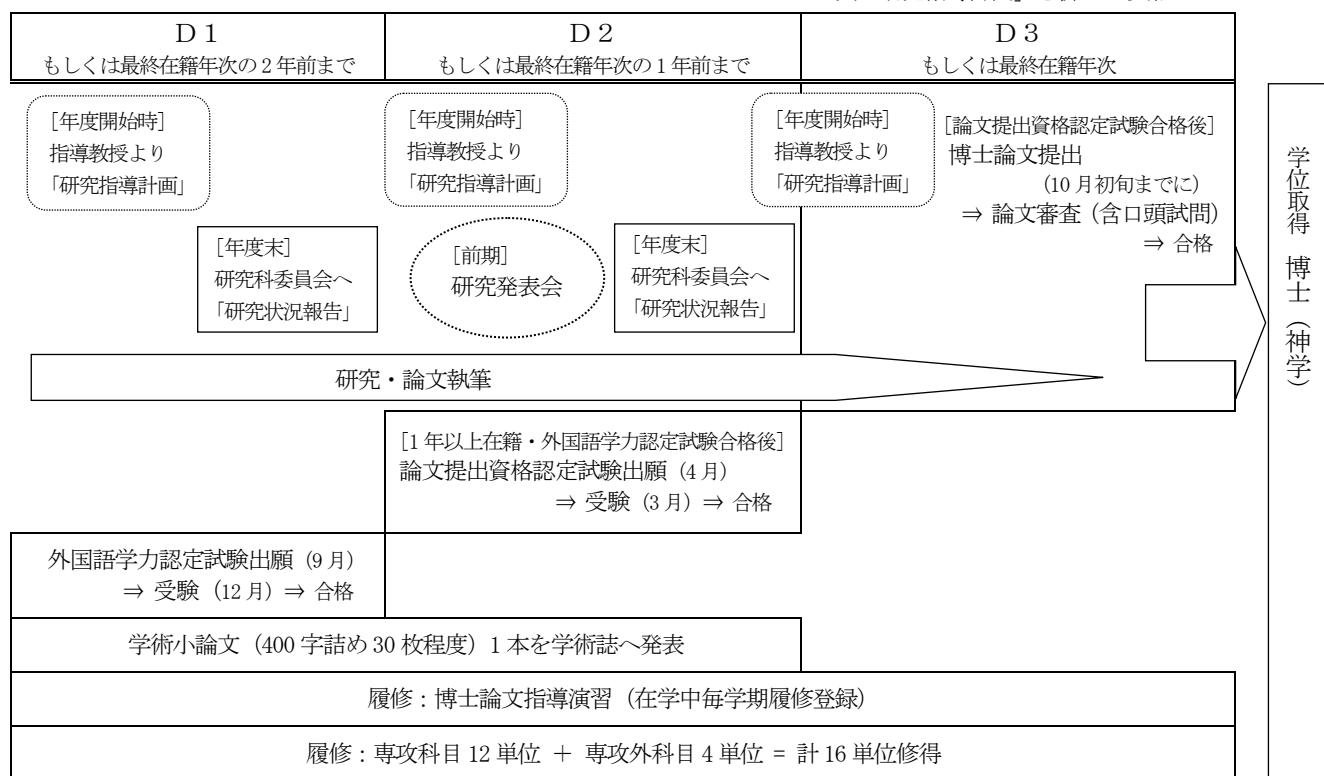
両専攻とも、教育課程は授業の履修と博士論文作成の二つの柱からなります。

まず、神学における国内外の学界への学問的貢献ができるレベルの専門的学識を身に付けるために、授業を履修します。授業は、専門的な学識を深めるために講義形式で行われるものと、自立した研究能力を身に付けるために演習形式で行われるもの、及びその両者を組み合わせたものが開講されます。その中から、専門分野の後期課程レベルの神学的知識を身に付けるために専攻科目12単位を、さらに、幅広く深い神学の理解を身に付けるために専攻外科目4単位を履修します。

それを踏まえつつ、自立した研究活動によって継続的に研究業績を出すことのできる能力を身に付けるために、また学問的成果の一つとして、博士論文を作成します。論文提出に備え、指導教授による指導計画書(年度初め)と学生による研究報告(年度末)、さらに研究発表を踏まえながら、指導教授によって個別に論文指導がなされます。同時に、神学における国内外の学界への学問的貢献ができるレベルの専門的学識を修得したかどうかを確認するために課される外国語学力認定試験や論文提出資格認定試験等、論文提出資格取得のための諸条件を満たすことを目指しつつ、論文を作成していきます。

## 【学位（甲）取得へのスケジュール】

16-17 頁「研究指導計画」を併せて参照のこと



注）在籍期間満了後に博士論文が提出された場合は、論文博士（乙）の学位申請として扱われます。

博士課程後期課程在籍期間中に修了要件を満たすと、課程博士（甲）の学位「博士（神学）」が授与されます。ただし、学位取得までには、所定のスケジュールに沿って要件を充足していく必要があります。課程博士学位を目指すにあたっては、各要件充足のタイミングに注意して、学修計画を立ててください。

学位申請手続きの詳細は、別紙『学位申請の手引 課程博士（甲）』に記載されています。学位申請が具体的になりました際には、教務課で手引を請求し、所定の手続きを行ってください。

### 1. 学位授与の要件（「東京神学大学大学院学則」より）

第15条 後期課程において履修すべき授業科目については、指導教授の指導の下に専攻科目12単位、専攻外科目4単位、合計16単位以上を履修しなければならない。

博士論文指導演習は、毎年登録し、履修しなければならない。

第20条 2 本大学院博士課程修了の要件は、大学院後期課程に3年以上在学し、指導教授の下に本則第15条に定める単位を修得し、さらに必要な研究指導を受けた上、専門外国語学力の認定、論文提出資格認定試験、学術小論文を学術誌に発表し、博士論文の審査に合格することとする。

#### ◇博士論文提出資格認定の要件

以下の要件を全て満たしたとき、博士論文を提出する資格が得られます。

- (1) 博士論文指導演習を履修し、専攻科目12単位、専攻外科目4単位、計16単位を取得すること。  
または、論文審査が終了するまでに所定の単位を取得する見込であること。
- (2) 外国語学力認定試験に合格すること。
- (3) 論文提出資格認定試験\*に合格すること。← \*(2)外国語学力認定試験の合格者のみ出願可
- (4) 学術小論文（400字詰め30枚程度）1本を学術誌に発表すること。

# 目 次

	ページ
学位授与方針および教育課程編成方針	
学位取得へのスケジュール	
1 学年暦	3
2 学務暦	7
3 時間割	11
4 学科履修要項	15
研究指導計画	16
履修の手引	18
登録について	22
テキスト購入について	23
授業用資料の印刷について	24
欠席について	25
試験について	26
東京神学大学の学問的倫理基準	
レポート・論文作成にあたっての注意	
期末試験	
追試験	
再試験	
成績について	32
共通評価指標：講義・演習	
共通評価指標：博士論文	
成績確認・不服申立	
学籍について	36
長期履修学生制度について	37
研究指導認定退学制度について	38
5 授業計画	39
6 学科目概要（シラバス）	43
7 学校法人東京神学大学規則集（抜粋）	67
東京神学大学大学院学則	68
東京神学大学学位規則	87
東京神学大学学位規則施行細則	92
東京神学大学大学院長期履修学生内規	101
東京神学大学大学院入学に関する内規	103
東京神学大学大学院博士課程後期課程に関する内規	107
東京神学大学大学院博士課程後期課程論文提出資格認定試験に関する内規	109
巻末 レポート表紙	



## 【学年曆】

# 2026年度学年暦

		日	月	火	水	木	金	土	一般時間予定(火曜Ⅱ限)
4月	1日(水) 10時 入学式 前期始業式 司式:本城					1	2	3	4
	~2日(木) 15時30分 基礎登録	5	6	7	8	9	10	11	
	~3日(金) 担任面接	12	13	14	15	16	17	18	神学校全学集会
	新入・編入生オリエンテーション	19	20	21	22	23	24	25	
	その他オリエンテーション	26	27	28	29	30			
	健康診断(予定)								
	6日(月) 前期授業開始								
9時~16時 教育実習事前指導									
8日(水)~14日(火) 13時 前期補充登録期間									
13日(月) 9時~16時 介護等体験「特別講義」									
15日(水) クラス別懇談会(全日休講)									
16日(木) 初年次教育(含 生活倫理講座)1(全日休講)									
29日(水) 祝日昭和の日(授業実施日)									

■	授業実施日
■	休業日
■	行事・授業・補講等を実施する祝日
■	補講日・試験日
■	他曜日の授業実施日

3日(金) 13時 前期学籍願締切

		日	月	火	水	木	金	土	一般時間予定(火曜Ⅱ限)
5月	3日(日) 祝日憲法記念日						1	2	
	4日(月) 祝日みどりの日	3	4	5	6	7	8	9	
	5日(火) 祝日こどもの日	10	11	12	13	14	15	16	全学懇談会
	6日(水) 振替休日	17	18	19	20	21	22	23	前期学生総会
	16日(土) キリスト教学校伝道協議会(通常授業実施)	24	25	26	27	28	29	30	
	19日(火) 創立記念日(通常授業実施)	31							
	29日(金) 運動会(全日休講)								

		日	月	火	水	木	金	土	一般時間予定(火曜Ⅱ限)
6月	1日(月)・2日(火) 日本伝道フォーラム(全日休講)			1	2	3	4	5	6
		7	8	9	10	11	12	13	第1回全学祈祷会
		14	15	16	17	18	19	20	
		21	22	23	24	25	26	27	博士課程後期課程研究発表会
		28	29	30					大学院内部入試説明会(学部4年生)

		日	月	火	水	木	金	土	一般時間予定(火曜Ⅱ限)
7月	20日(月) 祝日海の日(授業実施日)					1	2	3	4
	25日(土) 前期補講日・試験日	5	6	7	8	9	10	11	夏期伝道実習オリエンテーション
	29日(水) 前期授業最終日	12	13	14	15	16	17	18	夏期伝道実習壮行祈祷会
	30日(木)・31日(金) 前期補講日・試験日	19	20	21	22	23	24	25	教職課程オリエンテーション(学部1年生)
		26	27	28	29	30	31		

#

		日	月	火	水	木	金	土	一般時間予定(火曜Ⅱ限)
8月	1日(土) 夏期休業開始							1	
	2日(日)~30日(日) 夏期伝道実習期間	2	3	4	5	6	7	8	
	11日(火) 祝日山の日	9	10	11	12	13	14	15	
		16	17	18	19	20	21	22	
		23	24	25	26	27	28	29	
	30	31							

		日	月	火	水	木	金	土	一般時間予定(火曜Ⅱ限)
9月	15日(火) 正午 修士論文提出締切				1	2	3	4	5
	21日(月) 祝日敬老の日	6	7	8	9	10	11	12	
	22日(火) 振替休日	13	14	15	16	17	18	19	
	23日(水) 祝日秋分の日	20	21	22	23	24	25	26	
	10時 後期始業式 司式:長山・講演:ジャンセン	27	28	29	30				
	24日(木) 後期授業開始								
	26日(土) 日本伝道を担う青年の集い(全日休講)								
	29日(火)~10月2日(金) 担任面接								
~10月6日(火) 13時 後期補充登録期間									

25日(金) 13時 後期学籍願締切

		日	月	火	水	木	金	土	一般時間予定(火曜Ⅱ限)
10月	7日(水) 初年次教育(含 生活倫理講座)2(全日休講)					1	2	3	
	12日(月) 祝日スポーツの日(授業実施日)	4	5	6	7	8	9	10	夏期伝道実習報告会
		11	12	13	14	15	16	17	
		18	19	20	21	22	23	24	全学修養会基調講演1
		25	26	27	28	29	30	31	全学修養会基調講演2

		日	月	火	水	木	金	土	一般時間予定(火曜Ⅱ限)
11月	3日(火) 祝日文化の日 全学修養会1日目(全日休講)	1	2	3	4	5	6	7	(全学修養会基調講演3)
	4日(水) 全学修養会2日目(全日休講)	8	9	10	11	12	13	14	
	10日(火) 修士論文審査日1	15	16	17	18	19	20	21	
	17日(火) 修士論文審査日2	22	23	24	25	26	27	28	神学校生活懇談会
	23日(月) 祝日勤労感謝の日	29	30						
	24日(火) 修士論文審査日3								
	30日(月) 9時～16時 教育実習事後指導								

23日(月) 2027年度11月入学者選抜  
25日(水) 11時 11月入学者選抜合格者発表(指定校推薦型入学者選抜を除く)

		日	月	火	水	木	金	土	一般時間予定(火曜Ⅱ限)
12月	2日(水) 11時 修士論文合格者発表				1	2	3	4	5
	5日(土) オープンキャンパス(通常授業実施)	6	7	8	9	10	11	12	
	11日(金) 10時 クリスマス礼拝 司式:宮壽(全日休講)	13	14	15	16	17	18	19	
	17日(木) 冬期休業開始	20	21	22	23	24	25	26	
	25日(金) クリスマス	27	28	29	30	31			

1日(火) 11時 11月入学者選抜合格者発表(指定校推薦型入学者選抜)

		日	月	火	水	木	金	土	一般時間予定(火曜Ⅱ限)
1月	1日(金) 祝日元旦						1	2	
	7日(金)～9日(土) 後期補講日	3	4	5	6	7	8	9	
	11日(月) 祝日成人の日	10	11	12	13	14	15	16	
	12日(火)～14日(木) 教職セミナー(全日休講) 後期補講予備日	17	18	19	20	21	22	23	第2回全学祈祷会
	15日(金) 後期授業再開	24	25	26	27	28	29	30	後期学生総会

		日	月	火	水	木	金	土	一般時間予定(火曜Ⅱ限)
2月	11日(木) 信教の自由を守る日(授業実施) 水曜日の授業実施日 後期授業最終日	7	8	9	10	11	12	13	
	12日(金)・13日(土) 後期補講日・試験日	14	15	16	17	18	19	20	
	23日(火) 祝日天皇誕生日	21	22	23	24	25	26	27	

16日(火)・17日(水) 2027年度2月入学者選抜  
19日(金) 11時 2月入学者選抜合格者発表

		日	月	火	水	木	金	土	一般時間予定(火曜Ⅱ限)
3月	4日(木) 2027年度大学院後期課程内部入学者選抜面接 2027年度大学院前期課程内部入学者選抜面接 2026年度学部卒業予定者面接			1	2	3	4	5	6
	5日(金) 14時 2027年度大学院後期課程内部入学者選抜合格者発表 14時 2027年度大学院前期課程内部入学者選抜合格者発表 14時 2026年度大学院前期課程修了者発表 14時 2026年度学部卒業生発表	7	8	9	10	11	12	13	
		14	15	16	17	18	19	20	
		21	22	23	24	25	26	27	
		28	29	30	31				
	11日(木) 10時 卒業礼拝 司式:須田								
	12日(金) 14時 卒業・修了式 司式:田中								
	21日(日) 祝日春分の日								
	22日(月) 振替休日								

9日(火) 2027年度3月入学者選抜  
11日(木) 11時 3月入学者選抜合格者発表

4月1日(木) 2027年度入学式 前期始業式(予定)

## 2026年度 授業曜日別授業実施日

### 前期

授業回	月曜日授業	火曜日授業	水曜日授業	木曜日授業	金曜日授業	土曜日授業
第1回	4月6日	4月7日	4月8日	4月9日	4月10日	4月11日
第2回	4月13日	4月14日	4月22日	4月23日	4月17日	4月18日
第3回	4月20日	4月21日	4月29日(祝)	4月30日	4月24日	4月25日
第4回	4月27日	4月28日	5月13日	5月7日	5月1日	5月2日
第5回	5月11日	5月12日	5月20日	5月14日	5月8日	5月9日
第6回	5月18日	5月19日	5月27日	5月21日	5月15日	5月16日
第7回	5月25日	5月26日	6月3日	5月28日	5月22日	5月23日
第8回	6月8日	6月9日	6月10日	6月4日	6月5日	5月30日
第9回	6月15日	6月16日	6月17日	6月11日	6月12日	6月6日
第10回	6月22日	6月23日	6月24日	6月18日	6月19日	6月13日
第11回	6月29日	6月30日	7月1日	6月25日	6月26日	6月20日
第12回	7月6日	7月7日	7月8日	7月2日	7月3日	6月27日
第13回	7月13日	7月14日	7月15日	7月9日	7月10日	7月4日
第14回	7月20日(祝)	7月21日	7月22日	7月16日	7月17日	7月11日
第15回	7月27日	7月28日	7月29日	7月23日	7月24日	7月18日

### 後期

授業回	月曜日授業	火曜日授業	水曜日授業	木曜日授業	金曜日授業	土曜日授業
第1回	9月28日	9月29日	9月30日	9月24日	9月25日	10月3日
第2回	10月5日	10月6日	10月14日	10月1日	10月2日	10月10日
第3回	10月12日(祝)	10月13日	10月21日	10月8日	10月9日	10月17日
第4回	10月19日	10月20日	10月28日	10月15日	10月16日	10月24日
第5回	10月26日	10月27日	11月11日	10月22日	10月23日	10月31日
第6回	11月2日	11月10日	11月18日	10月29日	10月30日	11月7日
第7回	11月9日	11月17日	11月25日	11月5日	11月6日	11月14日
第8回	11月16日	11月24日	12月2日	11月12日	11月13日	11月21日
第9回	11月30日	12月1日	12月9日	11月19日	11月20日	11月28日
第10回	12月7日	12月8日	12月16日	11月26日	11月27日	12月5日
第11回	12月14日	12月15日	1月20日	12月3日	12月4日	12月12日
第12回	1月18日	1月19日	1月27日	12月10日	1月15日	1月16日
第13回	1月25日	1月26日	2月3日	1月21日	1月22日	1月23日
第14回	2月1日	2月2日	2月10日	1月28日	1月29日	1月30日
第15回	2月8日	2月9日	2月11日(木)	2月4日	2月5日	2月6日

## 【学務曆】

# 学 務 暦 (2026年度)

## [ 前 期 ]

4月	1日(水)	入学式 前期始業式 10時 司式：本城
		前期授業料減額申請締切 13時
	・ 2日(木)	基礎登録 (2日15時30分締切)
	- 3日(金)	指導教授面接
		オリエンテーション
		健康診断 (別途実施案内による)
	3日(金)	前期学籍願締切 (休学・復学・退学) 13時
	6日(月)	前期授業開始
	8日(水) - 14日(火)	前期補充登録期間 (14日13時締切)
	14日(火)	神学校全学集会 (一般時間)
	15日(水)	クラス別懇談会 (全日休講)
	16日(木)	初年次教育 (含 生活倫理講座) 1 [本年度入学・編入学者、該当者] (全日休講)
	17日(金)	論文提出資格認定試験出願締切 16時
		論文提出資格認定試験 (再) 出願締切 16時
	21日(火) - 30日(木)	前期登録確認期間 (30日13時締切)
	29日(水)	祝日 昭和の日 (授業実施日)
5月	3日(日)	祝日 憲法記念日
	4日(月)	祝日 みどりの日
	5日(火)	祝日 こどもの日
	6日(水)	振替休日
	12日(火)	全学懇談会 (一般時間)
	16日(土)	キリスト教学校伝道協議会 (通常授業実施)
	19日(火)	創立記念日 (通常授業実施)
		前期学生総会 (一般時間)
	29日(金)	運動会 (晴雨にかかわらず全日休講)
6月	1日(月)・2日(火)	日本伝道フォーラム (全日休講)
	9日(火)	第1回全学祈祷会 (一般時間)
	23日(火)	大学院博士課程後期課程研究発表会 (一般時間)
7月	7日(火)	夏期伝道実習オリエンテーション (一般時間)
	14日(火)	夏期伝道実習壮行祈祷会 (一般時間)
	20日(月)	祝日 海の日 (授業実施日)
	21日(火)	外国語学力認定試験免除申請締切 13時
	25日(土)	前期補講日・試験日
	29日(水)	前期授業最終日
	30日(木)・31日(金)	前期補講日・試験日
8月	1日(土)	夏期休業開始
	- 30日(日)	夏期伝道実習期間
	11日(火)	祝日 山の日
9月	1日(火)	論文提出資格認定試験延期願締切 16時
	2日(水)	追試験 許可者の掲示 10時
		再試験 該当者及び課題の掲示 10時

	11日(金)	<b>追再試験</b>
		<b>追再試レポート締切 正午</b>
	15日(火)	<b>修士論文提出締切 正午</b>
	21日(月)	祝日 敬老の日
	22日(火)	振替休日
<b>[後 期]</b>		
9月	23日(水)	祝日 秋分の日
		<b>後期始業式 10時 司式：長山、講演：ジャンセン</b>
	24日(木)	<b>後期授業開始</b>
	25日(金)	後期学籍願締切（休学・復学・退学） 13時
	26日(土)	日本伝道を担う青年の集い（全日休講）
	29日(火) - 10月2日(金)	<b>指導教授面接</b>
	- 10月6日(火)	<b>後期補充登録期間（10月6日13時締切）</b>
10月	2日(金)	<b>後期授業料減額申請締切 13時</b>
		<b>外国語学力認定試験出願締切 16時</b>
		<b>外国語学力認定試験（再）出願締切 16時</b>
	6日(火)	夏期伝道実習報告会（一般時間）
	9日(金) - 15日(木)	<b>後期登録確認期間（15日13時締切）</b>
	12日(月)	祝日 スポーツの日（授業実施日）
	20日(火)	全学修養会基調講演1（一般時間）
	27日(火)	全学修養会基調講演2（一般時間）
11月	3日(火)	祝日 文化の日
		全学修養会1日目（全日休講）
	4日(水)	全学修養会2日目（全日休講）
	23日(月)	祝日 勤労感謝の日
		2027年度11月入学者選抜
	24日(火)	神学校生活懇談会（一般時間）
	25日(水)	11月入学者選抜合格者発表（指定校推薦型入学者選抜を除く） 11時
12月	1日(火)	11月入学者選抜合格者発表（指定校推薦型入学者選抜） 11時
		<b>外国語学力認定試験</b>
	5日(土)	オープンキャンパス（通常授業実施）
	11日(金)	<b>クリスマス礼拝 10時 司式：宮寄（全日休講）</b>
	17日(木)	冬期休業開始
	25日(金)	クリスマス
<b>2027年</b>		
1月	1日(金)	祝日 元旦
	7日(木) - 9日(土)	<b>後期補講日</b>
	11日(月)	祝日 成人の日
	12日(火) - 14日(木)	教職セミナー（全日休講）
	- 14日(木)	<b>後期補講予備日</b>
	15日(金)	<b>後期授業再開</b>

	19日(火)	第2回全学祈祷会 (一般時間)
	26日(火)	後期学生総会 (一般時間)
2月	11日(木)	信教の自由を守る日 水曜日の授業実施日 後期授業最終日
	12日(金)・13日(土)	後期補講日・試験日
	16日(火)・17日(水)	2027年度2月入学者選抜
	19日(金)	追試験 許可者の掲示 10時 再試験 該当者及び課題の掲示 10時 2月入学者選抜合格者発表 11時
	23日(火)	祝日 天皇誕生日
	25日(木)	追再試験 追再試レポート締切 正午
3月	4日(木)	2026年度大学院博士課程後期課程論文提出資格認定試験 (1日目) 2027年度大学院博士課程後期課程内部入学者選抜面接 2027年度大学院博士課程前期課程内部入学者選抜面接 2026年度学部卒業予定者面接 学部 志望変更志願者面接
	5日(金)	2026年度大学院博士課程後期課程論文提出資格認定試験 (2日目) 2027年度大学院博士課程後期課程内部入学者選抜合格者発表 (掲示) 14時 2027年度大学院博士課程前期課程内部入学者選抜合格者発表 (掲示) 14時 2026年度大学院博士課程前期課程修了者発表 (掲示) 14時 2026年度学部卒業者発表 (掲示) 14時 博士課程後期課程長期履修 (含 履修期間変更) 出願締切
	9日(火)	2026年度研究状況報告提出締切 2027年度3月入学者選抜
	11日(木)	卒業礼拝 10時 司式：須田 3月入学者選抜合格者発表 11時
	12日(金)	卒業・修了式 14時 司式：田中
	21日(日)	祝日 春分の日
	22日(月)	振替休日
2027年度		
4月	1日(木)	2027年度入学式 前期始業式 10時 (予定)
	2日(金)	2027年度前期学籍願締切 (休学・復学・退学) 13時 (予定)

## 【時間割】

# 時間割

<前期>

# 時間割

<後期>



## 【学科履修要項】

研究指導計画

履修の手引

登録について

テキスト購入について

授業用資料の印刷について

欠席について

試験について

東京神学大学の学問的倫理基準  
レポート・論文作成にあたっての注意  
期末試験  
追試験  
再試験

成績について

共通評価指標」講義・演習  
共通評価指標：博士論文  
成績確認・不服申立

学籍について

長期履修学生制度について

研究指導認定退学制度について

## 【研究指導計画】

年次	学期	研究内容・指導内容	試験・審査	履修 1	履修 2	論文
1年次	前期	<ul style="list-style-type: none"> <li>●指導教授面接・履修登録・研究指導計画設定 入学式後、予め入学者選抜後に通知された指導教授による面接を受けます。 ・当該年度の履修計画の承認を得て、履修登録を行います。講義・演習のほか、博士論文指導演習を通年で登録します。</li> <li>・学位取得に向けた諸要件ならびにスケジュールを確認します。</li> <li>・研究テーマに沿った研究計画を話し合い、指導教授に当該年度の「研究指導計画書」作成を依頼します。</li> <li>・指導教授は5月下旬までに「研究指導計画書」を作成し、学生と共有します。</li> <li>●指導教授による個別の研究指導 研究指導計画に基づく指導を適宜行います。</li> <li>●研究遂行 学生は研究指導計画書に沿って研究を遂行し、論文執筆に着手します。</li> </ul>	外国語学力 認定試験  出願:9月 ↓ 受験:12月 ↓ 合格の場合、 論文提出資格 認定試験の 出願が可能に	課程修了までに、専攻科目12単位+専攻外科目4単位の計16単位を修得	博士論文 指導演習	博士論文提出までに、 学術小論文1本を学術誌へ発表
	後期	<ul style="list-style-type: none"> <li>●指導教授面接 指導教授による面接を受けます。 ・履修単位修得状況および研究の進捗状況を確認します。</li> <li>●指導教授による個別の研究指導 研究指導計画に基づく指導を適宜行います。</li> <li>●研究遂行 学生は研究指導計画書に沿って研究を遂行し、論文執筆を進めます。</li> <li>●研究状況報告 学生は3月初旬までに当該年度の研究状況報告書を教務課へ提出します。 ・報告書は研究科委員会で共有されます。</li> </ul>			博士論文 指導演習	
2年次  または 最終 在籍 年次の 1年前 まで	前期	<ul style="list-style-type: none"> <li>●指導教授面接・履修登録・研究指導計画設定 教授による面接を受けます。 ・当該年度の履修登録を確認します。 授業科目の単位要件を充足済の場合も、博士論文指導演習は通年で履修登録します。</li> <li>・研究の進捗状況を確認します。</li> <li>・学位取得に向けたスケジュールを確認します。</li> <li>・指導教授に当該年度の「研究指導計画書」作成を依頼します。</li> <li>・指導教授は5月下旬までに「研究指導計画書」を作成し、学生と共有します。</li> <li>●指導教授による個別の研究指導 研究指導計画に基づく指導を適宜行います。</li> <li>●研究遂行 学生は研究指導計画書に沿って研究を遂行し、論文執筆を進めます。</li> <li>●研究発表会（学内） 学生は6月の一般時間に学内教員・学生を対象にした研究発表を行います。 ・ここまでの研究成果を発表します。</li> </ul>	論文提出資格 認定試験  出願:4月 ↓ ガイダンス: 6月 ↓ 受験:3月 ↓ 合格の場合、 博士論文の 提出が可能に		博士論文 指導演習	

	後期	<ul style="list-style-type: none"> <li>●指導教授面接 指導教授による面接を受けます。 ・履修単位修得状況および研究の進捗状況を確認します。</li> <li>●指導教授による個別の研究指導 研究指導計画に基づく指導を適宜行います。</li> <li>●研究遂行 学生は研究指導計画書に沿って研究を遂行し、論文執筆を進めます。</li> <li>●研究状況報告 学生は3月初旬までに当該年度の研究状況報告書を教務課へ提出します。 ・報告書は研究科委員会で共有されます。</li> </ul>			博士論文 指導演習	
3年次 または 最終 在籍 年次	前期	<ul style="list-style-type: none"> <li>●指導教授面接・履修登録・研究指導計画設定 教授による面接を受けます。 ・当該年度の履修登録を確認します。 授業科目の単位要件を充足済の場合も、博士論文指導演習は通年で履修登録します。</li> <li>・研究の進捗状況を確認します。</li> <li>・論文提出スケジュールを確認します。</li> <li>・指導教授に当該年度の「研究指導計画書」作成を依頼します。</li> <li>・指導教授は5月下旬までに「研究指導計画書」を作成し、学生と共有します。</li> <li>●指導教授による個別の研究指導 研究指導計画に基づく指導を適宜行います。</li> <li>●研究遂行 学生は研究指導計画書に沿って研究を遂行し、提出に向けて博士論文を整えます。</li> </ul>	博士論文審査  提出:10月 初旬まで ↓ 受理された 場合、 審査 (含口頭試問) ↓ 合格の場合、 博士(神学)の 学位取得		博士論文 指導演習	博士論文提出
	後期	<ul style="list-style-type: none"> <li>●指導教授面接 指導教授による面接を受けます。 ・論文提出の進捗状況を確認します。</li> <li>●指導教授による個別の研究指導 研究指導計画に基づく指導を適宜行います。</li> <li>●博士論文提出 学生は遅くとも10月初旬までに博士論文ならびに所定の提出物を教務課へ提出します。</li> <li>●博士論文審査(含口頭試問) 博士論文が研究科委員会により受理された場合、論文審査を受けます。 ・審査には論文審査委員会による口頭試問が含まれます。 ・研究科委員会による意見集約により、最終的な合否が決定します。</li> </ul>			博士論文 指導演習	

## 【履修の手引】

東京神学大学大学院学則第5条（巻末参照）により、神学研究科博士課程後期課程には聖書神学専攻と組織神学専攻の2専攻が置かれています。

1. 大学院学則第15条に定める後期課程において履修すべき単位数は、以下のとおりです。指導教授の指導の下に履修してください。

専攻科目	12単位以上	
専攻外科目	4単位以上	計16単位

2. 授業科目と単位は、大学院学則第13条・第14条に定められています。専攻別の授業科目と単位は、以下のとおりです。本年度の開講科目と単位は、41ページの授業計画に掲載されています。学科目概要と併せて確認し、履修してください。

### 【聖書神学専攻】

#### [専攻科目]

##### 聖書神学科目

旧約聖書神学特殊研究	4	旧約聖書文学特殊研究	4
旧約聖書原典特殊研究	4	聖書語学特殊研究	4
聖書考古学特殊研究	4	新約聖書神学特殊研究	4
新約聖書原典特殊研究	4	聖書解釈学特殊研究	4
原始キリスト教特殊研究	4		

#### [専攻外科目]

##### 組織神学科目

##### (1) 組織神学関係

教義学特殊研究	4	キリスト教倫理学特殊研究	4
弁証学特殊研究	4	組織神学特殊研究	4
現代神学特殊研究	4	組織神学共同演習	4

##### (2) 歴史神学関係

神学史特殊研究	4	宗教改革史特殊研究	4
日本宗教思想史特殊研究	4	教父学特殊研究	4

##### (3) 実践神学関係

キリスト教教化学特殊研究	4	キリスト教教育特殊研究	4
--------------	---	-------------	---

#### [指導教授の下に履修すべき科目]

博士論文指導演習聖書神学	0
--------------	---

## 【組織神学専攻】

### [専攻科目]

#### 組織神学科目

##### (1) 組織神学関係

教義学特殊研究	4	キリスト教倫理学特殊研究	4
弁証学特殊研究	4	組織神学特殊研究	4
現代神学特殊研究	4	組織神学共同演習	4

##### (2) 歴史神学関係

神学史特殊研究	4	宗教改革史特殊研究	4
日本宗教思想史特殊研究	4	教父学特殊研究	4

##### (3) 実践神学関係

キリスト教教化学特殊研究	4	キリスト教教育特殊研究	4
--------------	---	-------------	---

### [専攻外科目]

#### 聖書神学科目

旧約聖書神学特殊研究	4	旧約聖書文学特殊研究	4
旧約聖書原典特殊研究	4	聖書語学特殊研究	4
聖書考古学特殊研究	4	新約聖書神学特殊研究	4
新約聖書原典特殊研究	4	聖書解釈学特殊研究	4
原始キリスト教特殊研究	4		

### [指導教授の下に履修すべき科目]

博士論文指導演習組織神学 0

### 3. 同一科目の複数履修

博士課程後期課程については、同一科目の複数履修が認められます。過年度に単位を修得した科目であっても、同じ科目名の授業を再び履修することができます。また、修得した単位は通常どおり加算されます。ただし、授業で取り扱う内容が重複する場合もありますので、当該年度のシラバスで内容を確認したうえで履修登録を行ってください。

### 4. 単位以外の修了要件

#### 東京神学大学大学院学則第20条第2項

本大学院博士課程修了の要件は、大学院後期課程に3年以上在学し、指導教授の下に本則第15条に定める単位を修得し、さらに必要な研究指導を受けた上、専門外国語学力の認定、論文提出資格認定試験、学術小論文を学術誌に発表し、博士論文の審査に合格することとする。

詳細については、東京神学大学大学院博士課程後期課程に関する内規をお読みください。

## 5. 論文提出の資格取得要件

- ① 博士課程後期課程在学中に専攻科目 12 単位、専攻外科目 4 単位、計 16 単位を取得する。または論文審査が終了するまでに所定の単位を取得する見込である。
- ② 外国語学力認定試験に合格する。
- ③ 学術小論文 1 本を学術誌に発表する。
- ④ 論文提出資格認定試験に合格する。

詳細については、東京神学大学大学院博士課程後期課程に関する内規をお読みください。

## 6. 外国語学力認定試験

出願締切 : 10月2日(金) 16時

試験実施日 : 12月1日(火)

東京神学大学学位規則施行細則\*より抜粋

\*2026年3月1日現在

第32条 外国語学力認定試験は、英語・ドイツ語のうち1科目につき、当該外国語専門書の読解能力について行う。

第33条 外国語学力認定試験は、毎年12月中に筆答により、研究科委員会の定めた委員により行う。

第34条 外国語学力認定試験は、100点満点とし85点以上を合格とする。不合格のときは、再試験を認める。

第35条 外国語学力認定試験は、免除規定を内規に定めることとする。

第36条 外国語学力認定試験は、1科目につき2,000円、再試験料は1科目につき3,000円を納入しなければならない。

東京神学大学大学院博士課程後期課程に関する内規\*より抜粋

\*2026年3月1日現在

2(1) 外国語学力認定試験は、専門書の読解能力を驗するもので、組織専攻と聖書専攻とに分けて、筆答で行われ、85点以上を合格とする。英語、ドイツ語の内1科目を受験し、論文提出資格認定試験受験の前に合格しなければならない。

(2) 外国語学力認定試験は、不合格の場合、再試験を認める。再試験は、通算2回まで受験することができる。

注：2015年度以前入学者については、再試験受験回数の制限はありません。

(3) 外国語学力認定試験は、当該言語による学術的な翻訳書1冊以上、あるいは学術論文2本以上の翻訳がある科目については、研究科委員会の承認を経て、免除することができる。

(4) 外国語学力認定試験に合格し、所定の16単位を取得した場合は研究科委員会の承認を得て、その後の博士課程後期課程在学期間の授業料は4分の1に軽減される。

注：内規2(4)は、長期履修学生には適用されません。

上記2(3)に定める免除を申請する者は、指導教授に相談のうえ、教務課に所定の『免除申請書』を提出してください。2026年度の申請書提出締切日は、7月21日(火)13時です。申請は研究科委員会により審議され、承認された場合、外国語学力認定試験が免除されます。

## 7. 論文提出資格認定試験

受験資格 : ①博士課程後期課程に1年以上在籍していること  
②外国語学力認定試験に合格していること

出願締切 : 4月17日(金)16時

延期願締切 : 9月1日(火)16時

試験実施日 : 2027年3月4日(木)・5日(金)

詳細については、巻末の東京神学大学大学院博士課程後期課程論文提出資格認定試験に関する内規をお読みください。なお、内規の改定等に伴い、入学年度により試験の実施要領が異なる場合があります。出願の際には、必ず教務課で該当する内規の詳細を確認してください。また、巻頭【学位(甲)取得へのスケジュール】および16-17ページ【研究指導計画】を併せてご参照ください。

## 8. 授業料減額

大学院博士課程後期課程に関する内規2(4)により、外国語学力認定試験に合格し、所定の16単位を取得した場合は、研究科委員会の承認を得て、その後の博士課程後期課程在学期間の授業料は4分の1に軽減されます。減額要件を充足した時点で教務課から申請手続きをご案内します。締切日までに申請書(書式自由)を提出してください。

前期授業料減額申請締切日 : 4月1日(水)13時

後期授業料減額申請締切日 : 10月2日(金)13時

なお、当該内規は、長期履修学生には適用されません。

## 【登録について】

### 1. 登録期間

基礎登録期間（年度初め、年1回）と、補充登録期間（各学期の初め、年2回）があります。

### 2. 基礎登録・補充登録

- ・年度初めの基礎登録期間中に前期および後期に履修する科目の基礎登録を行います。履修登録票（前期・後期）に履修する科目を記入し、指導教授の面接を受け、印鑑または署名を得たうえで、教務課に提出してください。

**注意：一旦提出された登録票は返却しません。各自必ず控えを取ってください。**

- ・毎年度の基礎登録時に「博士論文指導演習」（前期・後期）の履修登録を行ってください。
- ・補充登録期間中（前期・後期とも）には、登録の追加と取消を行います。
- ・補充登録期間終了後、履修登録科目確認表を配付します。登録内容を確認してください。

#### <注意>

1. 初回クラスから出席していないと補充登録が認められない科目もあります。特に演習形式の授業では、第一回目で発表の担当を決める場合がありますので、初めから出席するようにしてください。
2. 通年で開講する科目の中には、片学期だけの履修が認められない科目もあります。シラバスの登録条件を確認してください。
3. 履修条件が設定されている科目もあります。シラバスで確認してください。
4. 補充登録期間中に登録する科目については、補充登録期間終了後まで、出席簿に名前が記載されません。出欠確認時に名前を呼ばれない場合は、補充登録で履修する旨を担当教員に直接伝えてください。

### 3. 指導教授との面接

学期開始時に指導教授面接を受けてください。各教員の執務日程は始業式前に掲示します。前期には、履修に関するアドバイスを受け、履修登録票に印鑑または署名をもらってください。指導教授の承認のない登録票は無効です。

また、後期課程在学者については、各指導教授が、当該年度分の「研究指導計画書」を作成します。履修登録時に配付する所定用紙に必要事項を記入の上、指導教授にお渡しください。後日、指導教授が作成した「研究指導計画書」の写しが返却されますので、控えとしてください。

### 4. 登録確認及び修正期間

各学期の補充登録期間終了後、登録の確認期間を設けます。履修登録科目確認表の内容に誤りがあれば、期間中に教務課に申し出てください。補充登録期間の延長ではありませんのでご注意ください。

## 【テキスト購入について】

### 1. 各授業科目のテキストについて

学科目概要（シラバス）の<テキスト><参考書・参考資料等>の欄を参照してください。各自用意するもの、担当教員が用意するもの、大学事務室窓口で購入可能なものがあります。

### 2. テキストの購入について

学科目概要（シラバス）に「学生各自」と記載があるテキストは、自身で用意してください。以下の購入方法もご利用ください。

#### ◇教文館出張販売

前期と後期の初めに教文館が学内で出張販売を行います。シラバスに記載するテキストと参考書の購入・注文が可能です。テキストについては優待価格が適用される場合もあります。なお、文献によっては、オンデマンドあるいは取り寄せの扱いになります。

出張販売の日程等は掲示でお知らせします。

#### ◇オンデマンド事前予約

オンデマンド扱いの特定のテキストについては、教務課で事前予約を受け付け、教文館に取り次ぎます。オンデマンド・テキストは、注文から入手までに3・4週間程度を要しますが、事前予約をすることで、学内出張販売日に受け取ることができます。

履修の該当学年に向けて掲示・メモ等で案内します。事前予約の機会をぜひご利用ください。

### 3. テキストの変更について

指定テキストやその入手方法に変更が生じる場合があります。変更があれば、掲示でお知らせします。



## 【欠席について】

### 1. 欠席について

やむを得ない事情で授業を欠席するときは、「欠席届」を授業担当教員または教務課に提出してください。所定用紙は教務課・学生課事務室前にあります。事前に提出できなかった場合は事後でも構いません。必ず本人が提出してください。

急な欠席であっても、原則として、教務課等事務局宛の電話・メール等での連絡は受け付けません。可能な場合はクラスメートに伝言をお願いし、事後に「欠席届」を担当教員に提出のうえ、口頭で補うとよいでしょう。ただし、長期欠席を伴う疾病や事故等特別な事態が発生した場合には、直ちに教務課へ連絡してください。

### 2. 公欠について

学校保健安全法施行規則に定める感染症罹患、教職課程における介護等体験と教育実習、本学「派遣プログラム」によるキリスト教主義学校・教会への派遣に伴う欠席は、公欠として扱われます。それぞれ所定の「公欠願い」を教務課へ提出してください。用紙は教務課・学生課事務室前にあります。

#### (1) 学校保健安全法施行規則第 18 条に定める感染症罹患による欠席

学校保健安全法では、学生が特定の感染症に罹患した際、学校が出席停止を指示することを定めています。該当する感染症の種類は、『大学の沿革と組織』総務課からの案内 9 頁に掲載しています。罹患したときは、直ちに担任教員へ連絡し、治癒するまで来校を控えてください。そのうえで、治癒後の来校時に「公欠願い」を教務課へ提出してください。

なお、場合により、治癒後の来校にあたり、「登校許可証明書」を提出いただくことがあります。教務課・学生課事務室前にある所定用紙、あるいは『大学の沿革と組織』13 頁「感染症治癒後 登校許可証明書」をコピーしてお使いください。

#### (2) 介護等体験・教育実習による欠席

教職課程における「介護等体験」と「教育実習」により授業を欠席する場合は、体験・実習に行く前に、所定の「公欠願い」を教務課（教職課程担当）へ提出してください。

#### (3) 派遣プログラムによる欠席

本学の「派遣プログラム」によりキリスト教学校・教会等へ派遣され、授業を欠席する場合は、事前に所定の「公欠願い」を教務課（入試担当）へ提出してください。

\*忌引きは公欠として扱いません。通常の「欠席届」を提出してください。

\*公欠は授業の補講を保障するものではありません。欠席による遅れは自身で補うよう努めてください。

## 【試験について】

### 東京神学大学の学問的倫理基準

学問的探究は全て、その学問の対象に対する情熱的な献身と忠実をもって真理を尋ねること、および、特に同じ学問研究に携わる者達の間で成立する信頼関係なしには、健全な発展を遂げることができません。さらに後者について言えば、学問は、過去や同時代の研究に多くを負いながら進められていきますが、そのために、ある倫理的基準が存在します。それは、大きくは、①自分自身で調べ、考えることであり、さらに、②他者に依存している情報や事柄については、そのことをきちんと明示するということです。

この倫理的基準を犯す不正は、学問の対象を裏切る行為であると同時に、研究に携わる他者との信頼関係を破壊する行為です。従って、大学は、そのような不正を見逃ごしにすることなく、厳しい対応をしてきました。東京神学大学もまた大学の一つとして、学問的探究における不正を許すことはできません。また、特に神学校として、神学という、神を第一の対象とする学問に従事し、信仰共同体である教会を背景に持つ本学にとって、不正行為は当事者の召命を疑わせることとなります。それゆえに、本学に連なる教員も学生も、一般大学以上に、学問上の倫理的基準を守る義務を負っているのです。教員の発表する論文や書籍、教員から評価を受けるために学生が提出するもの（筆記試験およびレポート）にも、当然、同じ基準が適用されます。

不正行為が発見された場合には学則に照らした処分等の対象となります。学生の場合であれば、最も重い場合には退学、最も軽い場合であっても、当該科目の単位は取り消しとなります。不正行為の例としては、以下のものを挙げることができます。

- ・筆記試験において、他人の試験答案を写すこと。
- ・筆記試験において、他人に自分の答案を写させること。
- ・筆記試験において、参照を許されていないものを参照すること。
- ・筆記試験において、メモや動作等によって他者と連絡をとること。
- ・筆記試験において、携帯電話・スマートフォン・PC・タブレット端末等を身の回りに置くこと。また、イヤフォン等を装着すること。
- ・他人に代わってレポートを書くこと。
- ・自分に代わって他人にレポートを書かせること。
- ・他人のレポートを写すこと。
- ・剽窃・盗用をすること（出典を明記しないで、自分の考えたものとする）。
- ・生成系 AI の出力をレポート等の解答にそのまま利用すること（生成系 AI の学習データには他者の著作物が含まれていることが多く、そのまま利用すると著作権侵害や剽窃のおそれが生じるためです）。

実際にこれらのことを行なった場合だけでなく、疑わしい行為も処罰の対象と見做されます。充分注意して下さい。

## [レポート・論文作成にあたっての注意]

### ——特に盗用・剽窃について——

東京神学大学での学業においては、課題としてレポートや論文など、まとまった長文の文章の提出を求められる機会が多くあります。こうした形式の課題をこなしていくことを通して、説教者となるために必要な思考力や文章構成力が身に着いていきます。レポートや論文作成にあたって注意すべきことは

### 出典を明記する

ということです。従って、出典を注などによって明らかにしないままでは

- ① 他人の書いたもの（本・論文・配布物・未刊の原稿など）の一部または全部を、自分のものとしてそのまま用いること
- ② 他人の着想・考え・構想などを自分のオリジナルであるとして用いること
- ③ インターネットを通じて入手した資料の一部または全体を、自分のオリジナルとして、そのまま、あるいは「コピー・アンド・ペイスト」によって組み合わせて用いること
- ④ 他人に書いてもらったものを、そのまま自分のものとして提出すること

は、いずれも学問の世界における重大な違反行為となります。違反が確認された場合、単位の取り消し・学位の剥奪・退学などの処分を受けることがあります。

自分以外の誰かの言葉・誰かから学んだことについては、注意をもって取り扱い、必要に応じて注を付け、出典を明記しましょう。

<参考資料>

<https://www.educationalpolicy.admin.cam.ac.uk/plagiarism-and-academic-misconduct> による英国ケンブリッジ大学における全学対象の剽窃に関するステートメント

## 注における文献記載例

＜『東京神学大学大学院神学研究科博士課程前期課程履修の手引』『修士論文作成の手引』より抜粋＞

注の書き方にはいくつかの方法がある。どれを採用するにせよ、一貫性を持って用いること。以下に挙げる例は限られたものであり、例外がありうる。複雑なケースの場合は、指導教授の指導を仰ぐこと。

### A. 和文文献の場合

#### (1) 書物

\* 著・編者名『書名』（シリーズ名、巻）出版社、刊行年、頁数 の順に記す。

例：網野善彦『日本中世の非農業民と天皇』（岩波書店、1984年）、154－156頁。

アリスター・E・マクグラス『キリスト教神学入門』（神代真砂実訳、教文館、2002年）、10頁。

カール・バルト「福音主義神学入門」（加藤常昭訳）『カール・バルト著作集』第10巻（新教出版社、1968年）、10頁。

#### (2) 論文

\* 著者名「論文名」（『雑誌名』号数、19——）頁数 の順。

例：網野善彦「青方氏と松浦一揆」（『歴史学研究』254号、1982年）57頁。

アリスター・E・マクグラス「現代キリスト教思想における自然神学の位置」（神代真砂実訳）『神学』65号（2003年）84－122頁。

\* 書名、雑誌名、新聞名は——— 二重カギかっこ『 』

\* 論文、記事名は————— 一重カギかっこ「 」

### B. 欧文文献の場合

#### (1) 単行本

\* 著者名、書名、刊行地、刊行年、頁数 の順に記す。書名はイタリック体にする（書名の下にアンダーラインを付しても良い）。

例：W. Pannenberg, *Grundzüge der Christologie*, Gütersloh, 1964, S.187.

\* 邦訳がある場合、それを明記する。

例：P. M. Sweezy, The Present as History, New York, 1953, pp.213-217.

（都留重人監訳『歴史としての現代』岩波書店、1954年、268－273頁）。

\* 刊行地のあとに出版社を加える、より詳しい表記の仕方もある。

例：Colin E. Gunton, *The Promise of the Trinitarian Theology* (Edinburgh: T&T Clark, 1991), p.10.

#### (2) 論文の場合

\* 著者名、論文名、雑誌名、号数、刊行年、頁数 の順。

\* 論文題は“ ”を付け、雑誌名をイタリック体にするか、あるいは雑誌名の下にアンダーラインを付す。

\* 雑誌論文の例：

G.N.Stanton, “The Fourfold Gospel,” New Testament Studies 43:3(1997), pp.317-346.

\* 論文集に収録されている場合：

Christoph Schwöbel, “Christology and Trinitarian Thought,” in Christoph Schwöbel, ed., *Trinitarian Theology Today* (Edinburgh: T&T Clark, 1995), pp.10-11.

## I. 期末試験

1. 期末試験は、原則として、学期ごとに（年2回）実施されます。
2. 期末試験は、各担当教員の裁量により、授業期間内または試験日に実施されます。担当教員の指示に従ってください。
3. 期末試験は、筆記試験、レポート、その他各担当教員が指定する形式で行われます。
4. 評価基準に出席条件が課せられている科目については、その条件が満たされていない場合、期末試験を受けることができません。
5. レポートは、原則として、各担当教員へ直接提出してください。提出期限や提出方法は科目によって異なりますので、担当教員の指示に従ってください。
6. レポートの表紙は、特に指定がなければ、巻末のものを参照してください。コピーをしても各自で作成しても構いません。

### <注意> 成績判定と授業料の納入について

学期末に履修科目の成績判定を受け、単位を修得するには、授業料が納入済みであることが条件となります（「東京神学大学学生納付金に関する内規」第4条）。従って、所定の期日（前期の場合は基礎登録の最終日、後期の場合は10月の第2金曜日）までに授業料を納入していない場合には、成績判定を受けられませんので、試験を受けることも、レポートを提出することもできません。

事情により、上記の所定の期日を守るのが難しい場合には、分納や延納の願出を提出してください。これが認められれば、成績判定を受けることができます。ただし、分納や延納が認められている場合であっても、授業最終日の一週間前にあたる日までに授業料を完納していなければ、期末試験（筆記試験・レポート）の受験資格を失い、成績判定を受けられません（「東京神学大学学生納付金に関する内規」第3条・第4条）。

授業料の納入を怠った学生は、さらに除籍処分の対象ともなり得ます（「東京神学大学学則」第48条・「東京神学大学大学院学則」第49条）。

自覚をもって授業料の準備あるいはその計画をし、必ず所定の期日までに授業料を納付してください。また、何か問題が生じそうな場合には、早めに経理課や奨学金委員会（委員長に連絡がとれない場合には、教務課・学生課）に相談に行くようにしてください。

◆2026年度授業料 分納・延納が許可された場合の最終納付期日

前期：2026年7月22日（水）

後期：2027年2月4日（木）

## II. 追試験

1. 以下枠内の理由により筆記試験によって実施される期末試験を受けられなかった場合、指定期間内に教務課へ追試験受験願を提出することができます。教務課主任に承認された者は、追試験許可者として学籍番号が掲示されますので、経理課窓口で受験手数料（一科目につき 800 円）を納め、追試験を受けてください。  
出願手続きは、原則として、受験者本人が行ってください。なお、教務課主任に受理された受験願は取り下げることができません。

- (1) 災害（台風、水害、火災等）。
- (2) 交通機関の事故・遅滞（交通機関などの証明書を必要とする）。
- (3) 負傷または疾病（医師の診断書を必要とする）。
- (4) 二親等以内の親族またはそれに準ずる者の死亡による忌引。
- (5) その他教務課主任において適当と認めた証明を伴う事由。

※出願期間を設けていますが、事態が生じた時点で速やかに教務課主任に申し出て  
ください。

※期末試験以外の筆記試験は追試験の対象となりません。各担当教員に相談してく  
ださい。

2. 対象科目  
全科目

3. 出願期間  
当該科目の試験実施日翌日から教務課の定める期日（掲示による）まで

4. 成績  
平常の六段階評価（A～E）

※追試験の再試験は認められません。追試験の結果がD評価であった場合、再試験  
は認められず、学期末の成績はD評価となります。

5. 日程  
追試験許可者掲示日・追試験日程については、学務暦で確認してください。

### Ⅲ. 再試験

1. 再試験対象科目の学期末の成績がD評価であった者は、再試験該当者として学籍番号が掲示されます。再試験受験を希望する場合は、指定期間内に教務課で出願手続きを行ってください。再試験受験には、受験手数料（一科目につき 1,000 円）が必要です。出願手続きは、受験者本人が行ってください。なお、再試験受験手続きを終えた後に出願を取り消すことはできません。
2. 対象科目  
全科目
3. 出願期間  
筆記試験：再試験該当者掲示日から当該科目の再試験日前日 16 時まで  
レポート：再試験該当者掲示日から当該科目の再試験日正午まで
4. 成績  
「C」または「D」評価
5. 日程  
再試験該当者掲示日・再試験日程については、学務暦で確認してください。

## 【成績について】

1. 成績通知表は、以下の要領で配付されます。

前年度後期分：前期基礎登録期間中に教務課より配付

当該年度前期分：後期補充登録期間中に教務課より配付

2. 成績評価基準

合格（単位修得） 評価基準（1単位あたり成績評価点）		不合格（単位修得対象外） 評価基準	
A	100 ～ 90 （ 3.00 ）	D	59 以下
A－	89 ～ 85 （ 2.50 ）	E	評価対象外（出席不足・放棄等）
B	84 ～ 75 （ 2.00 ）	保留	実習等一部の科目における 前期成績保留
C	74 ～ 60 （ 1.00 ）		

共通評価指標：講義・演習

	A	A-	B	C	D
①事前準備をして主体的に授業に臨んでいるか	授業で扱われる主題及びその周辺の事柄について調べるなど十分な準備をして授業に臨み、講義や演習の流れに沿った発言を積極的にすることができる	授業で扱われる主題及びその周辺の事柄について調べるなどの準備をして授業に臨み、講義や演習の流れにある程度沿った発言をすることができる	授業で扱われる主題及びその周辺の事柄について多少調べるなどの準備をして授業に臨み、発言をするが、講義や演習の流れに十分に沿うものではない	授業で扱われる主題について多少調べるなどの準備をして授業に臨んでいるが、講義や演習の流れに沿った発言をすることはほとんどできない	全く準備をせずに授業に臨み、講義や演習の流れに沿った発言をすることができない
②テキストや資料の読解力は身に着いているか	内容について、その大意を把握しているだけでなく、細部まで正確に言い換え、説明し、その特徴を指摘できる	内容について、その大意を把握しているだけでなく、ある程度まで細部まで正確に言い換え、説明できる	大意を正確に把握し、説明できる	大意を最低限、把握している	大意すらも把握できていない
③主体的に考えられるか	講義やテキストの読解等を通して、自らの知識や理解を深め、それを踏まえて、自分なりの見解を、他の見解をも考慮に入れつつ、提示できる	講義やテキストの読解等を通して、自らの知識や理解を深め、それを踏まえて自分なりの見解を提示できるが、他の見解を考慮することができていない	講義やテキストの読解等を通して、自らの知識や理解を深めてはいるが、自分なりの見解を持つには至っていない	講義やテキストの読解等を通して、その内容のある程度理解してはいるが、自らの知識や理解を深めることはできていない	講義やテキストの読解等を通して、全く自らの知識や理解を深めることができていない
④発表やレポートは論理的か	明確で学術的意義を持つ主張を、当該分野の研究方法を踏まえて、説得力をもって提示できる	論理的説得力には弱さを持つが、明確で学術的意義を持つ主張を、当該分野の研究方法を踏まえて提示できている	論理的に、ある学問的な主張をしようとする姿勢は認められるが、十分な学術的意義を持つものにはなっていない	主張自体は明確であるが、根拠づけと論理の展開ができていない	主張が明確でなく、印象を述べているだけで、論理的でない

共通評価指標：博士論文

	100～90点	89～80点	79～70点	69～60点	59点以下
①主題の設定	博士論文にふさわしい広さと深さを持った、実現可能な主題が設定されている	概ね博士論文にふさわしい広さと深さを持った、実現可能な主題が設定されている	広さや深さにおいて十分でなく、実現可能性について、少し無理がある主題である	広さや深さにおいて不十分であり、かなり無理がある主題である	博士論文の主題として、または実現可能性において不適切である
②先行研究の理解と研究の位置づけ	主題とその周辺の事柄に関する先行研究を十分に理解・検討・吟味しており、論文がその中に明確に位置づけられている	主題とその周辺の事柄に関する先行研究を概ね理解・検討・吟味しており、論文がその中にほぼ適切に位置づけられている	主題とその周辺の事柄に関する先行研究は概ね理解されているが、検討がやや不十分であり、その中における論文の位置づけにやや不明瞭さがある	主題とその周辺の事柄に関する先行研究の検討が不十分であり、その中における論文の位置づけも明確ではない	主題に関する先行研究が全く検討されていない
③研究方法の適切さと論文の構成	主題に対して適切な研究方法が選択され、それに基づいてふさわしい論文の構成と展開とがなされている	主題に対して概ね適切な研究方法が選択され、それに基づいてふさわしい論文の構成と展開とがなされている	主題に対する研究方法にやや問題が認められ、論文の構成や展開に無理や不適切さが認められる	主題に対する研究方法にやや問題があり、論文の構成や展開も十分に適切ではない	主題に対する研究方法が適切ではなく、ふさわしい論文の展開がなされていない
④論文の論理性と明晰さ	明確な主張が論理的明晰さをもって、客観的裏付けを示しつつ提示されている	明確な主張がほぼ論理的に、客観的裏付けを持って、十分理解可能な仕方で提示されている	一部に論理的曖昧さがあるものの、概ね理解可能な仕方で主張が提示されている	論理的曖昧さがあり、論旨が理解しにくい部分がある	主張が論理的に提示されておらず、理解しづらい
⑤学術的意義と、独創的主張が明確であるか	明確な独創的主張を持ち、当該分野における著しい学術的意義を持つ、出版公表に価する研究である	十分に独創的な主張を持ち、当該分野における十分な学術的意義を持つ、出版公表に価する研究である	十分に独創的であるとは言えないものの、当該分野においてある一定の学術的意義を持つ主張がなされている	主張の独創性が不十分であり、当該分野における学術的意義も明確ではない	主張が独創的であるとは言えず、当該分野における学術的意義を見出すことができない
⑥適切な形式であるか	目次や註、文献表が適切に付けられ、引用などの方法も適切で、学術論文としての体裁が十分に整っている	目次や註、文献表が適切に付けられ、引用などの方法も概ね適切で、学術論文としての体裁が整っている	目次や註、文献表は概ね適切に付けられ、引用などに時折不明瞭さが残るものの、学術論文としての体裁は概ね整っている	目次や註、文献表に不十分さがあり、引用などの方法もやや不適切なものがある	目次や註、文献表が不十分であり、引用などの方法も不適切である

[東京神学大学学位規則施行細則 第2章 課程博士 第48条、第3章 論文博士 第65条]

論文の成績は、論文審査委員会での合議に基づき主査が付した点数とし、採点は100点満点80点以上を合格とする。

## 成績確認・不服申立について

成績通知表に記載されている評価について次のような疑義や不服がある場合、成績確認を経て、不服を申し立てることができます。

- ・「共通評価指標」（履修の手引 33 頁）に照らして、疑義がある場合
- ・成績の誤記入であると思われる場合
- ・その他、具体的な理由がある場合

成績確認および成績不服申立の手順は次の通りです。

### 1. 成績確認

#### 1-① 授業担当教員に確認する

成績評価を行った担当の教員に、疑問点について確認を依頼してください。

※直接話す、メールで問い合わせるなど、方法や書式は自由です。

#### 1-② 教務課に申し出る

担当の教員と直接コンタクトできない場合は、教務課に申し出て「成績確認依頼書」を受け取り、必要事項を記入して提出してください。2 週間以内に回答します。

### 2. 成績不服申立

#### 1. 成績確認を経ても疑義が残る場合、教務課に申し出る

教務課に申し出て「成績不服申立書」を受け取り、必要事項を記入して提出してください。教務委員会において審査し、必要に応じて担当教員と審議した上で、2 週間以内に回答します。

◇ 1、2 いずれの場合も、次の期間内におこなってください。

- ・前期の成績についての疑義 → 後期補充登録期間まで
- ・後期の成績についての疑義 → 翌年度の前期補充登録期間まで（進級生のみ。離学者は対象外。）

なお、次のような理由による不服申立は認められません。

- ・「クラスメートと比べて自分の方ができていると思う」といったような主観による判断
- ・「この単位がないと卒業できない」という懇願

## 博士論文審査結果不服申立について

博士論文が不合格となりその審査結果に疑義のある場合、不服を申し立てることができます。申立がなされた場合、学長が審査委員会に聴き取りを行い、その合理性を判断します。詳しくは教務課にお尋ねください。

## 【学籍について】

休学・退学等、学籍に関する異動は、必ず指導教授に相談のうえ、期日までに「願い出」を整えて教務課に提出してください。願い出には保証人の署名と押印が必要です。指導教授の了解を得た後、教務課に所定用紙を取りに来てください。

以下学則を参照のこと。

### ●休学—大学院学則第39条（注：本条の規定は、長期履修学生には適用されません。）

疾病その他やむをえない事由により、満1カ月以上欠席しようとするときは、前期及び後期の始業週の金曜日迄に保証人連署をもって願い出で、許可を受け、休学することができる。

(1) 申し出期間を過ぎて休学を願い出た者の、当該学期に納めた校納金は返還しない。

(2) 上記校納金を延納又は分納の願い出により完納していない時には、休学が認められても完納しなければならない。

(3) (1)、(2)の者については第47条5は適用されない。

※「第47条第5項」：休学者の在籍料は、1学期につき授業料の5分の1とする。

2 休学期間は1年を越えることができない。ただし、特別の事由のあるときは、あらかじめ許可を受け、さらに、1年以内に限り休学することができる。

3 休学し得る期間は、通算2カ年以内とする。2カ年を経過してなお復学または退学しない場合は除籍する。ただし、後期課程在学中の学生が在外研究のために休学する場合はこの限りではない。

4 休学期間は在学期間に算入しない。

### ●復学—学則第39条第5項参照

5 休学者が復学しようとするときは、保証人連署をもって願い出で、許可を受けなければならない。

### ●退学—学則第40条参照

疾病その他やむをえない事由により、退学しようとする者は、保証人連署をもって願い出で、許可を受けなければならない。

※ これらの手続きを必要とする場合は、学期ごとに願い出を提出します。以下の期日までに手続きをしてください。

2026年度	前期学籍願締切	4月3日(金)13時
	後期学籍願締切	9月25日(金)13時
2027年度	前期学籍願締切	2027年 4月2日(金)13時

## 【長期履修学生制度について】

神学研究科博士課程後期課程では、「長期履修学生制度」を設けています。職業を有する等の事情で年間に履修できる単位数や研究・学習活動に充てられる時間が限られ、標準修業年限（3年）での履修が困難な者を対象に、一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し修了することにより、学位の修得を可能とする制度です。

長期履修学生制度の詳細については、教務課で希望者に配付している『長期履修学生制度の手引』をご参照ください。

## 【研究指導認定退学制度について】

博士課程後期課程に「研究指導認定退学制度」が導入されました。以下の4要件を全て充足済で、修業年限内に博士論文の提出が難しいと判断される場合に、「研究指導認定」を受けて退学し、その後、所定の期間（標準修業年限履修の場合は3年、長期履修の場合は1年）内に再入学して課程博士の学位請求論文を提出することができる制度です。2025年度後期課程在籍者より適用されます。

- (1) 課程修了に必要な単位を修得
- (2) 外国語学力認定試験に合格
- (3) 論文提出資格認定試験に合格
- (4) 学術論文1本を学術誌に発表

研究指導認定を申請する時点で、在学期限満了までに1学期以上を残している必要があります。申請にあたっては、指導教授と相談のうえ、教務課に申し出てください。

## 【授業計画】

東京神学大学大学院学則第 16 条 第 2 項を適用し、また、感染症等の状況に鑑み、多様なメディアを利用して、双方向の通信手段により教室以外の場所で授業を実施する場合があります。

### 《授業番号について》

全ての授業科目には授業番号が付され、教育課程上の位置を示しています。

桁数	1	2	3	4	5	6	7	8
番号例	D	A	1	0	0	0	0	3
		専攻	分野					
	学位課程	科目区分	科目小区分			配当学年	授業科目番号	

1桁目：学位課程（学部・大学院）

G: 学部

M: 大学院博士課程前期課程

D: 大学院博士課程後期課程

2桁目：科目区分（3～5桁目：科目小区分）

A: 聖書神学専攻（100: 旧約聖書神学, 200: 新約聖書神学）

B: 組織神学専攻（100: 組織神学, 200: 歴史神学, 300: 実践神学）

C: 博士論文指導演習（100: 聖書神学, 200: 組織神学）

6桁目：配当学年（0: 特に定めなし）

7～8桁目：授業科目番号

### 《学位授与方針との関係について》

シラバスには、各授業科目が学位授与方針(ディプロマ・ポリシー)のどの事項の修得のために開講されているのかが示されています。また、授業計画一覧には、各授業科目と学位授与方針との対応関係(カリキュラム・マップ)が示されています。

[DP1] 自立した研究活動により神学における国内外の学界への学問的貢献ができるレベルの専門的学識を修得する

[DP2] 高等教育機関において研究者・教育者として継続的研究業績を出すことのできる能力を身に付ける

2026年度授業計画 大学院神学研究科  
 博士課程後期課程 聖書神学専攻／組織神学専攻

専攻	分野等	コード	科目名	担当者	単位		備考 前期課程対応科目	学位授与方針		掲載頁	
					前期	後期		DP1	DP2		
聖書神学専攻	旧約聖書神学関係	DA100001	旧約聖書神学特殊研究 a	魯恩碩講師	/	/		○			
		DA100002	旧約聖書神学特殊研究 b			/		○			
		DA100003	旧約聖書文学特殊研究 a	田中光教授	2			旧約聖書学特研Ⅱ a	○		44
		DA100004	旧約聖書文学特殊研究 b	田中光教授		2		旧約聖書学特研Ⅱ b	○		45
		DA100005	旧約聖書原典特殊研究 a		/	/			○		
		DA100006	旧約聖書原典特殊研究 b		/	/			○		
		DA100007	聖書語学特殊研究 a	佐藤泉講師	2			シリア語 a	○		46
		DA100008	聖書語学特殊研究 b	佐藤泉講師		2		シリア語 b	○		47
		DA100009	聖書考古学特殊研究 a		/	/			○		
		DA100010	聖書考古学特殊研究 b		/	/			○		
	新約聖書神学関係	DA200001	新約聖書神学特殊研究 a	河野克也特任准教授	2			新約聖書学特研Ⅰ a	○		48
		DA200002	新約聖書神学特殊研究 b	河野克也特任准教授		2		新約聖書学特研Ⅰ b	○		49
		DA200003	新約聖書原典特殊研究 a	遠藤勝信講師	/	/			○		
		DA200004	新約聖書原典特殊研究 b	遠藤勝信講師	/	/			○		
		DA200005	聖書解经学特殊研究 a	中野実教授	/	/			○		
		DA200006	聖書解经学特殊研究 b	中野実教授	/	/			○		
		DA200007	原始キリスト教特殊研究 a	山口希生特任准教授	2			新約聖書学特研Ⅱ a	○		50
		DA200008	原始キリスト教特殊研究 b	山口希生特任准教授		2		新約聖書学特研Ⅱ b	○		51
	共通	DC100001	博士論文指導演習聖書神学 a	各指導教授	0				○		62
		DC100002	博士論文指導演習聖書神学 b	各指導教授	0	0			○		63
組織神学専攻	組織神学関係	DB100001	教義学特殊研究 a	須田拓教授	2		組織神学特講Ⅰ a	○		52	
		DB100002	教義学特殊研究 b	須田拓教授		2	組織神学特講Ⅰ b	○		53	
		DB100003	キリスト教倫理学特殊研究 a		/	/		○			
		DB100004	キリスト教倫理学特殊研究 b		/	/		○			
		DB100005	弁証学特殊研究 a		/	/		○			
		DB100006	弁証学特殊研究 b		/	/		○			
		DB100007	組織神学特殊研究 a	神代真砂実教授	2			組織神学演習Ⅱ a	○		54
		DB100008	組織神学特殊研究 b	神代真砂実教授		2		組織神学演習Ⅱ b	○		55
		DB100009	現代神学特殊研究 a	芳賀力講師	2			組織神学特研Ⅱ a 学則第16条第2項適用/集中	○		56
		DB100010	現代神学特殊研究 b	芳賀力講師		2		組織神学特研Ⅱ b 学則第16条第2項適用/集中	○		57
		DB100011	組織神学共同演習 a		/	/			○		
		DB100012	組織神学共同演習 b		/	/			○		
	歴史神学関係	DB200001	神学史特殊研究 a	本城仰太准教授	2			教理史演習Ⅰ a	○		58
		DB200002	神学史特殊研究 b	本城仰太准教授		2		教理史演習Ⅰ b	○		59
DB200003		宗教改革史特殊研究 a		/	/			○			
DB200004		宗教改革史特殊研究 b		/	/			○			
DB200005		日本宗教思想史特殊研究 a		/	/			○			
DB200006		日本宗教思想史特殊研究 b		/	/			○			
DB200007		教父学特殊研究 a		/	/			○			
DB200008		教父学特殊研究 b		/	/			○			
実践神学関係	DB300001	キリスト教教化学特殊研究 a		/	/			○			
	DB300002	キリスト教教化学特殊研究 b		/	/			○			
	DB300003	キリスト教教育特殊研究 a	長山道教授	2			キリスト教教育特研 a	○		60	
	DB300004	キリスト教教育特殊研究 b	長山道教授		2		キリスト教教育特研 b	○		61	
共通	DC200001	博士論文指導演習組織神学 a	各指導教授	0				○		64	
	DC200002	博士論文指導演習組織神学 b	各指導教授	0	0			○		65	



## 【学科目概要（シラバス）】

聖書神学専攻・旧約聖書神学関係	授業番号	DA100003
旧約聖書文学特殊研究 a	田中 光	<担当形態> 単独
前期・2単位	<登録条件>	
<学位授与方針との関係> [DP1] 自立した研究活動により神学における国内外の学界への学問的貢献ができるレベルの専門的学識を修得する		
<授業のテーマ> イザヤ書（主に 40-66 章）の解釈		
<到達目標> イザヤ書の預言の原典の言葉に深く通曉し、イザヤ書の学術的議論と対話しながら、その神学的メッセージを言語化すること。		
<授業の概要> 詩編の中から、多様な詩編を選んで共に積義的に考察し、同時にその神学的意味をディスカッションすることで、理解を深める。特にドクターの学生は、授業の中で修士の学生の議論をリードし、より高度な読解を提供することが求められる。		
<履修条件> ヒブル語 I を履修していることが望ましい。		
<授業計画>  第 1 回 オリエンテーション&イントロダクション 第 2 回 イザヤ書概説 第 3 回 イザヤ書 40 章 1-11 節① ヒブル語テキストの講読 第 4 回 イザヤ書 40 章 1-11 節② 解釈に関する討論 第 5 回 イザヤ書 42 章 1-9 節① ヒブル語テキストの講読 第 6 回 イザヤ書 42 章 1-9 節② 解釈に関する討論 第 7 回 イザヤ書 49 章 1-9 節① ヒブル語テキストの講読 第 8 回 イザヤ書 49 章 1-9 節② 解釈に関する討論 第 9 回 イザヤ書 52 章 13 節-53 章 12 節① ヒブル語テキストの講読①（テキストの前半部分まで） 第 10 回 イザヤ書 52 章 13 節-53 章 12 節② ヒブル語テキストの講読②（テキストの最後まで） 第 11 回 イザヤ書 52 章 13 節-53 章 12 節③ 解釈に関する討論 第 12 回 Steve Moyise, “Isaiah in the New Testament,” in <i>The Oxford Handbook of Isaiah</i> , ed. by Lena-Sofia Tiemeyer (2020). 第 13 回 イザヤ書 61 章 1-11 節① ヒブル語テキストの講読 第 14 回 イザヤ書 61 章 1-11 節② 解釈に関する討論 第 15 回 まとめ		
<準備学習等の指示> 1 回の授業あたりの授業外学習は 180 分～240 分を目安とする。 ヒブル語テキストの講読の場合には単語の分析や私訳を、解釈に関する討論の場合には注解書の読解などを予習として行うことが求められる。既述の通り、ドクターの学生は、その準備において、修士の学生の議論をリードするような内容が求められる。		
<テキスト> 聖書（手持ちの翻訳で可）、BHS（Biblia Hebraica Stuttgartensia）		
<参考書・参考資料等> 第 12 回で用いる S. Moyise の論文は教員が準備する。その他、参考となる書物は、適宜、授業の初回で指示する。ドクターの学生は、参考書として挙げられている文献、可能であれば欧文のものを積極的に読み、準備に当たることが求められる。		
<学生に対する評価（方法・基準）> 毎回の授業への予習の状況、そして期末のレポートで評価する。ドクターの学生は、修士の学生よりもより分量・質ともに、より良い内容のレポートを作成することが求められる。分量としては 6000 字以上、質としては、欧文文献を含んだより多くの文献との対話が、それぞれ必要となる。		
<課題に対するフィードバックの方法> 授業での口頭によるコメント、期末レポートへのコメントによってフィードバックする。		

聖書神学専攻・旧約聖書神学関係	授業番号	DA100004
旧約聖書文学特殊研究 b	田中 光	<担当形態> 単独
後期・2単位	<登録条件>	
<学位授与方針との関係> [DP1] 自立した研究活動により神学における国内外の学界への学問的貢献ができるレベルの専門的学識を修得する		
<授業のテーマ> 原初史（創世記1－11章）の解釈		
<到達目標> 原初史の原典を深く読み、また聖書学的議論に対する深い理解を身に付け、その神学的メッセージを適切な言葉で言語化すること。		
<授業の概要> 原初史のテキストを実際に原典で読解しつつ、同時にその読解に基づいて、神学的意味についてディスカッションを行う。特にドクターの学生は、授業の中で修士の学生の議論をリードし、より高度な読解を提供することが求められる。		
<履修条件> ヒブル語Iを履修していることが望ましい。		
<授業計画>  第1回 オリエンテーション&イントロダクション 第2回 創世記・原初史概説 第3回 天地創造（創世記1章1節～2章4節）① ヒブル語テキスト読解 第4回 天地創造（創世記1章1節～2章4節）② 解釈に関する討論 第5回 エデンの園（創世記2章4節～3章24節）① ヒブル語テキスト読解 第6回 エデンの園（創世記2章4節～3章24節）② 解釈に関する討論 第7回 洪水までのアダムの子孫（創世記4章1節～6章8節）① ヒブル語テキスト読解 第8回 洪水までのアダムの子孫（創世記4章1節～6章8節）② 解釈に関する討論 第9回 洪水（創世記6章9節～8章22節）①ヒブル語テキスト読解 第10回 洪水（創世記6章9節～8章22節）②解釈に関する討論 第11回 洪水後の新しい秩序とノアの子孫（創世記9章1節～10章32節）①ヒブル語テキスト読解 第12回 洪水後の新しい秩序とノアの子孫（創世記9章1節～10章32節）②解釈に関する討論 第13回 バベルの塔とアブラハムに至る系図（創世記11章1節～32節）①ヒブル語テキスト読解 第14回 バベルの塔とアブラハムに至る系図（創世記11章1節～32節）②解釈に関する討論 第15回 全体のまとめと結論的考察		
<準備学習等の指示> 1回の授業あたりの授業外学習は180分～240分を目安とする。 ヒブル語テキストの講読の場合には単語の分析や私訳を、解釈に関する討論の場合には注解書の読解などを予習として行うことが求められる。既述の通り、ドクターの学生は、その準備において、修士の学生の議論をリードするような内容が求められる。		
<テキスト> 聖書（手持ちの翻訳で可）、BHS（Biblia Hebraica Stuttgartensia）		
<参考書・参考資料等> 参考となる書物は、適宜、授業の初回で指示する。ドクターの学生は、参考書として挙げられている文献、可能であれば欧文のものを積極的に読み、準備に当たることが求められる。		
<学生に対する評価（方法・基準）> 毎回の授業への予習の状況、そして期末のレポートで評価する。ドクターの学生は、修士の学生よりもより分量・質ともに、より良い内容のレポートを作成することが求められる。分量としては6000字以上、質としては、欧文文献を含んだより多くの文献との対話が、それぞれ必要となる。		
<課題に対するフィードバックの方法> 授業での口頭によるコメント、期末レポートへのコメントによってフィードバックする。		

聖書神学専攻・旧約聖書神学関係	授業番号	DA100007
聖書語学特殊研究 a	佐藤 泉	<担当形態> 単独
前期・2単位	<登録条件>通年で履修するのが望ましい。	
<学位授与方針との関係> [DP1] 自立した研究活動により神学における国内外の学界への学問的貢献ができるレベルの専門的学識を修得する		
<授業のテーマ> 聖書の古代訳の一つにペシッタ（シリア語訳）がある。ペシッタを読むためのシリア語文法の基礎を学ぶ。さらに聖書の原典と古代訳との比較を行なう。		
<到達目標> ①シリア語文法の基礎を身につける。②身につけたシリア語文法の基礎を生かし、辞書も用いながら、ペシッタを読むことができるようになる。③聖書の原典とペシッタや他の古代訳との比較を行なうことができるようになる。		
<授業の概要> 練習問題に取り組むながら、ペシッタを読むために必要なシリア語文法を学ぶ。聖書の原典と古代訳との比較に慣れていく。		
<履修条件> ヒブル語履修済みであること。		
<授業計画> 第1回：序 シリア語を学ぶ意義等を話し、子音について（1）ヤコブ派の書体を学ぶ。 第2回：子音について（2）ネストリウス派とエストラングラの書体を学ぶ。 第3回：母音について ヤコブ派とネストリウス派の母音記号を学ぶ。 第4回：代名詞について 人称・指示・疑問・関係代名詞を学ぶ。 第5回：前置詞について 基本的なものをいくつか学ぶ。 第6回：名詞について（1） 基本的な名詞について、ヘブライ語との比較をしつつ、その特徴を学ぶ。 第7回：代名詞語尾について ヘブライ語と同様にシリア語も名詞等に代名詞語尾がつくことを学ぶ。 第8回：名詞について（2） 母音の移動を伴うものを学ぶ。 第9回：名詞について（3） 不規則変化するものを学ぶ。 第10回：規則動詞について（1） Peal 形の変化、特に完了を学ぶ。 第11回：規則動詞について（2） Peal 形の変化、特に未完了・命令・分詞・不定詞を学ぶ。 第12回：規則動詞について（3） Ethpeel 形の変化を学ぶ。 第13回：規則動詞について（4） Pael 形と Ethpael 形の変化を学ぶ。 第14回：規則動詞について（5） Aphel 形と Ettaphal 形の変化を学ぶ。 第15回：規則動詞について（6） 代名詞語尾のついた形の変化を学ぶ。		
<準備学習等の指示> 1回の授業あたりの授業外学習は180分～240分を目安とする。 授業中に指示のあった練習問題等について、できる範囲で準備すること。ヒブル語の文法も参照しておくこと。		
<テキスト> Theodore H. Robinson, Paradigms and Exercises in Syriac Grammar, 3 <sup>rd</sup> .ed., Oxford University Press, London, 1949.（教務課で各自購入する。）		
<参考書・参考資料等> William Jennings, Lexicon to the Syriac New Testament, Oxford at the Clarendon Press, 1926. Takamitsu Muraoka, Classical Syriac for Hebraists, Wiesbaden: O. Harrassowitz, 1987. Theodor Nöldeke, Compendious Syriac Grammar, Winona Lake, Indiana: Eisenbrauns, 2001.		
<学生に対する評価（方法・基準）> 予習・復習、積極的な授業参加の状況、ペシッタのテキストの中から指定された箇所に関する発表によって成績をつける。評価にあたっては、「共通評価指標：講義・演習」の①～④の内容を重視する。		
<課題に対するフィードバックの方法> 練習問題等の発表後には授業の中で解説等をする。また、ペシッタのテキストに関する発表後にも授業の中で解説等をする。		

聖書神学専攻・旧約聖書神学関係	授業番号	DA100008
聖書語学特殊研究 b	佐藤 泉	<担当形態> 単独
後期・2単位	<登録条件>通年で履修するのが望ましい。	
<学位授与方針との関係> [DP1] 自立した研究活動により神学における国内外の学界への学問的貢献ができるレベルの専門的学識を修得する		
<授業のテーマ> 聖書の古代訳の一つにペシッタ（シリア語訳）がある。ペシッタを読むためのシリア語文法の基礎を学ぶ。さらに聖書の原典と古代訳との比較を行なう。		
<到達目標> ①シリア語文法の基礎を身につける。②身につけたシリア語文法の基礎を生かし、辞書も用いながら、ペシッタを読むことができるようになる。③聖書の原典とペシッタや他の古代訳との比較を行なうことができるようになる。		
<授業の概要> シリア語文法の学びを継続する。その後に講読に入るが、まず新約からマタイによる福音書の「山上の説教」、次に旧約聖書をペシッタで読み、さらに聖書の原典や他の古代訳との比較を行なう（箇所は未定。授業中に指示する。）		
<履修条件> ヒブル語履修済みであること並びに聖書語学特殊研究 a（シリア語）履修済みであること。		
<授業計画> 第1回：不規則動詞について（1） Pê Nûn 動詞の変化を学ぶ。 第2回：不規則動詞について（2） Lâmed 喉音動詞の変化を学ぶ。 第3回：不規則動詞について（3） Pê 'Ālep 動詞の変化を学ぶ。 第4回：不規則動詞について（4） Pê Yôd 動詞の変化を学ぶ。 第5回：不規則動詞について（5） 二根字動詞の変化を学ぶ。 第6回：不規則動詞について（6） 二重'ayin 動詞の変化を学ぶ。 第7回：不規則動詞について（7） Lâmed 'Ālep・Lâmed Yôd 動詞の変化を学ぶ。 第8回：「山上の説教」の講読（1） Jennings の辞書を引きながら、ペシッタを読むことに慣れる。 第9回：「山上の説教」の講読（2） 原典との比較をしつつ読むことを味わう。 第10回：「山上の説教」の講読（3） シリア語文法、特に不規則変化する名詞を確認しつつ読む。 第11回：「山上の説教」の講読（4） シリア語文法、特に動詞の変化を確認しつつ読む。 第12回：「山上の説教」の講読（5） シリア語が解釈に影響を与えている一例について話す。 第13回：旧約聖書のペシッタの講読（1） ネストリウス派の書体・母音記号で読むことに慣れる。 第14回：旧約聖書のペシッタの講読（2） シリア語文法を全体的に思い出しつつ読む。 第15回：旧約聖書のペシッタの講読（3） 原典や七十人訳と比較しつつ読むことを味わう。		
<準備学習等の指示> 1回の授業あたりの授業外学習は180分～240分を目安とする。 授業中に指示のあった練習問題等について、できる範囲で準備すること。ヒブル語の文法も参照しておくこと。ペシッタの講読に関しては、原典にも目を通しておくこと。		
<テキスト>Theodore H. Robinson, Paradigms and Exercises in Syriac Grammar,3rd.ed.,Oxford University Press, London, 1949.（教務課で各自購入する。）; The Old Testament in Syriac（授業時に担当者が説明する。）		
<参考書・参考資料等> William Jennings, Lexicon to the Syriac New Testament, Oxford at the Clarendon Press, 1926. ; Takamitsu Muraoka, Classical Syriac for Hebraists, Wiesbaden : O. Harrassowitz, 1987. ; Theodor Nöldeke, Compendious Syriac Grammar, Winona Lake, Indiana: Eisenbrauns, 2001. ; J. Payne Smith, A compendious Syriac dictionary : founded upon the Thesaurus Syriacus of R. Payne Smith, Winona Lake, Ind. : Eisenbrauns, 1998. ; 左近義慈編著、本間敏雄改訂増補『ヒブル語入門』[改訂増補版] 教文館、2011 ; William L. Holladay, A Concise Hebrew and Aramaic Lexicon of the Old Testament, Grand Rapids, 1971 ; Gustaf Dalman, Grammatik des jüdisch-palästinischen Aramäisch, Darmstadt : Wissenschaftliche Buchgesellschaft, 1960 ; Gustaf Dalman, Aramäisch-Neuhebräisches Handwörterbuch, Göttingen : E. Pfeiffer, 1938 ; Marcus Jastrow, A dictionary of Targumim, the Talmud Babli and Yerushalmi, and the Midrashic literature v1, v2, New York: Pardes, 1950		
<学生に対する評価（方法・基準）> 予習・復習、積極的な授業参加の状況、ペシッタのテキストの中から指定された箇所に関する発表によって成績をつける。評価にあたっては、「共通評価指標：講義・演習」の①～④の内容を重視する。		
<課題に対するフィードバックの方法>練習問題等の発表後には授業の中で解説等をする。また、ペシッタのテキストに関する発表後にも授業の中で解説等をする。		

聖書神学専攻・新約聖書神学関係	授業番号	DA200001
新約聖書神学特殊研究 a	河野 克也	<担当形態> 単独
前期・2単位	<登録条件>	
<学位授与方針との関係> [DP1] 自立した研究活動により神学における国内外の学界への学問的貢献ができるレベルの専門的学識を修得する		
<授業のテーマ> 福音書研究の重要な方法論として物語批評を取り上げる。		
<到達目標> 福音書の研究方法についての理解を深めるとともに、文学批評の視点で各福音書を独立したテキストとして精密に読む方法論の習得を目指す。特に、歴史批評の方法論との違いを理解して解釈できるようになることを目指す。		
<授業の概要> 福音書研究の方法論の歴史を概観し、物語批評を始めとする文学的視点がどのように導入されたか、またどのような成果を上げてきたかを辿り、実際に物語批評の手続きを確認する。		
<履修条件> 新約聖書ギリシア語、新約聖書釈義の履修を終えていること。		
<授業計画>  第1回 オリエンテーション：福音書研究史の概観（史的イエス研究・資料批判・様式史・編集史） 第2回 物語批評の概観：物語批評の用語解説および解釈例の紹介 第3回 パウエル『物語批評とは何か』1章：「ストーリーとしての聖典」 第4回 パウエル『物語批評とは何か』2章：「文学批評における複数の読み方」 第5回 パウエル『物語批評とは何か』3章：「ストーリーとディスコース（話と語り）」 第6回 パウエル『物語批評とは何か』4章：「出来事」 第7回 パウエル『物語批評とは何か』5章：「登場人物」 第8回 パウエル『物語批評とは何か』6章：「設定」 第9回 パウエル『物語批評とは何か』7章：「聖典としてのストーリー」 第10回 パウエル『物語批評とは何か』補遺：「釈義における物語批評の使用」 第11回 物語批評の事例研究1：洗礼者ヨハネ、殺される（マルコ 6:14-29） 第12回 物語批評の事例研究2：イエスとサマリアの女（ヨハネ 4:1-40） 第13回 物語批評の事例研究3：「大宴会」の譬え（ルカ 14:15-24） 第14回 物語批評の事例研究4：「ファリサイ派の人と徴税人」の譬え（ルカ 18:9-14） 第15回 まとめ		
<準備学習等の指示> 1回の授業あたりの授業外学習は180分～240分を目安とする。 事前に指定の課題図書を読み（原書も併せて）、事例研究の場合には、当該箇所について検討しておくこと。		
<テキスト> Mark Allan Powell, <i>What Is Narrative Criticism?</i> (Minneapolis, MN: Fortress, 1990). 私訳を配布予定 その他、授業において資料を配布する。		
<参考書・参考資料等> David Rhoads, Joanna Dewey, and Donald Michie, <i>Mark as Story: An Introduction to the Narrative of a Gospel</i> , 2nd ed. (Minneapolis, MN: Fortress, 1999). その他、授業において資料を配布する。		
<学生に対する評価（方法・基準）> 出席が2/3に足りない場合は、成績評価の対象外とする。授業への積極的な参加と期末レポートにより評価する。 レポートは6,000字以上とする。評価にあたっては、共通評価指標(1)に基づいて評価する。		
<課題に対するフィードバックの方法> コメントを付して返却する。		

聖書神学専攻・新約聖書神学関係	授業番号	DA200002
新約聖書神学特殊研究 b	河野 克也	<担当形態> 単独
後期・2単位	<登録条件>	
<学位授与方針との関係> [DP1] 自立した研究活動により神学における国内外の学界への学問的貢献ができるレベルの専門的学識を修得する		
<授業のテーマ> 福音書研究の重要な展開として、旧約聖書の引用に関する「間テキスト性」の問題を取り上げる。		
<到達目標> 福音書における旧約引用について、文学理論と対話しつつ「間テキスト性」の視点を通して理解を深めることを目指す。		
<授業の概要> リチャード・ヘイズの <i>Echoes of Scripture in the Gospels</i> を題材に、新約における旧約引用を「間テキスト性」の観点から分析する視点を得るとともに、具体的にマルコ福音書における旧約引用を検討する。		
<履修条件> 新約聖書ギリシア語、新約聖書釈義の履修を終えていること。		
<授業計画>  第1回 オリエンテーション：新約における旧約引用の解釈の課題、「間テキスト性」とは何か 第2回 ヘイズ「序論：イスラエル聖典の比喩的解釈 (Figural Interpretation)」1-14. 第3回 ヘイズ「§1. 聖典解釈者としてのマルコ」「§2. 黙示的裁きと期待 (1)」15-20. 第4回 ヘイズ「§2. 黙示的裁きと期待 (2)」20-29. 第5回 ヘイズ「§2. 黙示的裁きと期待 (3)」29-36. 第6回 ヘイズ「§2. 黙示的裁きと期待 (4)」36-44. 第7回 ヘイズ「§3. 十字架につけられたメシア・イエス (1)」44-57. 第8回 ヘイズ「§3. 十字架につけられたメシア・イエス (2)」57-61. 第9回 ヘイズ「§3. 十字架につけられたメシア・イエス (3)」61-70. 第10回 ヘイズ「§3. 十字架につけられたメシア・イエス (4)」70-78. 第11回 ヘイズ「§3. 十字架につけられたメシア・イエス (5)」78-86. 第12回 ヘイズ「§3. 十字架につけられたメシア・イエス (6)」86-87. 第13回 ヘイズ「§4. 目を覚ましている忍耐」87-97. 第14回 ヘイズ「§5. 啓示されるために隠される」97-103. 第15回 まとめ		
<準備学習等の指示> 1回の授業あたりの授業外学習は180分～240分を目安とする。 事前に指定の課題図書を読み（原書も併せて）、当該箇所について検討しておくこと。		
<テキスト> Richard B. Hays, <i>Echoes of Scriptures in the Gospels</i> (Waco, TX: Baylor University Press, 2015). 私訳を配布予定		
<参考書・参考資料等> Richard B. Hays, <i>Reading Backwards: Figural Christology and the Fourfold Gospel Witness</i> (Waco, TX: Baylor University Press, 2014). リチャード・B・ヘイズ『パウロ書簡にこだまする聖典の声：パウロは「旧約」聖書をどう読んだか』、東よしみ訳（日本キリスト教団出版局、2023年）。		
<学生に対する評価（方法・基準）> 出席が2/3に足りない場合は、成績評価の対象外とする。授業への積極的な参加と期末レポートにより評価する。レポートは6,000字以上とする。評価にあたっては、共通評価指標(1)に基づいて評価する。		
<課題に対するフィードバックの方法> コメントを付して返却する。		

聖書神学専攻・新約聖書神学関係		授業番号 DA200007
原始キリスト教特殊研究 a	山口 希生	<担当形態> 単独
前期・2単位	<登録条件>	
<学位授与方針との関係> [DP1] 自立した研究活動により神学における国内外の学界への学問的貢献ができるレベルの専門的学識を修得する		
<授業のテーマ> 「第二コリント書簡」はパウロの個人的な危機的状况を色濃く反映しているのと同時に、パウロの神学的洞察に根差した、大変内容豊かな書簡である。本書簡の学びを通じてパウロの生涯と神学の両方への理解を深めていく。		
<到達目標> 第二コリント書簡の書かれた状況を理解する。		
<授業の概要> 前期はパウロが第二コリント書簡を書くまでにいたる個人史を最初に探求し、それから第二コリント書簡の構造を分析する。その後本文テキストの解釈に入る。		
<履修条件> 新約聖書ギリシア語、新約聖書釈義の履修を終えていること。		
<授業計画>  第1回 イントロダクション&オリエンテーション 第2回 パウロの終末論 第3回 パウロとユダヤ教 第4回 パウロの律法論（1） 第5回 パウロの律法論（2） 第6回 パウロの生涯（1） 第7回 パウロの生涯（2） 第8回 パウロの生涯（3） 第9回 第二コリント書簡の構造 第10回 第二コリント 1:1-11 第11回 第二コリント 1:12-2:13, 7:5-16 第12回 第二コリント 2:14-17 第13回 第二コリント 3:1-11 第14回 第二コリント 3:12-18 第15回 まとめ		
<準備学習等の指示> 1回の授業あたりの授業外学習は180分～240分を目安とする。 指定した聖書箇所について、少なくとも一つの注解書を見ておくこと。		
<テキスト> Jerome Murphy-O'Connor, Paul: His Story, Oxford University Press, 2004（担当者が用意するが、学びを深めるためには購入を勧める。）		
<参考書・参考資料等> 適宜授業内で紹介する。		
<学生に対する評価（方法・基準）> 出席が2/3に足りない場合は、成績評価の対象外とする。授業態度、発表、期末試験を総合して評価する。授業中のディスカッションにおけるリーダーシップも求められる。評価にあたっては、共通評価指標(1)に基づいて評価する。		
<課題に対するフィードバックの方法> コメントを付けて返却する。		

聖書神学専攻・新約聖書神学関係	授業番号	DA200008
原始キリスト教特殊研究 b	山口 希生	<担当形態> 単独
後期・2単位	<登録条件>通年(a, b)の登録が望ましい。	
<学位授与方針との関係> [DP1] 自立した研究活動により神学における国内外の学界への学問的貢献ができるレベルの専門的学識を修得する		
<授業のテーマ> 「第二コリント書簡」はパウロの個人的な危機的状况を色濃く反映しているのと同時に、パウロの神学的洞察に根差した、大変内容豊かな書簡である。本書簡の学びを通じてパウロの生涯と神学の両方への理解を深めていく。		
<到達目標> 積義を通じて、第二コリント書簡への理解を深める。		
<授業の概要> 前期に続き、第二コリント書簡の積義を行っていく。		
<履修条件> 新約聖書ギリシア語、新約聖書積義の履修を終えていること。		
<授業計画>  第1回 イントロダクション&オリエンテーション 第2回 第二コリント 4:1-15 第3回 第二コリント 4:16-5:10 第4回 第二コリント 5:11-17 第5回 第二コリント 5:18-6:2 第6回 第二コリント 6:3-13 第7回 第二コリント 6:14-7:1 第8回 第二コリント 7:2-4 第9回 第二コリント 8-9章 第10回 第二コリント 10:1-11 第11回 第二コリント 10:12-18 第12回 第二コリント 11:1-12:13 第13回 第二コリント 12:14-19 第14回 第二コリント 12:20-13:14 第15回 まとめ		
<準備学習等の指示> 1回の授業あたりの授業外学習は180分~240分を目安とする。 指定した聖書箇所について、少なくとも一つの注解書を見ておくこと。		
<テキスト> Jerome Murphy-O'Connor, Paul: His Story, Oxford University Press, 2004 (担当者が用意するが、学びを深めるためには購入を勧める。)		
<参考書・参考資料等> 適宜授業内で紹介する。		
<学生に対する評価(方法・基準)> 出席が2/3に足りない場合は、成績評価の対象外とする。授業態度、発表、期末試験を総合して評価する。「授業中のディスカッションにおけるリーダーシップ」も求められる。評価にあたっては、共通評価指標(1)に基づいて評価する。		
<課題に対するフィードバックの方法> コメントを付けて返却する。		

組織神学専攻・組織神学関係	授業番号	DB100001
教義学特殊研究 a	須田 拓	<担当形態> 単独
前期・2単位	<登録条件> 学期毎の登録可	
<学位授与方針との関係> [DP1] 自立した研究活動により神学における国内外の学界への学問的貢献ができるレベルの専門的学識を修得する		
<授業のテーマ> 義認論の諸相を学ぶことを通して、深い教義学の理解を持つことを目指す。		
<到達目標> 義認論について、特に現代神学にどのような議論があるのかを知り、自分の研究テーマと関連させつつ、自らこの問題について深く考えることができるようになる。		
<授業の概要> 義認論について講義を中心としつつ、博士後期課程の履修者による発表と意見表明を交えて進めてゆく。論点を整理した上で、現代の様々な神学者の議論を概観し、あるべき義認論の姿を模索する。		
<履修条件> 特になし		
<授業計画>  第1回 オリエンテーション 第2回 義認論の論点(1) カトリック教会の義認論(義化)と信仰義認の相違 第3回 義認論の論点(2) 義の転嫁・キリストへの参与の神学 第4回 義認と再生・聖化の関係(1) カール・バルトの場合 第5回 義認と再生・聖化の関係(2) ヴォルフハルト・パネンベルクの場合 第6回 義認と再生・聖化の関係(3) エルゲン・モルトマンの場合 第7回 義認と再生・聖化の関係(4) ロバート・ジェンソンの場合 第8回 義認と再生・聖化の関係(5) コリン・ガントンの場合など 第9回 中間総括 第10回 ローマ・カトリックとルター派の『義認に関する共同宣言』とその問題 第11回 義の転嫁と三位一体論的義認論(1) ピューリタニズムにおける議論 第12回 義の転嫁と三位一体論的義認論(2) 現代の諸神学者における議論 第13回 新しいパウロ研究への応答 第14回 その他の諸課題 第15回 まとめ		
<準備学習等の指示> 1回の授業あたりの授業外学習は180分~240分を目安とする。 毎回、授業で扱う人物の著作を事前に読み、講義の最後にそれに対する意見を述べられるようにしておく。		
<テキスト> 特になし		
<参考書・参考資料等> 授業において、必要に応じて指示する。		
<学生に対する評価(方法・基準)> 授業における発表と意見表明、期末のレポート(6,000字程度)によって評価する。評価にあたっては、共通評価指標に基づいて評価する。		
<課題に対するフィードバックの方法> 個別の求めに応じてコメント、指導する。		

組織神学専攻・組織神学関係	授業番号	DB100002
教義学特殊研究 b	須田 拓	<担当形態> 単独
後期・2単位	<登録条件> 学期毎の登録可	
<学位授与方針との関係> [DP1] 自立した研究活動により神学における国内外の学界への学問的貢献ができるレベルの専門的学識を修得する		
<授業のテーマ> 神の御業と人間の業の関係について、宗教改革期や 17 世紀ピューリタン神学における議論と、現代神学の議論とを学ぶことを通して、深い教義学の理解を持つことを目指す。		
<到達目標> 救いはただ神の恵みによるというプロテスタント的信仰において、キリスト者が伝道し、自発的に（自由）教会を形成することはどのように位置づけられ理解され得るのか、17 世紀ピューリタニズムにおける議論と現代神学における議論を知り、自らの研究テーマと関連させつつ、自らこの問題について深く考えることができるようになる。		
<授業の概要> 神の御業と人間の業の関係について、講義を中心としつつ、博士後期課程の履修者による発表と意見表明を交えて進めてゆく。論点を整理した上で、17 世紀ピューリタン神学における議論と現代の様々な神学者の議論を概観し、あるべき理解を模索する。		
<履修条件> 特になし		
<授業計画>  第1回 オリエンテーション 第2回 論点の整理 宗教改革者の場合 第3回 17 世紀ピューリタン神学(1) アルミニウス主義と自由意志の問題 第4回 17 世紀ピューリタン神学(2) 無律法主義とその問題 第5回 17 世紀ピューリタン神学(3) リチャード・バクスターの場合 第6回 17 世紀ピューリタン神学(4) ジョン・オーウエンの場合(1) 救済論の文脈 第7回 17 世紀ピューリタン神学(5) ジョン・オーウエンの場合(2) 教会論の文脈 第8回 17 世紀ピューリタン神学(6) トマス・グッドウィン及びその他のピューリタンの場合 第9回 中間総括 第10回 現代神学(1) カール・バルトの場合（聖化論と教会論） 第11回 現代神学(2) ヴォルフハルト・パネンベルク及びユルゲン・モルトマンの場合 第12回 現代神学(3) コリン・ガントンの場合 第13回 現代神学(4) ロバート・ジェンソンの場合 第14回 現代神学(5) その他の神学者の場合 第15回 まとめ		
<準備学習等の指示> 1回の授業あたりの授業外学習は180分～240分を目安とする。 毎回、授業で扱う人物の著作を事前に読み、講義の最後にそれに対する意見を述べられるようにしておく。		
<テキスト> 特になし		
<参考書・参考資料等> 授業において、必要に応じて指示する。		
<学生に対する評価（方法・基準）> 授業における発表と意見表明、期末のレポート（6,000字程度）によって評価する。評価にあたっては、共通評価指標に基づいて評価する。		
<課題に対するフィードバックの方法> 個別の求めに応じてコメント、指導する。		

組織神学専攻・組織神学関係	授業番号	DB100007
組織神学特殊研究 a	神代 真砂実	<担当形態> 単独
前期・2単位	<登録条件> 特になし。	
<学位授与方針との関係> [DP1] 自立した研究活動により神学における国内外の学界への学問的貢献ができるレベルの専門的学識を修得する		
<授業のテーマ> 組織神学の代表的文献であるカール・バルトの『教会教義学』を学ぶことで、バルトの神学思想について深い理解を得、自分なりの評価を下せるようにする。		
<到達目標> ①バルトの神学的思惟の特徴を理解する。②バルトを通して、教会論についての理解を深める。③当該主題についてのバルト神学の貢献と問題点を理解し、自分なりの評価をレポートのかたちで説得力をもって表明できるようにする。		
<授業の概要> バルトの『教会教義学』から和解論（第二部）の教会論にあたる「聖霊とキリスト教団の建設」（67節）を学ぶ。テキストを精読し、その内容についての議論を重ね、また、適宜、解説を加えることで理解を深める。		
<履修条件> 前期課程との合同（並行）授業のため、後期課程の履修者は前期課程の学生よりも常に少なくとも一歩から二歩先んじた準備が期待されている。また、議論をリードする役割も求められる。		
<p>&lt;授業計画&gt;</p> <p>第1回 オリエンテーション</p> <p>第2回 テキスト、3～13頁（67節 1. 実在の教会①）</p> <p>第3回 同、13～25頁（同②）</p> <p>第4回 同、25～40頁（同③）</p> <p>第5回 同、40～51頁（同④）</p> <p>第6回 同、52～69頁（67節 2. 教団の成長①）</p> <p>第7回 同、70～86頁（同②）</p> <p>第8回 同、87～106頁（67節 3. 教団の保持①）</p> <p>第9回 同、106～114頁（同②）</p> <p>第10回 同、115～132頁（67節 4. 教団の秩序①）</p> <p>第11回 同、132～148頁（同②）</p> <p>第12回 同、148～166頁（同③）</p> <p>第13回 同、166～174頁（同④）</p> <p>第14回 同、174～189頁（同⑤）</p> <p>第15回 同、189～202頁（同⑥）</p>		
<準備学習等の指示> 1回の授業あたりの授業外学習は180分～240分を目安とする。演習なので、必ずテキストをよく読んでから出席することはもちろんであるが、さらに、テキストの内容に関連する事柄について自分から積極的にリサーチし、考察し、問題点を整理しておくこと。		
<テキスト> カール・バルト、『教会教義学・和解論Ⅱ／4 主としての僕イエス・キリスト 下』、井上良雄訳（新教出版社、オンデマンド）。学生各自購入のこと。		
<参考書・参考資料等> 授業の中で適宜、紹介するが、Geoffrey W. Bromiley, <i>An Introduction to the Theology of Karl Barth</i> 中の当該箇所についての記述には必ず目を通して置くこと。		
<学生に対する評価（方法・基準）> 授業への参加度（議論におけるリーダーシップを含む）、小課題、および期末のレポート（本文6,000字以上）による。共通評価指標に準拠して評価を与える。		
<課題に対するフィードバックの方法> 提出された課題について、個別の求めに応じて講評・指導する。		

組織神学専攻・組織神学関係	授業番号	DB100008
組織神学特殊研究 b	神代 真砂実	<担当形態> 単独
後期・2単位	<登録条件> 特になし。	
<学位授与方針との関係> [DP1] 自立した研究活動により神学における国内外の学界への学問的貢献ができるレベルの専門的学識を修得する		
<授業のテーマ> 前期と同じ。		
<到達目標> ①バルトの神学的思惟の特徴を理解する。②バルトを通して、キリスト教的生活（特に愛）についての理解を深める。③当該主題についてのバルト神学の貢献と問題点を理解し、自分なりの評価をレポートのかたちで説得力をもって表明できるようにする。		
<授業の概要> バルトの『教会教義学』から和解論（第二部）でのキリスト教的生活についての議論である「聖霊とキリスト教的愛」（68節）を学ぶ。テキストを精読し、その内容についての議論を重ね、また、適宜、解説を加えることで理解を深める。		
<履修条件> 前期と同じ。		
<p>&lt;授業計画&gt;</p> <p>第1回 オリエンテーション、およびテキスト、203～213頁（68節 1. キリスト教的愛の問題①）</p> <p>第2回 テキスト、213～225頁（同②）</p> <p>第3回 同、225～237頁（同③）</p> <p>第4回 同、237～247頁（同④）</p> <p>第5回 同、248～263頁（68節 2. 愛の根拠①）</p> <p>第6回 同、263～275頁（同②）</p> <p>第7回 同、275～291頁（同③）</p> <p>第8回 同、292～303頁（同④）</p> <p>第9回 同、304～316頁（68節 3. 愛の行為①）</p> <p>第10回 同、316～338頁（同②）</p> <p>第11回 同、338～354頁（同③）</p> <p>第12回 同、354～376頁（同④）</p> <p>第13回 同、377～388頁（68節 4. 愛の特性①）</p> <p>第14回 同、388～403頁（同②）</p> <p>第15回 まとめ</p>		
<準備学習等の指示> 1回の授業あたりの授業外学習は180分～240分を目安とする。他も前期と同じ。		
<テキスト> 前期と同じ。		
<参考書・参考資料等> 前期と同じ。		
<学生に対する評価（方法・基準）> 前期と同じ。		
<課題に対するフィードバックの方法> 前期と同じ。		

組織神学専攻・組織神学関係		授業番号 DB100009
現代神学特殊研究 a	芳賀 力	<担当形態> 単独
前期・2単位	<登録条件> 通年の登録が望ましいが、学期毎の登録可	
<学位授与方針との関係> [DP1] 自立した研究活動により神学における国内外の学界への学問的貢献ができるレベルの専門的学識を修得する		
<授業のテーマ> 救済とは何かについて考える。		
<到達目標> 神学にはテキストがある。そのテキストの読み方を教会・共同体を視座に捉えて問い直し、救済への問いに答える言葉を獲得する。自分の博士論文のテーマと関連付けて、神学的認識を深めることができる。		
<授業の概要> 各回の最初に教員が重要なポイントとなる事項を説明するので、それに基づいて議論し理解を深める。博士課程後期の学生は、議論の全体をリードするよう、心がけてほしい。		
<履修条件> 組織神学専攻以外の人も履修することができる。		
<授業計画>  第1回 「神学の小径 IV — 救済への問い」 第1章 第2回 同上 第2章 第3回 同上 第3章 第4回 同上 第4章 第5回 同上 第5章 第6回 同上 第6章 第7回 同上 第7章 第8回 同上 第8章 第9回 同上 第9章 第10回 同上 第10章 第11回 同上 第11章 第12回 同上 第12章 第13回 同上 第13章、14章 第14回 同上 第15章、16章 第15回 同上 第17章、18章		
<準備学習等の指示> 1回の授業あたりの授業外学習は180分～240分を目安とする。 各回、前もって目を通しておくこと。		
<テキスト> 芳賀力『神学の小径 IV — 救済への問い』キリスト新聞社、2019年 ※各自で用意する		
<参考書・参考資料等> 必要に応じて授業内で指示する。		
<学生に対する評価（方法・基準）> 学期末にレポートを提出する。共通評価指標のうち、特に②と④に基づいて評価する。博士課程後期の学生として、将来の博士論文作成に資するように、その関連を吟味する。		
<課題に対するフィードバックの方法> レポートは、個別の求めに応じてコメントし、指導する。		

組織神学専攻・組織神学関係		授業番号 DB100010
現代神学特殊研究 b	芳賀 力	<担当形態> 単独
後期・2単位	<登録条件> 通年の登録が望ましいが、学期毎の登録可	
<学位授与方針との関係> [DP1] 自立した研究活動により神学における国内外の学界への学問的貢献ができるレベルの専門的学識を修得する		
<授業のテーマ> 終末からの光のもとで、中間時を生きる教会について考える。		
<到達目標> 神学にはテキストがある。そのテキストの読み方を教会・共同体を視座に捉えて問い直し、成就への問いに答える言葉を獲得する。自分の博士論文のテーマと関連付けて、神学的認識を深めることができる。		
<授業の概要> 各回の最初に教員が重要なポイントとなる事項を説明するので、それに基づいて議論し理解を深める。博士課程後期の学生は、議論の全体をリードするよう、心がけてほしい。		
<履修条件> 組織神学専攻以外の人も履修することができる。		
<授業計画>  第1回 「神学の小径 V — 成就への問い」 第1章 第2回 同上 第2章 第3回 同上 第3章 第4回 同上 第4章 第5回 同上 第5章 第6回 同上 第6章 第7回 同上 第7章 第8回 同上 第8章 第9回 同上 第9章 第10回 同上 第10章 第11回 同上 第11章 第12回 同上 第12章 第13回 同上 第13章 第14回 同上 第14章、15章 第15回 同上 第16章、17章		
<準備学習等の指示> 1回の授業あたりの授業外学習は180分～240分を目安とする。 各回、前もって目を通しておくこと。		
<テキスト> 芳賀力『神学の小径 V — 成就への問い』キリスト新聞社、2023年 ※各自で用意する		
<参考書・参考資料等> 必要に応じて授業内で指示する。		
<学生に対する評価（方法・基準）> 学期末にレポートを提出する。共通評価指標のうち、特に②と④に基づいて評価する。博士課程後期の学生として、将来の博士論文作成に資するように、その関連を吟味する。		
<課題に対するフィードバックの方法> レポートは、個別の求めに応じてコメントし、指導する。		

組織神学専攻・歴史神学関係		授業番号 DB200001
神学史特殊研究 a	本城 仰太	<担当形態> 単独
前期・2単位	<登録条件>	
<学位授与方針との関係> [DP1] 自立した研究活動により神学における国内外の学界への学問的貢献ができるレベルの専門的学識を修得する		
<授業のテーマ> 様々な教理が、二千年にわたる信条や信仰告白の中にもどのように落とし込まれているかを学ぶ。具体的なテーマは「祈りの法則と信仰の法則」（テキストの第六章）。		
<到達目標> 数多くの信条や信仰告白に触れながら（一次史料として配布する）、各時代における礼拝と教理の関係、すなわち「祈りの法則と信仰の法則」について、論じられるようになる。また、一次史料を原典で読み、二次史料によって最新研究を用いる力を養い、関連する教理を論じられるようになる。		
<授業の概要> 毎回のテーマに関連する史料を配布しての講義、学生による発表（一人当たり2回）、ディスカッションを行う。		
<履修条件> 特になし		
<授業計画>  第1回 ガイダンス、テキストについて 第2回 祈りと信仰告白の関係 第3回 信仰告白の中の主の祈り①：教育的プログラムとしての主の祈り 第4回 信仰告白の中の主の祈り②：教派間での信仰告白の違い（聖餐論） 第5回 信仰告白の中の主の祈り③：教派間での信仰告白の一致（主の祈り） 第6回 祈りの法則、信仰の法則①：アクィタニアのプロスペルの定義 第7回 祈りの法則、信仰の法則②：聖霊の神性 第8回 祈りの法則、信仰の法則③：聖徒の交わり 第9回 祈りの法則、信仰の法則④：聖画像 第10回 祈りの法則、信仰の法則⑤：信仰告白と祈禱書の関係 第11回 礼拝の中での信条の位置①：古代から中世 第12回 礼拝の中での信条の位置②：宗教改革期以降 第13回 教会会議と礼拝での信仰告白①：信仰の法則から祈りの法則へ 第14回 教会会議と礼拝での信仰告白②：礼拝の中での信条の賛美 第15回 まとめ		
<準備学習等の指示> 1回の授業あたりの授業外学習は180分～240分を目安とする。 教会史Ⅰ～Ⅳの関連する事柄や史料をよく復習しておくこと。また配布テキストをよく読んでおくこと。		
<テキスト> J.ペリカン『クレド』（本城仰太訳、教文館、2025年）の第六章「祈りの法則と信仰の法則」（初回にプリントを配布する）。その他必要な史料は授業中に配布、または指示する。		
<参考書・参考資料等> ケリー『初期キリスト教信条史』（服部修訳、一麦出版社、2011年）		
<学生に対する評価（方法・基準）> 講義の出席を前提とし、①授業での議論への積極的な参加、②授業での発表、③期末レポートによって、共通評価指標：講義・演習に基づいて総合的に評価する。		
<課題に対するフィードバックの方法> 毎回の授業で質問を受け付け、レポートは採点后、コメントをつけて返却する。		

組織神学専攻・歴史神学関係	授業番号	DB200002
神学史特殊研究 b	本城 仰太	<担当形態> 単独
後期・2単位	<登録条件>	
<学位授与方針との関係> [DP1] 自立した研究活動により神学における国内外の学界への学問的貢献ができるレベルの専門的学識を修得する		
<授業のテーマ> 様々な教理が、二千年にわたる信条や信仰告白の中にどのように落とし込まれているかを学ぶ。具体的なテーマは「一致の定式—またその不一致」(テキストの第七章)。		
<到達目標> 数多くの信条や信仰告白に触れながら(一次史料として配布する)、二千年にわたって、信条や信仰告白によって、どのように一致してきたか、または異端を斥けてきたかについて、論じられるようになる。また、一次史料を原典で読み、二次史料によって最新研究を用いる力を養い、関連する教理を論じられるようになる。		
<授業の概要> 毎回のテーマに関連する史料を配布しての講義、学生による発表(一人当たり2回)、ディスカッションを行う。		
<履修条件> 特になし		
<授業計画>  第1回 ガイダンス、テキストについて 第2回 一致の定式—またその不一致 第3回 アナテマ信条と論争①: ニカイアとカルケドン公会議におけるアナテマ 第4回 アナテマ信条と論争②: 新約聖書におけるアナテマ 第5回 アナテマ信条と論争③: 16世紀の信仰告白におけるアナテマ 第6回 直接・間接的非難①: 新しいアナテマ定式 第7回 直接・間接的非難②: プロテスタント教会のミサ批判 第8回 一致の道具としての信条と信仰告白①: 『和協信条』他 第9回 一致の道具としての信条と信仰告白②: 『カルケドン公会議の信仰定式』 第10回 一致の道具としての信条と信仰告白③: 一致の定式の機能 第11回 一致の聖霊と一致の sacrament①: フィリオクエ問題 第12回 一致の聖霊と一致の sacrament②: エキュメニカル信条の不一致の定式 第13回 一致の聖霊と一致の sacrament③: 聖餐論の分裂 第14回 一致の聖霊と一致の sacrament④: 聖餐論における一致の試み 第15回 まとめ		
<準備学習等の指示> 1回の授業あたりの授業外学習は180分~240分を目安とする。 教会史I~IVの関連する事柄や史料をよく復習しておくこと。また配布テキストをよく読んでおくこと。		
<テキスト> J.ペリカン『クレド』(本城仰太訳、教文館、2025年)の第七章「一致の定式—またその不一致」(初回にプリントを配布する)。その他必要な史料は授業中に配布、または指示する。		
<参考書・参考資料等> ケリー『初期キリスト教信条史』(服部修訳、一麦出版社、2011年)		
<学生に対する評価(方法・基準)> 講義の出席を前提とし、①授業での議論への積極的な参加、②授業での発表、③期末レポートによって、共通評価指標: 講義・演習に基づいて総合的に評価する。		
<課題に対するフィードバックの方法> 毎回の授業で質問を受け付け、レポートは採点后、コメントをつけて返却する。		

組織神学専攻・実践神学関係	授業番号	DB300003
キリスト教教育特殊研究 a	長山 道	<担当形態> 単独
前期・2単位	<登録条件> 通年(a, b)の登録が望ましい	
<学位授与方針との関係> [DP1] 自立した研究活動により神学における国内外の学界への学問的貢献ができるレベルの専門的学識を修得する		
<授業のテーマ> 教育に関する現代の著作を読み、キリスト教が教育に与えた影響の大きさを知る		
<到達目標> 教育およびキリスト教教育についての現代的な問題を理解できるようになる		
<授業の概要> テキストを精読し、いくつかの発問に回答して理解を深め、ディスカッションを行う		
<履修条件> 教会もしくはキリスト教学校においてキリスト教教育の経験がある者		
<授業計画>  第1回 神学のテーマとしての教育? 1 宗教と教育 第2回 神学のテーマとしての教育? 2 教育学に対する神学の貢献と課題 第3回 歴史的文脈1 概念と対象 第4回 歴史的文脈2 教育概念とその宗教的ルーツ 第5回 歴史的文脈3 聖書的関連 a 創造 第6回 歴史的文脈3 聖書的関連 b 教示と知恵 第7回 歴史的文脈3 聖書的関連 c 人間の再生 第8回 歴史的文脈3 聖書的関連 d 聖書の信仰への入口としてのキリスト教教育 第9回 歴史的文脈4 古代および中世における教育と教会 a 「書物の宗教」としてのキリスト教 第10回 歴史的文脈4 古代および中世における教育と教会 b 教会的教育機関と伝統 第11回 歴史的文脈5 近代的地平における教育とキリスト教 a 宗教に代わる教育 第12回 歴史的文脈5 近代的地平における教育とキリスト教 b フンボルト 第13回 歴史的文脈5 近代的地平における教育とキリスト教 c 唯物論、実証主義、進化論 第14回 歴史的文脈5 近代的地平における教育とキリスト教 d 教育と人格性 第15回 まとめ		
<準備学習等の指示> 1回の授業あたりの授業外学習は180分～240分を目安とする。 テキストを熟読してくること。不明な点は調べておくこと		
<テキスト> Friedrich Schweitzer, <i>Bildung</i> , Christoph Auffarth, Irene Dingel, Bernd Janowski, Friedfrich Schweitzer, Christoph Schwöbel und Michael Wolter (hrsg.), <i>Theologische Bibliothek Band II</i> , Neukirchen-Vluyn, 2014. 担当者が訳文を準備する		
<参考書・参考資料等> 授業内で適宜指示する		
<学生に対する評価(方法・基準)> ディスカッションと翻訳への貢献度によって、共通評価指標(1)①～③に基づき評価する		
<課題に対するフィードバックの方法> 解説、講評、個別のコメントをする		

組織神学専攻・実践神学関係	授業番号	DB300004
キリスト教教育特殊研究 b	長山 道	<担当形態> 単独
後期・2単位	<登録条件> 通年(a, b)の登録が望ましい	
<学位授与方針との関係> [DP1] 自立した研究活動により神学における国内外の学界への学問的貢献ができるレベルの専門的学識を修得する		
<授業のテーマ> 教育に関する現代の著作を読み、キリスト教が教育に与えた影響の大きさを知る		
<到達目標> 教育およびキリスト教教育についての現代的な問題を理解できるようになる		
<授業の概要> テキストを精読し、いくつかの発問に回答して理解を深め、ディスカッションを行う		
<履修条件> 教会もしくはキリスト教学校においてキリスト教教育の経験がある者		
<授業計画>  第1回 歴史的文脈5 近代的地平における教育とキリスト教 e フリットナー 第2回 歴史的文脈5 近代的地平における教育とキリスト教 f リッケン 第3回 歴史的文脈5 近代的地平における教育とキリスト教 g 宗教・世界観の多元性における教育 第4回 組織的文脈1 今日の教育はいかに議論されるべきか 第5回 組織的文脈2 人間から何が生じるべきか 第6回 組織的文脈3 共同生活はいかに成功しうるか 第7回 組織的文脈4 なぜ教育がさらに必要なのか 第8回 組織的文脈5 信仰はいかに人を変えるか 第9回 組織的文脈6 なぜ今日の教育は宗教間でも必要なのか 第10回 教育実践の観点1 宗教なくして教育なし、教育なくして宗教なし 第11回 教育実践の観点2 学校における宗教 第12回 教育実践の観点3 教会における教育 a 教会の教育機会と教育権 第13回 教育実践の観点3 教会における教育 b 堅信礼教育、成人教育 第14回 教育と超越 第15回 まとめ		
<準備学習等の指示> 1回の授業あたりの授業外学習は180分～240分を目安とする。 テキストを熟読してくること。不明な点は調べておくこと		
<テキスト> Friedrich Schweitzer, <i>Bildung</i> , Christoph Auffarth, Irene Dingel, Bernd Janowski, Friedfrich Schweitzer, Christoph Schwöbel und Michael Wolter (hrsg.), <i>Theologische Bibliothek Band II</i> , Neukirchen-Vluyn, 2014. 担当者が訳文を準備する		
<参考書・参考資料等> 授業内で適宜指示する		
<学生に対する評価(方法・基準)> ディスカッションと翻訳への貢献度によって、共通評価指標(1)①～③に基づき評価する		
<課題に対するフィードバックの方法> 解説、講評、個別のコメントをする		

聖書神学専攻	授業番号	DC100001
博士論文指導演習聖書神学 a	各指導教授	<担当形態>
前期・0単位	<登録条件> 博士論文指導演習聖書神学 b と通年で登録すること。	
<学位授与方針との関係> [DP2] 高等教育機関において研究者・教育者として継続的に研究業績を出すことのできる能力を身に付ける		
<授業のテーマ> 学生各自の研究課題に従い、文献の講読や討論などを通じて博士論文を作成する。		
<到達目標> 世界的レベルの聖書学論文が書けるようになる。		
<授業の概要> 各自の研究課題に沿って、諸文献の検討、論文のテーゼや構成・内容などについて指導教授と対話しつつ、博士論文の作成にあたる。		
<履修条件> 博士課程後期課程に在学する聖書神学専攻者。		
<授業計画> 各指導教授が年度初めに配付する「研究指導計画書」に拠る。		
<準備学習等の指示>		
<テキスト>		
<参考書・参考資料等>		
<学生に対する評価（方法・基準）>		
<課題に対するフィードバックの方法>		

聖書神学専攻	授業番号 DC100002
博士論文指導演習聖書神学 b	各指導教授 <担当形態>
後期・0単位	<登録条件> 博士論文指導演習聖書神学 a と通年で登録すること。
<学位授与方針との関係> [DP2] 高等教育機関において研究者・教育者として継続的に研究業績を出すことのできる能力を身に付ける	
<授業のテーマ> 学生各自の研究課題に従い、文献の講読や討論などを通じて博士論文を作成する。	
<到達目標> 世界的レベルの聖書学論文が書けるようになる。	
<授業の概要> 各自の研究課題に沿って、諸文献の検討、論文のテーゼや構成・内容などについて指導教授と対話しつつ、博士論文の作成にあたる。	
<履修条件> 博士課程後期課程に在学する聖書神学専攻者。	
<授業計画>  各指導教授が年度初めに配付する「研究指導計画書」に拠る。	
<準備学習等の指示>	
<テキスト>	
<参考書・参考資料等>	
<学生に対する評価（方法・基準）>	
<課題に対するフィードバックの方法>	

組織神学専攻	授業番号	DC200001
博士論文指導演習組織神学 a	各指導教授	<担当形態> 単独
前期・0単位	<登録条件> 博士論文指導演習組織神学 b と併せて通年で登録すること。	
<学位授与方針との関係> [DP2] 高等教育機関において研究者・教育者として継続的に研究業績を出すことのできる能力を身に付ける		
<授業のテーマ> 学生各自の研究課題に従い、博士論文のテーマを設定し、研究を深め、論文を執筆する。		
<到達目標> 第一次文献の読解や第二次文献との対論を通して、具体的に博士論文の（部分的）作成に寄与する。		
<授業の概要> 各自の研究課題に沿って、諸文献の検討、論文のテーゼや構成・内容・表現などについて、指導教授と対話しつつ、博士論文の作成にあたる。		
<履修条件> 博士課程後期課程に在学する組織神学専攻者。		
<授業計画>  各指導教授が年度初めに配付する「研究指導計画書」に拠る。 博士論文の共通評価指標を参照しながら指導する。		
<準備学習等の指示> 小まめに指導教授と面談し、指導・助言を受けるようにすること。		
<テキスト> 面談の中で指示する。		
<参考書・参考資料等> 面談の中で指示する。		
<学生に対する評価（方法・基準）> 博士論文の共通評価指標に従う。		
<課題に対するフィードバックの方法> 適宜、指導する。		

組織神学専攻	授業番号	DC200002
博士論文指導演習組織神学 b	各指導教授	<担当形態> 単独
後期・0単位	<登録条件> 博士論文指導演習組織神学 a と併せて通年で登録すること。	
<学位授与方針との関係> [DP2] 高等教育機関において研究者・教育者として継続的に研究業績を出すことのできる能力を身に付ける		
<授業のテーマ> 前期（博士論文指導演習組織神学 a）と同じ。		
<到達目標> 前期（博士論文指導演習組織神学 a）と同じ。		
<授業の概要> 前期（博士論文指導演習組織神学 a）と同じ。		
<履修条件> 前期（博士論文指導演習組織神学 a）と同じ。		
<p>&lt;授業計画&gt;</p> <p>前期（博士論文指導演習組織神学 a）と同じ。</p>		
<準備学習等の指示> 前期（博士論文指導演習組織神学 a）と同じ。		
<テキスト> 前期（博士論文指導演習組織神学 a）と同じ。		
<参考書・参考資料等> 前期（博士論文指導演習組織神学 a）と同じ。		
<学生に対する評価（方法・基準）> 前期（博士論文指導演習組織神学 a）と同じ。		
<課題に対するフィードバックの方法> 前期（博士論文指導演習組織神学 a）と同じ。		



# 【東京神学大学規則集】

(抜粋)

2026年3月1日現在

2025年度中になされた改正の一部は  
反映されていません。ご了承ください。

# 東京神学大学大学院学則

1953（昭和28）年3月31日設置認可

## 第1章 総則

第1条 本大学院は、学校教育法第99条に基づき、キリスト教神学の理論および応用を教授研究する神学研究科を置く。

第1条の2 本学は、その教育研究水準の向上を図り、本学の目的および社会的使命を達成するため、本学における教育研究活動の状況について、自ら点検および評価（以下「自己評価等」という。）を行うものとする。

2 自己評価等に関する規則は、別に定める。

第2条 本大学院神学研究科に、博士課程を設ける。

2 博士課程は、専攻分野について研究者として自立して研究活動を行うに必要な高度の研究能力およびその基礎となる豊かな学識を養うことを目的とする。

3 博士課程は、前期課程と後期課程に区分し、その前期課程は修士課程として取り扱う。

4 博士課程前期課程は、本大学あるいは他の大学神学部等における一般的、専門的教養の基礎の上に、広い視野に立って専攻分野を研究し、精深な学識を授け、専攻分野における研究能力とともに、キリスト教神学に関する高度の専門性を要する職業等に必要の高度の能力を養うことを目的とする。それによって、福音主義教会やキリスト教学校等に、専ら教職として、高度の神学的知識をもって仕え、主体的に神学的考察と判断をすることのできる伝道者を養成することを目指す。

5 博士課程後期課程は、神学における国内外の学界へ学問的貢献ができる専門的学識を有し、高等教育機関において研究者また教育者として貢献し、教会や社会のあり方についての諸課題に深く取り組むことのできる人材を育成することを目指す。

## 第2章 礼拝および信仰的訓練

第3条 本大学院の学生は、所定の課程を修めるほか、信仰的訓練のために、日々礼拝あるいは祈祷会を守り、学校暦、教会暦による特定日に特別礼拝を守り、また随時修養会などに参加するものとする。

第4条 前条のほか、学生は各自所属教会において、忠実に教会生活をなし、伝道および教務に奉仕する義務を負う。また、夏期休暇その他随時教会において、教会実習を修了しなければならない。

## 第3章 研究科の組織、修業年限

第5条 神学研究科における博士課程には次の専攻を置く。

研究科名	前期課程	後期課程
神学研究科	聖書神学専攻	聖書神学専攻
	組織神学専攻	組織神学専攻

- 第6条 博士課程の標準修業年限は5年とし、前期課程2年、後期課程3年に区分する。
- 2 博士課程前期課程に4年を超えて在学することを認めない。
  - 3 博士課程後期課程に6年を超えて在学することを認めない。ただし、6年を超えて履修することを希望する場合には、長期履修学生としてこれを認めることができる。
  - 4 博士課程前期課程および後期課程それぞれに長期履修学生制度を設ける。長期履修学生制度については別に定める。

#### 第4章 学年、学期、休日

- 第7条 学年は4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。
- 2 学年を次の2期に分け、前期は4月1日から9月30日まで、後期は10月1日から翌年3月31日までとする。  
ただし、各期の授業実施期間については、当該年度の学年暦に於いて別途定めるものとする。

第8条 授業を行わない日は次のとおりとする。

- (1) 日曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律に定める休日
- (3) 本学創立記念日（5月19日）
- (4) 夏期休業
- (5) 冬期休業
- (6) 春期休業

学長は、教授会または教務課主任との協議を経て、前各号の休業日を変更し、また臨時に休業の日を定めることができる。

#### 第5章 授業科目および履修方法

第9条 博士課程前期課程聖書神学専攻における授業科目と単位は、次のとおりとする。

##### I 専攻科目

##### A 聖書神学科目

旧約聖書原典講読Ⅰ	4	旧約聖書原典講読Ⅱ	4	旧約聖書原典釈義Ⅰ	4
旧約聖書原典釈義Ⅱ	4	旧約聖書神学特講Ⅰ	4	旧約聖書神学特講Ⅱ	4
旧約聖書学特研Ⅰ	4	旧約聖書学特研Ⅱ	4	旧約聖書学演習Ⅰ	4
旧約聖書学演習Ⅱ	4	聖書考古学	4	ヒブル語Ⅰ	4
ヒブル語Ⅱ	2	アラム語	4	シリア語	4
アッカド語	4	古代オリエント史Ⅰ	4	古代オリエント史Ⅱ	4

新約聖書学特講 I	4	新約聖書学特講 II	4	新約聖書学演習	2
新約聖書学特研 I	4	新約聖書学特研 II	4	新約聖書原典積義 I	4
新約聖書原典積義 II	4				

B 修士論文指導演習

修士論文指導演習旧約神学 I	2	修士論文指導演習旧約神学 II	2
修士論文指導演習新約神学 I	2	修士論文指導演習新約神学 II	2

II 専攻外科目

A 組織神学科目

1 組織神学関係

組織神学特講 I	4	組織神学特講 II	4	組織神学特研 I	2
組織神学特研 II	4	組織神学演習 I	4	組織神学演習 II	4
組織神学演習 III	4	信条学	2		

2 歴史神学関係

教会史演習	4	教理史演習 I	4	教理史演習 II	4
教会史特講 I	4	教会史特講 II	4	教理史特講 I	4
教理史特講 II	4	英国教会史	2	ラテン語 I	2
ラテン語 II	2				

3 実践神学関係

宗教社会学演習	4	教会音楽	4	キリスト教教育特講	4
牧会心理学特講	4	牧会カウンセリング特研	2	キリスト教教育特研	4
実践神学演習	4	臨床牧会教育	4	牧会心理学	4

B 専攻間共同科目

共同演習	4	アジア伝道論演習	4	日本伝道論演習	4
------	---	----------	---	---------	---

2 博士課程前期課程聖書神学専攻における、長期履修学生が指導教授の下に履修すべき科目は、次のとおりとする。

修士論文指導演習聖書神学（長期） 0

第10条 博士課程前期課程組織神学専攻における授業科目と単位は、次のとおりとする。

I 専攻科目

A 組織神学科目

1 組織神学関係

組織神学特講 I	4	組織神学特講 II	4	組織神学特研 I	2
組織神学特研 II	4	組織神学演習 I	4	組織神学演習 II	4
組織神学演習 III	4	信条学	2		

2 歴史神学関係

教会史演習	4	教理史演習 I	4	教理史演習 II	4
教会史特講 I	4	教会史特講 II	4	教理史特講 I	4
教理史特講 II	4	英国教会史	2	ラテン語 I	2
ラテン語 II	2				

3 実践神学関係

宗教社会学演習	4	教会音楽	4	キリスト教教育特講	4
---------	---	------	---	-----------	---

教会心理学特講	4	教会カウンセリング特研	2	キリスト教教育特研	4
実践神学演習	4	臨床教会教育	4	教会心理学	4

B 修士論文指導演習

修士論文指導演習組織神学Ⅰ	2	修士論文指導演習組織神学Ⅱ	2
修士論文指導演習歴史神学Ⅰ	2	修士論文指導演習歴史神学Ⅱ	2
修士論文指導演習実践神学Ⅰ	2	修士論文指導演習実践神学Ⅱ	2

Ⅱ 専攻外科目

A 聖書神学科目

旧約聖書原典講読Ⅰ	4	旧約聖書原典講読Ⅱ	4	旧約聖書原典釈義Ⅰ	4
旧約聖書原典釈義Ⅱ	4	旧約聖書神学特講Ⅰ	4	旧約聖書神学特講Ⅱ	4
旧約聖書学特研Ⅰ	4	旧約聖書学特研Ⅱ	4	旧約聖書学演習Ⅰ	4
旧約聖書学演習Ⅱ	4	聖書考古学	4	ヒブル語Ⅰ	4
ヒブル語Ⅱ	2	アラム語	4	シリア語	4
アッカド語	4	古代オリエント史Ⅰ	4	古代オリエント史Ⅱ	4
新約聖書学特講Ⅰ	4	新約聖書学特講Ⅱ	4	新約聖書学演習	2
新約聖書学特研Ⅰ	4	新約聖書学特研Ⅱ	4	新約聖書原典釈義Ⅰ	4
新約聖書原典釈義Ⅱ	4				

B 専攻間共同科目

共同演習	4	アジア伝道論演習	4	日本伝道論演習	4
------	---	----------	---	---------	---

2 博士課程前期課程組織神学専攻における、長期履修学生が指導教授の下に履修すべき科目は、次のとおりとする。

修士論文指導演習組織神学（長期） 0

第11条 博士課程前期課程修了年度後期において実践神学研修課程を課する。

その授業科目と単位は次のとおりとする。

礼拝学演習	2	説教学演習Ⅰ	2	説教学演習Ⅱ	2
説教学演習Ⅲ	2	（うち4単位は1年次に履修）			
教会学演習	2	総合特別講義	4		

第12条 博士課程前期課程においては、指導教授の指導下に専攻科目単位20単位（必修・修士論文指導演習4単位を含む）、専攻外科目単位10単位、実践神学研修課程14単位、合計44単位以上を履修しなければならない。ただし、前期課程入学前に既に教職である者は、専攻科目単位20単位、専攻外科目単位10単位、合計30単位以上を履修しなければならない。

2 専攻間共同科目の単位は、第1項において専攻外科目から履修しなければならないと定められた10単位のうちに4単位を越えて算入することはできない。

第13条 博士課程後期課程聖書神学専攻における授業科目と単位は、次のとおりとする。

旧約聖書神学特殊研究	4	旧約聖書文学特殊研究	4	旧約聖書原典特殊研究	4
聖書語学特殊研究	4	聖書考古学特殊研究	4	新約聖書神学特殊研究	4
新約聖書原典特殊研究	4	聖書解釈学特殊研究	4	原始キリスト教特殊研究	4

2 博士課程後期課程聖書神学専攻外における授業科目と単位は次のとおりとする。

(1) 組織神学関係

教義学特殊研究 4 ｷﾘｽﾄ教倫理学特殊研究 4 弁証学特殊研究 4  
組織神学特殊研究 4 現代神学特殊研究 4 組織神学共同演習 4

(2) 歴史神学関係

神学史特殊研究 4 宗教改革史特殊研究 4 日本宗教思想史特殊研究 4  
教父学特殊研究 4

(3) 実践神学関係

ｷﾘｽﾄ教教化学特殊研究 4 ｷﾘｽﾄ教教育特殊研究 4

3 博士課程後期課程聖書神学専攻における指導教授の下に履修すべき科目は、次のとおりとする。

博士論文指導演習聖書神学 0

第14条 博士課程後期課程組織神学専攻における授業科目と単位は、次のとおりとする。

(1) 組織神学関係

教義学特殊研究 4 ｷﾘｽﾄ教倫理学特殊研究 4 弁証学特殊研究 4  
組織神学特殊研究 4 現代神学特殊研究 4 組織神学共同演習 4

(2) 歴史神学関係

神学史特殊研究 4 宗教改革史特殊研究 4 日本宗教思想史特殊研究 4  
教父学特殊研究 4

(3) 実践神学関係

ｷﾘｽﾄ教教化学特殊研究 4 ｷﾘｽﾄ教教育特殊研究 4

2 博士課程後期課程組織神学専攻外における授業科目と単位は次のとおりとする。

旧約聖書神学特殊研究 4 旧約聖書文学特殊研究 4 旧約聖書原典特殊研究 4  
聖書語学特殊研究 4 聖書考古学特殊研究 4 新約聖書神学特殊研究 4  
新約聖書原典特殊研究 4 聖書解釈学特殊研究 4 原始ｷﾘｽﾄ教特殊研究 4

3 博士課程後期課程組織神学専攻における指導教授の下に履修すべき科目は、次のとおりとする。

博士論文指導演習組織神学 0

第15条 後期課程において履修すべき授業科目については、指導教授の指導の下に専攻科目12単位、専攻外科目4単位、合計16単位以上を履修しなければならない。

博士論文指導演習は、毎年登録し、履修しなければならない。

第16条 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。

2 前項の授業を、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

3 第2項の方法を利用して行う授業は、あらかじめ指定した日時にパーソナルコンピュータその他双方向の通信手段によって行う。

4 前項の授業を実施する授業科目については、別に定める。

第16条の2 授業科目の単位数は、講義・演習については毎週1時間各15週をもって1単位とする。実習については毎週2時間15週をもって1単位とする。

2 1年間の授業を行う期間は、定期試験等の期間を含め、35週にわたることを原則とする。

- 3 各授業科目の授業は、15週にわたる期間を単位として行うものとする。ただし、教育上特別な必要があると認められる場合は、研究科委員会の議を経て、これらの期間より短い特定の期間において授業を行うことができる。

第17条 大学院研究科委員会が、教育研究上有益と認めるときは、他大学の大学院とあらかじめ協議の上、当該他大学の大学院の授業科目を履修させることができる。

- 2 前項の規定により履修した授業科目の単位は10単位をこえない範囲で、本学において履修したものとみなすことができる。

第18条 本大学院において取得できる教育職員免許状の種類及び教科は、次のとおりとする。

研究科名	専攻名	免許状の種類及び教科
神学研究科	聖書神学専攻	中学校教諭専修免許状（宗教）
	組織神学専攻	高等学校教諭専修免許状（宗教）

第19条 本大学院において中学校教諭専修免許状及び高等学校教諭専修免許状を取得しようとする者は、教育職員免許法及び教育職員免許法施行規則に従い、所定の科目及び単位を修得しなければならない。本学における適用科目及び単位数、履修方法は別表に定める。

## 第6章 課程修了の認定、学位の授与

第20条 博士課程前期課程修了の要件は、大学院前期課程に2年以上在学し、所定の単位を修得し指導教授の下に必要な研究指導をうけ、修士論文を提出し、その審査に合格することとする。

- 2 本大学院博士課程後期課程修了の要件は、大学院後期課程に3年以上在学し、指導教授の下に本則第15条に定める単位を修得し、さらに必要な研究指導を受けた上、専門外国語学力の認定、論文提出資格認定試験、学術小論文を学術誌に発表し、博士論文の審査に合格することとする。

- 3 前2項の論文の審査および第2項の諸資格試験の方法については、本大学院内規にこれを定める。

第21条 第20条1項を修了した者には、修士（神学）の学位を授与する。

- 2 第20条2項を修了した者には、博士（神学）の学位を授与する。

第22条 本大学院は、別に定める学位規則に従って、博士課程を経ることなくして博士論文を提出し、本大学院の行う博士論文の審査と所定の試験に合格し、前条第2項に該当する者と同等以上の学力を有することを確認された者に博士（神学）の学位を授与する。

## 第7章 職員組織とその運営

第23条 本大学院研究科の授業及び研究指導を担当する教員は、大学院担当資格を有する本大学の教授、准教授、常勤講師、特任教授、特任准教授、特任常勤講師および助教をもってこれに充てる。大学院担当資格については別に定める。

- 2 教育研究上必要があるときは、授業を担当する教員に、非常勤講師をもって充てることができる。

第24条 本大学院に、研究科委員会を置く。

研究科委員会は、本学の教授、准教授をもって組織する。

- 2 本大学学長は、本大学院の学務を管掌し、研究科委員会を主宰し、また所属教職員を統督する。
- 3 研究科委員会は、それぞれの専攻に主任を置く。

第25条 研究科委員会は、次の事項について、学長が決定を行うに当たり意見を述べるものとする。

- (1) 大学院担当教員の審査に関する事項  
 (2) 学位審査および学位授与に関する事項  
 (3) 学生の入学、課程の修了および卒業に関する事項

2 研究科委員会は、前項に規定するもののほか、次の事項について、学長の求めに応じて意見を述べる。

- (1) 教育課程に関する事項  
 (2) 学生の退学、転学、休学に関する事項  
 (3) 学生の資格認定および身分に関する事項  
 (4) 学生の賞罰に関する事項  
 (5) その他研究科に関する事項

第26条 専攻主任は、次の事項を監督し、研究科委員会に諮る。

- (1) 専攻の教育課程に関する事項  
 (2) 専攻の単位認定に関する事項  
 (3) 博士課程後期課程の各認定試験ならびに博士論文審査に関する事項  
 (4) 博士論文提出資格認定試験受験資格に関する事項  
 (5) 博士課程後期課程入学志願者の推薦  
 (6) 博士課程後期課程入学専攻替え志願者の推薦  
 (7) 授業料の減免処置に関する調査と発議  
 (8) その他専攻に関する事項

## 第8章 学生定員

第27条 学生の定員は、次のとおりとする。

専攻部門	博士課程前期課程		博士課程後期課程		合計 総定員
	入学定員	総定員	入学定員	総定員	
聖書神学専攻	10名	20名	2名	6名	26名
組織神学専攻	15名	30名	2名	6名	36名
合計	25名	50名	4名	12名	62名

## 第9章 入学、転学、休学、復学、退学

第28条 入学期は、学期始めとする。

第29条 本大学院に入学することのできる者は、福音主義のキリスト教会に属する者であることを要する。ただし、その他の者で特に入学を希望する場合は、教授会の認定により許可することができる。

第30条 博士課程前期課程に入学することのできる者は、次の各号の一に該当しなければならない。

- (1) 本大学学部を卒業した者
- (2) 他の大学を卒業した者
- (3) 学校教育法第104条第1項第7号の規定により学士の学位を授与された者
- (4) 外国において学校教育における16年の課程を修了した者
- (5) 文部科学大臣の指定した者
- (6) その他本大学院において、本大学学部を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者

第31条 博士課程後期課程に入学することのできる者は、次の各号の一に該当しなければならない。

- (1) 本大学院において修士（神学）の学位を得た者
- (2) 他の大学院において修士（神学）の学位を得た者
- (3) 外国において修士（神学）またはこれに相当する学位を得た者
- (4) 文部科学大臣が指定した者で、本学の研究科委員会による個別の入学資格審査により、修士（神学）の学位を得た者と同等の学力を有すると認められた24歳以上の者

第32条 本大学院に入学を志願する者は、所定の手続きを行わなければならない。入学に関する手続きは別にこれを定める。

第33条 博士課程前期課程の入学志願者には、英語、ドイツ語のうち一つの試験、論文試験、面接を課し、専門科目に関する既往の成績を調査した上で、入学を許可する。ただし、聖書神学専攻を志願する者については、上記に加え、研究分野に関係ある語学試験を課すものとする。

第34条 博士課程後期課程の入学志願者は、英語、ドイツ語のうち一つの試験、修士論文の審査および面接をし、入学を許可する。

- 2 第31条第1項第4号により入学を志願する者については、英語、ドイツ語のうち一つの試験、学術論文等業績審査、面接を行う。

第35条 入学を許可された者は、保証人連署の保証書および住民票を提出し、入学金、授業料を指定期日までに納入しなければならない。

第36条 保証人は2名とし、そのうち1名は原則として東京都内または近県に居住していること。

- 2 本大学の専任教職員および本学学生は、保証人となることができない。
- 3 保証人は、その学生の在学中、身分異動（休学・復学・退学等）時、並びに緊急時に、当該学生と密接な連携を保って対応しなければならない。

第37条 他の大学院からその学長の許可を得て本大学院に転学を希望する者があるとき

は、欠員のある場合に限り、第33条あるいは34条に準ずる考査を経た上で、転学を許可することがある。

第38条 特別な事情により、他の大学院に転学しようとする者は、保証人連署の上、学長に願い出で許可を得なければならない。

第39条 疾病その他やむをえない事由により、満1カ月以上欠席しようとするときは、前期及び後期の始業週の金曜日迄に保証人連署をもって願い出で、許可を受け休学することができる。

(1) 申し出期間を過ぎて休学を願い出た者の、当該学期に納めた校納金は返還しない。

(2) 上記校納金を延納又は分納の願い出により完納していない時には、休学が認められても完納しなければならない。

(3) 前各号の者については第47条第5項は適用されない。

2 休学期間は1年を越えることができない。ただし、特別の事由のあるときは、あらかじめ許可を受け、さらに、1年以内に限り休学することができる。

3 休学し得る期間は、通算2カ年以内とする。2カ年を経過してなお復学または退学しない場合は除籍する。ただし、後期課程在学中の学生が在外研究のために休学する場合はこの限りではない。

4 休学期間は在学期間に算入しない。

5 休学者が復学しようとするときは、保証人連署をもって願い出で許可を受けなければならない。

本条に定める休学に関する規定は、長期履修学生には適用されない。

第40条 疾病その他やむを得ない事由により、退学しようとする者は、保証人連署をもって願い出で、許可を受けなければならない。

第41条 疾病その他やむを得ない事由により退学した者が再入学を志願した場合には、教授会の議を経て、これを許可することがある。

## 第10章 特別聴講生 聴講生 委託生 特別研究生 内地留学生 継続教育科目受講生 科目等履修生

第42条 本大学院と単位互換制度の協定のある他大学院学生が、本大学院の授業科目の履修または研究指導を希望するときは、規定に従って、特別聴講生として許可することがある。

第43条 本大学院研究科の学科目のうち、その一部の選択履修を希望する者があるときは、その学力を考査し、欠員のある場合、1年を限り聴講を許可することがある。聴講科目の試験に合格したときは、その学科目につき履修証明書を発行する。

2 キリスト教会の教職であって、本学のあらかじめ指定する科目に、参加するものを継続教育科目受講生とする。

第44条 公共団体またはその他の機関の委託により、本大学院研究科の学科目のうちその一部の選択履修を希望する者があるときは、欠員のある場合に限り、その履修能力を認定し、これを委託生として入学許可することがある。選択科目の試験に

合格したときは、その科目につき履修証明書を発行する。

第45条 特別研究生または内地留学生は、別に定める規定に従い、修学を許可することがある。

- 2 科目等履修は、本学神学部神学科4年次に転入学した者に限り、研究科委員会による所定の書類審査のうえ、許可することがある。ただし、10単位を上限とし、修士論文指導演習および実践神学研修課程科目は履修することができない。

## 第11章 校納金その他

第46条 本学学生は、毎学期始め指定期日内に授業料その他の校納金を納入し、受講単位の登録を完了しなければならない。

第47条 入学検定料、入学金、授業料、施設費は以下のとおりとする。

- (1) 入学検定料 26,000円
- (2) 入 学 金 290,000円
- (3) 授 業 料 540,000円
- (4) 施 設 費 240,000円

長期履修学生の授業料は、標準修業年限分の授業料総額に相当する額を長期履修期間に応じて納付する。ただし、教授会で特別に許可された場合に入学金または施設費が免除される。校納金の納期、特例等の詳細は、学生納付金に関する内規に定める。

2 特別聴講生、聴講生、委託生の選考審査料ならびに受講料は、以下のとおりとする。

- (1) 審査料 10,000円
- (2) 受講料 1単位につき20,000円

ただし、本大学院博士課程前期課程を修了した者または退学した者については以下のとおりとする。

- (1) 審査料 免除する。
- (2) 受講料 1単位につき12,000円

3 継続教育科目の受講料は1科目14,000円とする。

4 (削除)

5 休学者の在籍料は、1学期につき授業料の5分の1とする。ただし、長期履修学生には適用されない。

6 前各号の額は、社会事情に応じて、所定の手続きを経て増額または減額することができる。

7 第45条第2項による科目等履修については、審査料ならびに受講料を免除する。

第48条 正当な事由により前条にある入学検定料・入学金・施設費以外の校納金を指定期日内に全額納入不可能の場合は、直ちに願い出て、分納の許可を得ることを要する。

2 既納の校納金は、別に定める場合を除き、原則として返還しない。

第49条 校納金の納入を怠り、督促を受けてもなお納入しないとき、あるいは受講単位の登録ないし在籍に必要な手続きを怠るときは、別に定める規定によって除籍することができる。

## 第12章 賞 罰

第50条 他の学生の模範となるような業績のあった者は、これを賞することができる。

第51条 懲戒を要すると認められた者は、教授会の議を経て学長が譴責、停学または退学の処分を行うことができる。

第52条 次の各号に該当する者は、退学処分にすることができる。

- (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
- (2) 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者
- (3) 正当の理由がなくて出席常でない者
- (4) 学校の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者

## 第13章 研究指導機関、附属施設

第53条 本大学院は、その目的を達し、学生の研究指導のために、大学図書館を共用し協定により、隣接大学の図書館を利用することができる。

第54条 本大学院は、研究指導のために次の研究室をもうける。

- (1) 聖書神学研究室Ⅰ（旧約学）
- (2) 聖書神学研究室Ⅱ（新約学）
- (3) 歴史神学研究室
- (4) 組織神学研究室
- (5) 実践神学研究室

第55条 本大学院は、東京神学大学総合研究所を設置する。研究所の規定は別に定めるところによる。

第56条 本大学院は、学生の研究、信仰的訓練および共同生活のため、大学学生寮を共用する。

第57条 教職員、学生の保健厚生のために大学医務室を共用する。

第58条 本大学院の研究活動の学外延長として、公開講座等を設ける。

第59条 自由な研究と機関雑誌発行のために、東京神学大学神学会を設ける。  
神学会の細則は、別に定めるところによる。

【第19条 別表（聖書神学専攻）】

博士課程前期課程聖書神学専攻において、中学校教諭専修免許状及び高等学校教諭専修免許状を取得しようとする者は教育職員免許法施行規則に定める科目区分から計24単位以上を修得しなければならない。

免許法施行規則に定める科目区分		本学における適用科目及び単位数			
大学が独自に設定する科目	教科及び教科の指導法に関する科目	旧約聖書原典講読Ⅰ	4	教理史演習Ⅰ	4
		旧約聖書原典講読Ⅱ	4	教理史演習Ⅱ	4
		旧約聖書原典釈義Ⅰ	4	教会史特講Ⅰ	4
		旧約聖書原典釈義Ⅱ	4	教会史特講Ⅱ	4
		旧約聖書神学特講Ⅰ	4	教理史特講Ⅰ	4
		旧約聖書神学特講Ⅱ	4	教理史特講Ⅱ	4
		旧約聖書学特研Ⅰ	4	ラテン語Ⅰ	2
		旧約聖書学特研Ⅱ	4	ラテン語Ⅱ	2
		旧約聖書学演習Ⅰ	4	組織神学特講Ⅰ	4
		旧約聖書学演習Ⅱ	4	組織神学特講Ⅱ	4
		ヒブル語Ⅰ	4	組織神学特研Ⅰ	2
		ヒブル語Ⅱ	2	組織神学演習Ⅰ	4
		アラム語	4	組織神学演習Ⅱ	4
		シリア語	4	組織神学演習Ⅲ	4
		古代オリエント史Ⅰ	4	信条学	2
		古代オリエント史Ⅱ	4	キリスト教教育特講	4
		新約聖書学特講Ⅰ	4	キリスト教教育特研	4
		新約聖書学特講Ⅱ	4	実践神学演習	4
		新約聖書学演習	2	アジア伝道論演習	4
		新約聖書学特研Ⅰ	4	日本伝道論演習	4
		新約聖書学特研Ⅱ	4	礼拝学演習	2
		新約聖書原典釈義Ⅰ	4	説教学演習Ⅰ	2
		新約聖書原典釈義Ⅱ	4	説教学演習Ⅱ	2
		修士論文指導演習 旧約神学Ⅰ	2	説教学演習Ⅲ	2
		修士論文指導演習 旧約神学Ⅱ	2	牧会学演習	2
		修士論文指導演習 新約神学Ⅰ	2	総合特別講義	4
		修士論文指導演習 新約神学Ⅱ	2		

【第19条 別表（組織神学専攻）】

博士課程前期課程組織神学専攻において、中学校教諭専修免許状及び高等学校教諭専修免許状を取得しようとする者は教育職員免許法施行規則に定める科目区分から計24単位以上を修得しなければならない。

免許法施行規則に定める科目区分		本学における適用科目及び単位数			
大学が独自に設定する科目	教科及び教科の指導法に関する科目	旧約聖書原典講読Ⅰ	4	教理史演習Ⅰ	4
		旧約聖書原典講読Ⅱ	4	教理史演習Ⅱ	4
		旧約聖書原典釈義Ⅰ	4	教会史特講Ⅰ	4
		旧約聖書原典釈義Ⅱ	4	教会史特講Ⅱ	4
		旧約聖書神学特講Ⅰ	4	教理史特講Ⅰ	4
		旧約聖書神学特講Ⅱ	4	教理史特講Ⅱ	4
		旧約聖書学特研Ⅰ	4	ラテン語Ⅰ	2
		旧約聖書学特研Ⅱ	4	ラテン語Ⅱ	2
		旧約聖書学演習Ⅰ	4	修士論文指導演習 歴史神学Ⅰ	2
		旧約聖書学演習Ⅱ	4	修士論文指導演習 歴史神学Ⅱ	2
		ヒブル語Ⅰ	4	組織神学特講Ⅰ	4
		ヒブル語Ⅱ	2	組織神学特講Ⅱ	4
		アラム語	4	組織神学特研Ⅰ	2
		シリア語	4	組織神学演習Ⅰ	4
		古代オリエント史Ⅰ	4	組織神学演習Ⅱ	4
		古代オリエント史Ⅱ	4	組織神学演習Ⅲ	4
		新約聖書学特講Ⅰ	4	信条学	2
		新約聖書学特講Ⅱ	4	修士論文指導演習 組織神学Ⅰ	2
		新約聖書学演習	2	修士論文指導演習 組織神学Ⅱ	2
		新約聖書学特研Ⅰ	4	キリスト教教育特講	4
		新約聖書学特研Ⅱ	4	キリスト教教育特研	4
		新約聖書原典釈義Ⅰ	4	実践神学演習	4
		新約聖書原典釈義Ⅱ	4	修士論文指導演習 実践神学Ⅰ	2
				修士論文指導演習 実践神学Ⅱ	2
				アジア伝道論演習	4
				日本伝道論演習	4
				礼拝学演習	2
				説教学演習Ⅰ	2
				説教学演習Ⅱ	2
				説教学演習Ⅲ	2
		牧会学演習	2		
		総合特別講義	4		

## 附 則

- 1 この学則は、大学院設置の認可を受けた1953年3月31日から適用する。
- 2 博士課程に関する条項は、博士課程増設の認可を受けた1955年4月1日から適用する。
- 3 教科課程および履修方法に関する条項は、修士課程に関する限り全面的に改訂し、1969年4月1日から適用する。
- 4 この学則は、1977年4月1日から改正施行する。
- 5 この学則は、1979年4月1日から一部改正施行する。
- 6 この学則は、1980年4月1日から一部改正施行する。
- 7 この学則は、1981年4月1日から一部改正施行する。
- 8 この学則は、1982年4月1日から一部改正施行する。
- 9 この学則は、1983年4月1日から一部改正施行する。
- 10 この学則は、1984年4月1日から一部改正施行する。
- 11 この学則は、1985年4月1日から一部改正施行する。
- 12 この学則は、1986年4月1日から一部改正施行する。
- 13 この学則は、1987年4月1日から一部改正施行する。
- 14 この学則は、1988年4月1日から一部改正施行する。
- 15 この学則は、1989年4月1日から一部改正施行する。
- 16 この学則は、1990年4月1日から一部改正施行する。
- 17 この学則は、1991年4月1日から一部改正施行する。
- 18 この学則は、1992年3月31日改正施行し
  - (1) 第16条、第17条および第25条については、1991年7月1日に遡って適用する。
  - (2) 第9条、第12条、第33条、第41条および第42条については、1992年4月1日在籍者から適用する。
- 19 この学則は、1992年12月1日改正施行し
  - (1) 第9条B組織神学専攻の学科目の変更については、1992年4月1日在籍者に遡って適用する。
  - (2) 第9条A聖書神学専攻の学科目の変更については、1992年4月1日在籍者からこれを適用し、第41条校納金の変更については、1993年度入学者からこれを適用する。
- 20 この学則は、1993年6月1日、第41条の校納金について改正施行し1994年度入学者からこれを適用する。
- 21 この学則は、1994年5月31日第11章第41条の校納金について改正施行し、1995年度入学者からこれを適用する。
- 22 この学則は、1994年11月29日第5章第9条、第12条、第16条、第9章第22条、第24条、第26条、第29条、第30条、第10章標題、第37条、第11章第41条について改正施行し、1995年度からこれを適用する。
- 23 この学則は、1995年5月30日第41条の校納金について改正施行し1996年度入学者からこれを適用する。

- 24 この学則は、1995年11月28日第9条について改正施行し、1996年度からこれを適用する。
- 25 この学則は、1996年3月19日第1章に、第1条の2（自己評価等に関する項目）を新設し、1996年度からこれを実施する。
- 26 この学則は、1996年5月28日第11章第41条の授業料について改正施行し1997年度入学者からこれを適用する。
- 27 この学則は、1996年11月26日第11章第41条の入学検定料について改正施行し、1997年度受験者からこれを適用する。
- 28 この学則は、1997年5月27日第11章第41条の授業料および施設費について改正施行し、1998年度入学者からこれを適用する。
- 29 この学則は、1998年3月23日第5章授業科目および履修方法について下記条項を改正施行し、1998年度入学者からこれを適用する。
- (1) 第5章9条を削除し、9条、10条を新設する。
- (2) 10条は11条に繰り下げる。
- (3) 11条を削除する。
- (4) 12条1・2項を12条とし、12条3項を改正した上で15条とする。
- (5) 12条と15条の間に、13条、14条を新設する。
- (6) 13条以下を16条とし、以下各条を繰り下げる。
- 30 この学則は、1998年5月25日第11章第41条の授業料および施設費について改正施行し、1999年度入学者からこれを適用する。
- 31 この学則は、1998年11月30日下記条項を改正し、1999年4月1日から実施する。
- (1) 第5章授業科目および履修方法について1998年度入学者からこれを適用する。
- ① 第9条、10条の授業科目を次のとおり改正する。これを1999年度入学者から適用する。

	旧	内容	新
第9条I	旧約学部門演習	名称変更	修士論文指導演習旧約神学
	新約学部門演習	名称変更	修士論文指導演習新約神学
	聖書部門演習	名称変更	外典偽典講読
II	組織神学部門演習	削除	
	歴史神学部門演習	削除	
第10条I	組織神学部門演習	名称変更	修士論文指導演習組織神学
	歴史神学部門演習	名称変更	修士論文指導演習歴史神学
II	旧約学部門演習	削除	
	新約学部門演習	削除	
	聖書部門演習	名称変更	外典偽典講読

- ② 新16条を新設する。一年間の授業期間を定め、1999年度から実施する。
- ③ 旧19条に課程の修了と学位授与を合わせて定めていたが、新20条に課程の修了、新21条に学位の授与についてそれぞれ定めることとする。

④ 専攻主任についての項を新26条に定める。

(2) 第12条に必修・修士論文指導演習4単位を課し、1999年度4月入学者からこれを適用する。

32 この学則は、1999年5月31日第11章第47条の授業料および施設費について改正施行し、2000年度入学者からこれを適用する。

33 この学則は、1999年11月29日第11章第47条1項の一部を改正し、2000年4月1日から実施する。

34 この学則は、2000年5月29日第11章第47条の授業料および施設費について改正施行し、2001年度入学者からこれを適用する。

35 この学則は、2001年11月26日次のとおり改正し、2002年4月1日から施行、2002年度入学者から適用する。

(1) 第11章第47条の入学金

(2) 第11条、授業科目「礼拝学特講 2単位」に替えて「礼拝学演習 2単位」とする。なお、すでに在籍している者で「礼拝学特講 2単位」の履修を課されている者は「礼拝学演習 2単位」を修得してこれに替えるものとする。

36 この学則は、2002年(平成14年)11月25日に第11章第47条の施設費について改正施行し、2003年度(平成15年)入学者からこれを適用する。

37 この学則は、2003年(平成15年)5月26日に改正施行(第47条(3)授業料)し、2004年度(平成16年度)入学生から適用する。

38 この学則は、2004年(平成16年)5月24日に第47条第1項第2号入学金について改正施行し、2005年度(平成17年)入学生から適用する。

39 この学則は、2005年(平成17年)5月23日に、第47条第1項第4号施設費を改正施行し、2006年度(平成18年)入学生から適用する。

40 この学則は、2006年(平成18年)5月29日に、第47条第1項第3号授業料を改正施行し、2007年度(平成19年度)入学生から適用する。

41 この学則は、2006年(平成18年)11月27日に、第23条及び第24条を一部改正施行し、2007年(平成19年)4月1日から施行する。

42 この学則は、2007年(平成19年)5月28日に、第39条を改正し、同日から施行する。

43 この学則は、2007年(平成19年)5月28日に、第47条第1項第2号の入学金を改正施行し、2008年度(平成20年度)入学生から適用する。

44 この学則は、2008年(平成20年)5月26日に、第9条、第10条、第11条、第18条、および、第19条の一部を改正し、2009年(平成21年)4月1日より実施する。

45 この学則は、2008年(平成20年)5月26日に、第39条第3項の一部を改正し、同日から施行する。

46 この学則は、2008年(平成20年)5月26日に、第47条第1項第2号入学金、第3号授業料、および、第4号施設費を改正施行し、2009年度(平成21年度)入学生から適用する。

47 この学則は、2009年（平成21年）5月25日に、第47条第1項第4号施設費を改正施行し、2010年度（平成22年度）入学生から適用する。

48 この学則は、2009年（平成21年）11月30日に、第27条を改正施行し、2010年（平成22年）入学生から適用する。ただし、博士課程後期課程の総定員は、段階的に減少するため、2012年度に記載のとおりになる。また、各年度のごとの学生定員は別表のとおりになる。

別表（2010年度）

専攻部門	博士課程前期課程		博士課程後期課程		合計
	入学定員	総定員	入学定員	総定員	総定員
聖書神学専攻	15名	30名	2名	12名	42名
組織神学専攻	15名	30名	2名	12名	42名
合計	30名	60名	4名	24名	84名

別表（2011年度）

専攻部門	博士課程前期課程		博士課程後期課程		合計
	入学定員	総定員	入学定員	総定員	総定員
聖書神学専攻	15名	30名	2名	9名	39名
組織神学専攻	15名	30名	2名	9名	39名
合計	30名	60名	4名	18名	78名

49 この学則は、2010年（平成22年）11月29日に、第34条および第37条を改正し、2011年（平成23年）4月1日から適用する。

50 この学則は、2011年（平成23年）3月28日に、長期履修学生の定めなど、第6条第2項、第13条第3項、第14条第3項、第15条、第33条、第34条および第47条を改正し、2011年（平成23年）4月1日から適用する。

51 この学則は、2011年（平成23年）11月28日に、第47条第5項を改正し、2012年（平成24年）4月1日から適用する。

52 この学則は、2012年（平成24年）3月26日に、第18条および第19条を改正し、2012年度入学者から適用する。また、第39条を改正し、2012年（平成24年）4月1日から適用する。

53 この学則は、2012年（平成24年）5月21日に、第36条を改正し、2013年（平成25年）4月1日から適用する。

54 この学則は、2013年（平成25年）3月25日に、第42条、第47条第2項および第5項を改正し、2013年（平成25年）4月1日から適用する。

55 この学則は、2014年（平成26年）3月24日に、第13条および第14条を改正し、2014年（平成26年）4月1日から適用する。

56 この学則は、2014年（平成26年）12月1日に、第45条を改正し、同日から施行する。

57 この学則は、2015年（平成27年）5月25日に、第25条を改正し、2

- 015年（平成27年）4月1日から適用する。
- 58 この学則は、2017年（平成29年）3月27日に、第20条、第23条、第33条および第36条を改正し、2017年（平成29年）4月1日から適用する。
- 59 この学則は、2017年（平成29年）11月27日に、第9条、第10条、第13条、第14条および第19条別表を改正し、2018年（平成30年）4月1日から適用する。
- 60 この学則は、2018年（平成30年）3月26日に、第1条、第2条、第6条および第20条を改正し、2018年（平成30年）4月1日から適用する。
- 61 この学則は、2018年（平成30年）3月26日に、第19条、第30条、第31条および第34条を改正し、2019年度（平成31年度）の入学を志願する者から適用する。
- 62 この学則は、2018年（平成30年）11月26日に、第7条および第8条を改正し、2019年（平成31年）4月1日から適用する。
- 63 この学則は、2018年（平成30年）11月26日に、第18条、第19条、および第19条別表を改正し、2019年度（平成31年度）の入学者から適用する。
- 64 この学則は、2019年（令和元年）5月27日に、第45条および第47条を改正し、2020年（令和2年）4月1日から適用する。
- 65 この学則は、2020年（令和2年）3月30日に、第23条を改正し、2020年（令和2年）4月1日から適用する。
- 66 この学則は、2020年（令和2年）5月25日に、第16条を第16条の2とした上で第16条を新設し、2020年（令和2年）4月1日に遡って適用する。
- 67 この学則は、2020年（令和2年）11月30日に、第23条を改正し、2020年（令和2年）12月1日から適用する。
- 68 この学則は、2021年（令和3年）11月29日に、第30条および第36条を改正し、同日から適用する。
- 69 この学則は、2022年（令和4年）11月28日に、第27条を改正し、2024年度（令和6年度）入学者から施行する。これにより、2024年度（令和6年度）の定員は以下の別表のとおりとなり、2025年度（令和7年度）から第27条に記載のとおりとなる。

別表（2024年度）

専攻部門	博士課程前期課程		博士課程後期課程		合計 総定員
	入学定員	総定員	入学定員	総定員	
聖書神学専攻	10名	25名	2名	6名	31名
組織神学専攻	15名	30名	2名	6名	36名
合計	25名	55名	4名	12名	67名

- 70 この学則は、2022年（令和4年）11月28日に、第10条および第19条別表（組織神学専攻）を改正し、2023年（令和5年）4月1日から適用する。
- 71 この学則は、2022年（令和4年）11月28日に、第48条を改正し、同日から適用する。
- 72 この学則は、2023年（令和5年）11月27日に、第47条を改正し、同日から適用する。
- 73 この学則は、2025年（令和7年）3月24日に、第6条、第9条、第10条、第30条、第34条および第39条を改正し、2025年（令和7年）4月1日から適用する。
- 74 この学則は、2025年（令和7年）12月8日に、第9条、第10条、第19条別表（聖書神学専攻）および第19条別表（組織神学専攻）を改正し、2026年（令和8年）4月1日から適用する。

# 東京神学大学学位規則

## (目的)

第1条 本学学位規則は、学位規則（昭和28年文部省令第9号。以下「省令」という）第13条の規定に基づき、論文審査および試験の方法等その他学位に関し必要な事項を定めるものとする。

## (学位の種類)

第2条 本学において授与する学位は、博士、修士及び学士とし、その専攻分野は、次の通りとする。

博士（神学） 修士（神学） 学士（神学）

## (学位授与の要件)

第3条 博士の学位は、本学大学院学則の定めるところにより、博士課程を修了した者に授与する。

2 修士の学位は、本学大学院学則の定めるところにより、博士課程前期課程を修了した者に授与する。

3 本学大学院学則第22条により、博士の学位は、第1項に規定するもののほか本学に学位論文を提出してその審査および試験に合格し、本学大学院学則の博士課程を修了した者と同等以上の学力を有することを確認（以下「学力の確認」という）された者に授与することができる。

4 学士の学位は、本学学則の定めるところにより、学部を卒業した者に授与する。

## (論文提出による学位の授与)

第4条 第3条第3項により、博士の学位論文を提出した者については、この規則の定めるところにより、審査の上、学位を授与することができる。

2 前項に規定する者が博士の学位論文を提出するときは、学位申請書に、学位論文（原本および副本5通）、学位論文の要旨、参考論文のあるときは当該参考論文、履歴書（研究歴を含む）、業績一覧表、紹介状、その他学力の確認のために必要な資料を添えて提出するものとする。

3 前項の規定により学位論文が提出されたとき、研究科委員会は、主査1名、副査2名以上で組織する論文審査委員会を設ける。論文審査委員会は、学位論文その他提出書類の精査を行い、学位論文受理の可否を審査する。

4 学位論文の受理は、論文審査委員会の議を経て、研究科委員会の承認の上、学長が決定する。

5 学位論文を受理したときは、学位論文の審査のほか、古典語、外国語およびその専攻学術について、本学大学院博士課程後期課程を修了した者と同等以上の学力があることを認めるための試験を行うものとする。なお、試験科目は論文審査委員会が確定する。

6 博士の学位論文を提出した者は、学位論文の受理決定後、論文審査手数料および学力確認審査手数料を納入する。

7 第5項の試験については、本学学位規則施行細則に別に定めるものとする。

- 8 本学大学院の博士課程に5年以上在学し、所定の単位を修得し、外国語学力認定試験および論文提出資格認定試験に合格した後退学した者が、退学後10年以内に、第1項により学位論文を提出したときは、第5項の試験を免除することができる。
- 9 学位論文の審査および学力の確認は、学位申請書に基づいて、論文審査委員会が行う。
- 10 論文審査委員会は、面接試験を含む学位論文の審査を、当該論文を受理してから10カ月以内に終了するものとする。
- 11 論文審査委員会は、審査要旨を作成して、研究科委員会に報告しなければならない。また、報告の後、当該論文は、2カ月にわたり研究科委員会に回覧するものとする。

(学位論文の審査の協力)

第5条 第2条の学位の授与に係る学位論文の審査に当たっては他の大学、大学院又は研究所等の教員等の協力を得ることができる。

(課程の修了および論文審査の議決)

第6条 研究科委員会は、第3条第1項および第2項による者については、本学大学院学則の定めるところにより、それぞれの課程の修了の可否、第3条第3項によるものはその論文の合否について、議決する。

2 教授会は、第3条第4項による者については、本学学則に定めるところにより、卒業の可否について議決する。

3 前二項の議決は、出席者の3分の2以上の賛成を必要とする。

4 第1項の研究科委員会は、委員総数の3分の2以上の出席がなければ開くことができない。

(学長への報告)

第7条 研究科委員会が前条の議決をしたときは、速やかに文書により、学長に報告されねばならない。

(学位記の交付)

第8条 学長は前条の報告に基づいて、それぞれの課程の修了または論文の合格を決定した者には、学位記を授与するものとする。

(論文要旨等の公表)

第9条 本学は、博士の学位を授与したときは、当該博士の学位を授与した日から3カ月以内に、その論文の内容の要旨および論文審査の結果の要旨を公表するものとする。

(学位論文の公表)

第10条 博士の学位を授与された者は、当該学位を授与された日から1年以内に、その論文を印刷公表するものとする。ただし、当該学位を授与される前に既に、印刷公表したときは、この限りではない。

2 印刷公表は、本学が発行する「神学」ならびに「伝道と神学」に主要部分を分割して掲載することをもって、これに代えることができるものとする。

3 上記印刷公表に加え、インターネットの利用により、公表するものとする。この場合の公表の分量については、研究科委員会がこれを定める。

(学位の名称の使用)

第11条 学位を授与された者は学位の名称を用いるときは、当該学位を授与した本学名を「東京神学大学博士（神学）」、「東京神学大学修士（神学）」、「東京神学大学学士（神学）」、「博士（神学）（東京神学大学）」、「修士（神学）（東京神学大学）」、「学士（神学）（東京神学大学）」のように付記するものとする。

2 学位記の様式は、別表第1、別表第2、別表第3および別表第4のとおりとする。

（学位授与の取消）

第12条 学位を授与された者が、その名誉を汚辱する行為があったときまたは不正の方法により、学位の授与を受けた事実が判明したときは、学長は、研究科委員会の議を経て、学位の授与を取消することがある。

2 前項の議決については、第6条の議決の場合と同様に行うものとする。

（学位記の再交付）

第13条 学位記の再交付を受けようとするときは、その理由を具し、学長に願い出なければならない。

（学位授与の報告）

第14条 本学において博士の学位を授与したときは、学長は、省令第12条に定めるところにより、当該博士の学位を授与した日から3カ月以内に、学位授与報告書を文部科学大臣に提出するものとする。

## 附 則

1 論文提出による学位の授与は、本学大学院の博士課程を修了して学位を授与された者があった後に、これを実施する。

2 この規則は、昭和38年4月1日から施行する。

3 この規則は、1977（昭和52）年4月1日から改正施行する。

4 この規則は、1991（平成3）年7月1日から一部改正施行する。

5 この規則は、1998（平成10）年11月30日から次のとおり改正し、1999（平成11）年4月1日から施行する。

（1） 根拠となる学則の条項改正に伴い、該当する条項を変更。

（2） 第4条第6項「総合学力認定試験」の廃止「論文提出資格認定試験」施行に伴う変更。1999年度入学者から適用する。

6 この規則は、2002（平成14）年3月25日から第4条第5項の試験科目について改正施行する。

7 この規則は、2008（平成20）年5月26日に改正し、2008（平成20）年4月1日より施行する。

8 この規則は、2011（平成23）年11月28日に改正し、2012（平成24）年4月1日より施行する。

9 この規則は、2013（平成25）年3月25日に改正し、2013（平成25）年4月1日より施行する。

10 この規則は、2019（平成31）年3月25日に別表第1～第4を改正し、2019（平成31）年4月1日より適用する。

別表第1（大学院博士課程前期課程を修了した場合）

第 号	東京神学大学長 印	年 月 日	授 与 す る	し た の で 修 士 神 学 の 学 位 を	専 攻 の 博 士 課 程 前 期 課 程 を 修 了	本 学 大 学 院 神 学 研 究 科 神 学	年 月 日 生	氏 名	本 籍 都 道 府 県 名	学 位 記
--------	--------------	-------------	------------------	--	--	--	------------------	--------	---------------------------------	-------------

別表第2（大学院博士課程後期課程を修了した場合）

第 号	東京神学大学長 印	年 月 日	授 与 す る	し た の で 博 士 神 学 の 学 位 を	専 攻 の 博 士 課 程 後 期 課 程 を 修 了	本 学 大 学 院 神 学 研 究 科 神 学	年 月 日 生	氏 名	本 籍 都 道 府 県 名	学 位 記
--------	--------------	-------------	------------------	--	--	--	------------------	--------	---------------------------------	-------------

別表第3 (論文提出による場合)

第 号	年 月 日	博士 神学 の学位を授与する	本 大 学 に 学 位 論 文 を 提 出 し 所 定 の 審 査 お よ び 試 験 に 合 格 し た の で	年 月 日 生	氏 名	本 籍 都 道 府 県 名	学 位 記
	東 京 神 学 大 学 長						
	印						

別表第4 (学部を卒業した場合)

第 号	年 月 日	の学位を授与する	本 学 所 定 の 課 程 を 修 め て 本 学 を 卒 業 し た こ と を 認 め て 学 士 神 学	年 月 日 生	氏 名	本 籍 都 道 府 県 名	学 位 記
	東 京 神 学 大 学 長						
	印						

# 東京神学大学学位規則施行細則

## 第1章 修士

### 第1節 一般試験

第1条 博士課程前期課程（以下前期課程という）における履修単位取得の認定は、一般試験による。

第2条 一般試験は、期末試験と臨時試験とに分ける。

第3条 期末試験は、每学期末に施行する。

第4条 臨時試験は、中間試験・追試験・再試験の3つに分ける。

第5条 中間試験は授業担当者が予め試験方法、日時、場所を適当な方法で指示して行うことができる。

第6条 追試験は、以下の事由により筆記試験によって実施される期末試験を受験できなかった者に対し、教務主任の承認を受け、教務課に受験願を提出し、受験手数料を納入した場合、当該授業科目について臨時に行う。

- (1) 災害（台風、水害、火災等）
- (2) 交通機関の事故・遅滞（交通機関などの証明書を必要とする）
- (3) 負傷または疾病（医師の診断書を必要とする）
- (4) 二親等以内の親族またはそれに準ずる者の死亡による忌引
- (5) その他教務主任において適当と認めた証明を伴う事由

第7条 再試験は、再試験対象科目の学期末の成績がD評価となったときに、教務課に受験願を提出し、受験手数料を納入した場合、当該授業科目について臨時に行う。

第8条 試験は筆記・口頭・報告・論文などによる。

第9条 授業時数3分の1以上欠席したとき、また授業料未納のときは、受験資格を失うことがある。

第10条 授業科目の評価は、A（100～90）、A－（89～85）、B（84～75）、C（74～60）、D（59～0）、E（試験以外の理由で不合格）としC以上を合格とする。

2 評価は、A－3.00、A－2.50、B－2.00、C－1.00として計算する。

第11条 学位の取得には、全学科平均点・専攻学科平均点がB（2.00）点以上であることを要する。

第12条 追試験の成績は、第10条の評価に従う。再試験の成績はCまたはDとする。

第13条 追試験の手数料は、1科目につき800円、再試験の手数料は1科目につき1,000円とする。

### 第2節 論文の審査

第14条 論文の提出は、前期課程に1年6カ月以上在学し、所定の単位を取得した者、または論文審査が終了するまでに所定の単位を取得する見込のある者に限る。

第15条 論文の提出期間は、前期課程入学後2年目とする。ただし、長期履修学生については、前期課程入学後2年目以降、4年目までの間とする。

2 論文は未発表のものとする。ただし、指導教授が認めた場合はその限りではない。

第16条 前期課程に2年以上在学し、所定の単位を取得した者は、論文審査に合格するまで前期課程在学者とみなす。

第17条 論文は、400字詰60乃至100枚とする。

第18条 論文の審査手数料は、10,000円とする。納入した手数料は、論文の受理を拒否したときのほかは返付しない。

第19条 論文を受理したとき研究科委員会は、主査1名、副査2名の論文審査委員を定める。

第20条 論文審査委員は、論文受理後5カ月以内に面接試験を含む審査を完了し、研究科委員会に報告しなければならない。

第21条 論文の成績は、審査委員の付した点数の平均点とし、採点は100点満点、75点以上を合格とする。この場合、主査ならびに第1副査の評価を2、第2副査の評価を1として計算するものとする。

第22条 学位を取得した論文は、訂正浄書し、保存のため本学図書館に1部提出するものとする。

### 第3節 (削除)

第23条 (削除)

第24条 (削除)

第25条 (削除)

### 第4節 課程の修了

第26条 全学科・専攻学科の平均点がそれぞれB(2.00)点以上であり、論文審査に合格した者には、前期課程修了者として修士学位記を授与するものとする。

第27条 前条の平均点に達しないものがある場合は、退学するものとする。ただし、単位修得証書の発行を受けることができる。

第28条 修士学位記授与の時期は、原則として、毎年1回卒業式時とする。

## 第2章 課程博士

### 第1節 一般試験

第29条 博士課程後期課程(以下後期課程という)における履修単位の取得の認定は、一般試験による。一般試験は、前章第1節一般試験の細則を準用するものとする。

### 第2節 論文提出の資格認定

第30条 論文提出の資格認定は、所定の単位取得、外国語学力認定試験合格、学術小論文を学術誌に発表ならびに論文提出資格認定試験合格によるものとする。

### 第1項 単位取得

第31条 博士課程後期課程の単位履修は次のとおりとする。指導教授の指導に従って、博士論文指導演習及び専攻科目12単位、専攻外科目4単位、合計16単位を取得すること。

#### 第2項 外国語学力認定試験

第32条 外国語学力認定試験は、英語・ドイツ語のうち1科目につき、当該外国語専門書の読解能力について行う。

第33条 外国語学力認定試験は、毎年12月中に筆答により、研究科委員会の定めた委員により行う。

第34条 外国語学力認定試験は、100点満点とし85点以上を合格とする。不合格のときは、再試験を認める。

第35条 外国語学力認定試験は、免除規定を内規に定めることとする。

第36条 外国語学力認定試験料は、1科目につき2,000円、再試験料は1科目につき3,000円を納入しなければならない。

#### 第3項 学術小論文

第37条 学術小論文は指導教授の指導のもと、400字詰め30枚程度の論文1本を作成し、学術誌に発表すること。

#### 第4項 論文提出資格認定試験

第38条 論文提出資格認定試験は、外国語学力認定試験に合格した者に対して、研究科委員会の定める時に筆答により、研究科委員会の定めた3名以上の委員により、専攻ごとに行う。

第39条 論文提出資格認定試験は、100点満点とし、85点以上を合格とする。専攻3科目中1科目が合格点に達しないが60点以上の成績である場合は、1回限り再試験を受けることができる。その必要な手続きは上に述べた所に準ずる。但し、再試験は1年以内に行われるものとする。

第40条 論文提出資格認定試験の実施ならびに免除規定の詳細については、内規に定めることとする。

第41条 論文提出資格認定試験料は12,000円、再試験料5,000円とする。

#### 第5項 研究指導認定

第41条の2 外国語学力認定試験に合格し、学術論文1本を学術誌に発表、ならびに論文提出資格認定試験に合格し、専攻科目12単位、専攻外科目4単位、計16単位を取得した者は、研究報告書と博士論文執筆計画書を研究科委員会に提出し、研究指導認定を受けて退学することができる。

#### 第3節 論文の審査

第42条 後期課程に在学して論文を提出しようとする者は、外国語学力認定試験に合格し、学術小論文1本を学術誌に発表、ならびに論文提出資格認定試験に合格し、専攻科目12単位、専攻外科目4単位、計16単位を取得した者、または論文審査が終了するまでに所定の単位を取得する見込のある者に限る。

第43条 論文の提出期間は、後期課程在籍期間内とする。

- 2 第41条の2の規定により研究指導認定を受けて退学した者は、退学後3年以内、長期履修制度利用の場合には1年以内に再入学することにより、論文を提出することができる。

第44条 論文は、原本と副本6通を、論文の内容の要旨1通と併せて、提出するものとする。

第45条 論文の審査手数料は、50,000円とする。納入した手数料は、論文の受理を拒否したときのほかは返付しない。

第46条 論文が受理されたときは、研究科委員会は、主査1名・副査2名以上の論文審査委員を定める。

第47条 論文審査委員は、論文受理後5カ月以内に面接試験を含む審査を完了し、審査要旨を作成して研究科委員会に報告しなければならない。また報告に先立って当該論文は、研究科委員会に回覧するものとする。

第48条 論文の成績は、論文審査委員会での合議に基づき主査が付した点数とし、採点は100点満点80点以上を合格とする。

第49条 論文の合否の承認には、研究科委員会の3分の2以上の出席をえて、3分の2以上の賛成を必要とする。

第50条 審査に合格した論文は、論文審査委員会の求めがあった場合、正誤表と、必要な場合には補遺を付し、その内容について合格決定日から1カ月以内に主査による確認を得たうえで、原本およびコピー1部を最終製本に供するものとする。

- 2 論文製本にあたっては、学位論文の要旨、審査結果の要旨、ならびに題目の英訳および英文によるアブストラクトを付すものとする。

- 3 最終製本された論文は、1部を国立国会図書館に納本し、1部を本学図書館に保管するものとする。

### 第3章 論文博士

#### 第1節 学力の確認

第51条 論文博士の学力の確認を申請することの出来る者は、本学の大学院入学資格の有無にかかわらず5年以上の研究歴を有するものとする。

第52条 前条の研究歴とは次の各号の一に該当するものとする。

- (1) 大学の専任職員として研究に従事した期間
- (2) 大学院を退学した者の場合は、大学院に在学した期間、または専攻科（全日制の研究生・専攻生等を含む）に在学した期間
- (3) 権威ある研究施設において専任職員として研究に従事した期間
- (4) 本学が前各号と同等以上と認める研究に従事した期間

第53条 学力の確認は、研究科委員会において定めた論文審査委員会によって行い、その結果については、研究科委員会において、論文審査に先んじて、承認されることを要する。

第54条 学力の確認は、古典語学力・外国語学力および総合学力について行う。

その認定試験は以下のとおりとする。

- (1) 古典語学力認定試験：ヒブル語・新約ギリシャ語・ラテン語のうち、聖書神学

専攻の者は2科目、組織神学専攻の者は1科目

(2) 外国語学力認定試験：英語・ドイツ語のうち1科目

(3) 総合学力認定試験：専攻分野2科目ならびに専攻内の他1科目。組織神学専攻の者は、必ず組織1科目を含むこと。

第55条 各専攻分野における総合学力認定試験の科目は、以下のとおりとする。

(1) 聖書神学専攻

・旧約聖書神学：旧約緒論・旧約神学・旧約歴史

・新約聖書神学：新約緒論・新約神学・新約歴史

(2) 組織神学専攻

・組織神学：教義学・キリスト教倫理学・弁証学

・歴史神学：教理史・古代中世教会史・宗教改革史・近現代教会史

・実践神学：説教学・礼拝学・牧会学・キリスト教教育学

第56条 第54条および第55条に定められた認定試験につき、論文審査委員会は、研究科委員会の承認を経て、次の各号に該当する科目の試験を免除することができる。

(1) 古典語につき、大学または同等以上の機関において履修した証明書が提出された科目

(2) 外国語につき、本学大学院博士課程後期課程在学中に外国語学力認定試験において合格した科目、もしくは当該言語による学術的な翻訳書1冊以上、あるいは学術論文2本以上の翻訳がある科目

(3) 総合学力につき、博士の学位論文が扱っている分野1科目、本学大学院博士課程後期課程在学中に論文提出資格認定試験において合格した科目、もしくはすでに執筆された著書、論文等が扱っている分野の科目

第57条 研究科委員会は、学力の確認を申請する者が、公表された従来業績その他の資料により、本学大学院博士課程後期課程を修了した者と同等以上の学力を有すると認めるときには、古典語学力認定試験、外国語学力認定試験、総合学力認定試験を免除することができる。

第58条 古典語学力認定試験は、古典文献の読解能力について行う。試験は筆答により、100点満点とし80点以上をもって合格とする。不合格のときは、1回限り再試験を認める。

第59条 外国語学力認定試験、総合学力認定試験の実施については、課程博士の外国語学力認定試験、論文提出資格認定試験に準ずる。ただし、試験料についてはこの限りではない。

第60条 学力確認の審査手数料は、次のとおりとする。

(1) 一般申請者 20,000円

(2) 本学内教職員 5,000円

(3) 再試験料 1科目につき 3,000円

## 第2節 論文の審査

第61条 論文は、原本と副本6通を、論文の内容の要旨1通と併せて、提出するものとする。

第62条 すでに印刷公表した論文を提出するときは、論文用紙によらず印刷したものを  
もって代えることができる。

第63条 論文の審査手数料は、次のとおりとする。

- (1) 一般提出者 80,000円
- (2) 本学内教職員 30,000円
- (3) 本学大学院博士課程後期課程の単位取得者にして退学後3年以内の提出者  
50,000円

第64条 論文審査委員会は、論文受理後10カ月内に面接試験を含む審査を完了し、審査  
要旨を作成して研究科委員会に報告しなければならない。また、報告の後、当該論  
文は、2カ月にわたり研究科委員会に回覧するものとする。

第65条 論文の成績は、論文審査委員会での合議に基づき主査が付した点数とし、採点は  
100点満点80点以上を合格とする。

第66条 論文の可否の承認には、研究科委員会の3分の2以上の出席をえて、3分の2以  
上の賛成を必要とする。

第67条 審査に合格した論文は、論文審査委員会の求めがあった場合、正誤表と、必要な  
場合には補遺を付し、その内容について合格決定日から1カ月以内に主査による  
確認を得たうえで、原本およびコピー1部を最終製本に供するものとする。

2 論文製本にあたっては、学位論文の要旨、審査結果の要旨、ならびに題目の英訳  
および英文によるアブストラクトを付すものとする。

3 最終製本された論文は、1部を国立国会図書館に納本し、1部を本学図書館に保  
管するものとする。

## 第4章 学士

### 第1節 一般試験

第68条 学部における履修単位取得の認定は、一般試験による。

第69条 一般試験は、期末試験と臨時試験とに分ける。

第70条 期末試験は、毎学期末に施行する。

第71条 臨時試験は、中間試験・追試験・再試験の3つに分ける。

第72条 中間試験は授業担当者が予め試験方法、日時、場所を適当な方法で指示して行う  
ことができる。

第73条 追試験は、以下の事由により筆記試験によって実施される期末試験を受験でき  
なかつた者に対し、教務主任の承認を受け、教務課に受験願を提出し、受験手数料  
を納入した場合、当該授業科目について臨時に行う。

- (1) 災害（台風、水害、火災等）
- (2) 交通機関の事故、遅滞（交通機関などの証明書を必要とする）
- (3) 負傷または疾病（医師の診断書を必要とする）
- (4) 二親等以内の親族またはそれに準ずる者の死亡による忌引
- (5) その他教務主任において適当と認めた証明を伴う事由

第74条 再試験は、再試験対象科目の学期末の成績がD評価となったときに教務課に受  
験願を提出し、受験手数料を納入した場合、当該授業科目について臨時に行う。

第75条 試験は筆記・口頭・報告・論文などによる。

第76条 授業時数3分の1以上欠席したとき、また授業料未納のときは、受験資格を失うことがある。

第77条 授業科目の評価は、A（100～90）、A－（89～85）、B（84～75）、C（74～60）、D（59～0）、E（試験以外の理由で不合格）としC以上を合格とする。

2 評価は、A－3.00、A－2.50、B－2.00、C－1.00として計算する。

第77条の2 学位の取得には、全学科平均点が1.70点以上であることを要する。

第78条 追試験の成績は第77条の評価に従う。再試験の成績はCまたはDとする。

第79条 追試験の手数料は、1科目につき800円、再試験の手数料は1科目につき1,000円とする。

## 第2節 卒業

第80条 神学部神学科に4年以上在学し所定の単位を取得した者で、全学科平均点が1.70点以上である者には、学部卒業として学士学位記を授与するものとする。

2 前項の平均点に達しない場合は、退学するものとする。ただし、単位修得証書の発行を受けることができる。

第81条 学士学位授与の時期は原則として、毎年1回卒業式の時とする。

## 第5章 補則

第82条 学位論文・試験・試問に用いる用語は、原則として日本語を用いるものとする。

第83条 この施行細則を変更するには、研究科委員会総数の4分の3以上の同意がなければならない。

## 附 則

1 この施行細則は、1980年4月1日から施行し、「東京神学大学学位規則施行に関する内規」は廃止する。

2 この施行細則は、1981年4月1日から改正施行する。

3 この施行細則は、1988年4月1日から一部改定し施行する。

4 この施行細則は、1991年7月1日から一部改正施行する

5 この施行細則は、1996年3月19日下記条項を改正施行し1996年4月1日から適用する。

(1) 第1章第4条、5条、6条、9条、11条、第4章70条、71条、72条、75条、76条以上各改正

(2) 第1章5条並びに4章71条を新設し、第1章12条並びに第4章77条を削除し、第1章第5条以下12条まで並びに第4章71条以下76条までを繰り下げる。

6 この施行細則は、1997年3月25日、第4節表題、第29条、第30条について改正施行し1997年4月1日より適用する。

7 この施行細則は、1998年3月23日博士課程後期課程論文提出資格変更に伴

- い、下記条項を改正施行し1998年4月1日入学者より適用する。
- (1) 第1章15条、17条、24条を改正。
  - (2) 18条を削除し、19条以下32条までを1条ずつ繰り上げる。
  - (3) 第2章32条、34条、36条、37条、38条、39条40条を改正。
  - (4) 新たに32条、36条を加え41条、43条を削除、44条以下82条までを1条ずつ繰り上げる。
  - (5) 49条、61条を改正する。
- 8 この施行細則は、1998年11月30日次のとおり博士課程前期課程修士審査論文再提出に関して規則を改正し、1999年4月1日から施行する。1999年度博士課程前期課程入学者から適用する。
- (1) 第21条、合格点を75点に改正。
  - (2) 第22条削除。
  - (3) 第26条文言修正。
  - (4) 第26条に準拠し第27条1項で修了要件が満たされない場合を退学と明記した。
  - (5) 第27条2項文言修正。⑥第27条3項文言修正。
- 9 本施行細則は2001（平成13）年3月19日次のとおり改正し、2001（平成13）年4月1日より施行する。なおこれを1998年度後期課程入学者から適用する。
- (1) 第35条ならびに39条に課されている小論文を「1本」とする。
  - (2) 第40条の論文提出期間の表記を「在籍期間内」とする。
- 10 この施行細則は、2005（平成17）年4月26日に第27条を改正施行し、2006年度博士課程前期課程入学者から適用する。
- 11 この施行細則は、2008（平成20）年4月22日に改正し、2008（平成20）年4月1日より施行する。
- 12 この施行細則は、2009（平成21）年11月30日に第33条を改正し、2010（平成22）年4月1日より施行する。
- 13 この施行細則は、2010（平成22）年3月29日に下記のとおり改正し、2010（平成22）年4月1日より施行する。
- (1) 第1章6条、7条、12条、第2章32条、34条、第4章61条、75条、76条、80条を改正。
  - (2) 第2章35条及び40条を新たに加え、以下の条文を順次繰り下げる。
- 14 この施行細則は、2011（平成23）年3月28日に下記のとおり改正し、2011（平成23）年4月1日から施行する。
- (1) 第1章2条、3条、6条、第4章73条、74条、77条を改正。
  - (2) 第2章31条、32条、第3章58条を改正。
- 15 この施行細則は、2011（平成23）年11月28日に第60条を改正し、2012（平成24）年4月1日から施行する。
- 16 この施行細則は、2013（平成25）年3月25日に下記のとおり改正し、2013（平成25）年4月1日から施行する。2013年4月1日以降の論文提出

者から適用する。

- (1) 第2章44条、46条、47条、48条、49条、50条、第3章57条、61条、68条、69条、70条、71条を改正。
- (2) 第2章51条～54条を削除し、55条以下87条までを1条ずつ繰り上げる。

17 この施行細則は、2017（平成29）年11月27日に第38条、第39条および第40条を改正し、2018（平成30）年4月1日から施行する。

18 この施行細則は、2018（平成30）年3月26日に下記のとおり改正し、同日から施行する。

- (1) 第16条、20条、26条を改正。
- (2) 第23条～25条を削除。

19 この施行細則は、2021（令和3）年3月29日に第44条および第61条を改正し、2021（令和3）年4月1日から施行する。2021年度に学位申請論文を提出する者から適用を開始する。

20 この施行細則は、2024（令和6）年5月27日に第41条の2、第42条および第43条を改正し、2024（令和6）年4月1日現在に博士課程後期課程に在籍している全学生に遡って適用する。

21 この施行細則は、2025（令和7）年3月24日に第77条の2を新設し、第15条および第80条を改正し、2025（令和7）年4月1日から施行する。ただし、第77条の2および第80条の改正事項については、2025（令和7）年度入学者・編転入学者から適用する。

## 東京神学大学大学院長期履修学生内規

(趣 旨)

第1条 東京神学大学大学院学則（以下「大学院学則」という）第6条に基づく長期履修学生の取り扱いについては、この内規の定めるところによる。

(資 格)

第2条 長期履修学生を志願できる者は、本学大学院博士課程前期課程ないし後期課程に入学する者または前期課程1年次ないし後期課程2年次までに在学中の者で、次の各号の一に該当し、標準修業年限での修学が困難な者とする。

- (1) キリスト教学校の教務教師、教会の担任教師など就業している者
- (2) 家事、育児、介護等の事情を有する者
- (3) その他学長が相当と認めた者

(履修年限)

第3条 長期履修学生の履修年限は、博士課程前期課程は4年とし、後期課程は9年以内とする。9年を超えて在学することを認めない。

(授業料)

第4条 長期履修学生の校納金（授業料）の額は、大学院学則第47条の定めるところによる。

(志願手続)

第5条 長期履修学生を志願する者は、次に掲げる書類を学長に提出しなければならない。

- (1) 長期履修学生志願書
- (2) 理由書
- (3) 申請資格を証明する書類
- (4) その他学長が必要と認める書類

(出願期間)

第6条 出願期間は、神学研究科が定める期日とする。

(履修期間の変更)

第7条 博士課程後期課程の長期履修学生については、最終年次に達する以前に、在学中一回に限り、履修期間の変更を認める。ただし、長期履修から標準修業年限履修への変更は認めない。また、第2条により標準修業年限履修から長期履修への変更が許可された者による長期履修期間の更なる変更は、原則としてこれを認めない。

2 履修期間の変更を希望する場合は、次に掲げる書類を学長に提出しなければならない。申請期間は、神学研究科が定める期日とする。

- (1) 長期履修学生期間変更申請書
- (2) 理由書
- (3) その他学長が必要と認める書類

(早期修了)

第8条 許可された長期履修年限の満了前に大学院学則第20条に定める課程修了の条

件を満たした場合には、クラス担任または指導教授の承認を得て、早期修了を申請することができる。申請にあたっては、次に掲げる書類を学長に提出しなければならない。申請期間は、神学研究科が定める期日とする。

(1) 長期履修学生早期修了申請書

(2) その他学長が必要と認める書類

2 早期修了を許可された者は、許可日から2週間以内に校納金の残額を完納しなければならない。校納金の残額は、長期履修年限満了まで在学した場合に納入すべき校納金総額から、既に納入された額を控除した額とする。

(決定及び許可)

第9条 長期履修学生の決定及び前条に規定する履修期間変更および早期修了の許可は、大学院研究科委員会の議を経て学長がこれを行う。

(その他)

第10条 この規則に定めるもののほか、長期履修学生に関して必要な事項は、大学院研究科委員会が別に定める。

#### 附 則

1 この規定は、2011年(平成23年)3月28日に制定し、2011年度から適用する。

2 この規定は、2011年(平成23年)11月28日に改正し、2012年(平成24年)4月1日より施行する。

3 この規定は、2012年(平成24年)3月26日に第5条(3)を改正し、2012年度入学者より適用する。

4 この規定は、2025年(令和7年)3月24日に第2条、第3条、第7条および第8条を改正し、2025年度入学者より適用する。

## 東京神学大学大学院入学に関する内規

1980年	7月	8日	教授会	承認
1980年	9月	8日	常務理事会	承認
2009年	11月	30日	定期理事会	承認
2011年	3月	28日	定期理事会	承認
2019年	5月	27日	定期理事会	承認
2020年	3月	30日	定期理事会	承認
2022年	3月	28日	定期理事会	承認
2024年	5月	27日	定期理事会	承認
2025年	3月	24日	定期理事会	承認

### 第1章 博士課程前期課程

#### 第1節 入学

第1条 東京神学大学大学院学則第30条第2号の「他の大学を卒業した者」とは下記の者とする。ただし、前期課程の在学期間は、原則として他大学において本学と同等の課程を修了したと認められる者は最低2年間、その他下記1～3の者は最低3年間とする。

- (1) 大学において、キリスト教学あるいはそれに準ずる科目を専攻した者。
- (2) 大学卒業をもって入学資格とする神学校を卒業した者。
- (3) その他上記に準ずるものと教授会が認めた者。

第2条 本学学部を卒業した者で、本学大学院前期課程進学を希望する者の入学許可条件は次のとおりとする。

- (1) 所定の取得単位が平均点B以上であること。
- (2) 第一次考査として行われる、教授会による志望動機、志望研究内容、夏期伝道実習、教会生活、召命の確信、適性等についての書類審査に合格すること。
- (3) 第二次考査として行われる教授会の面接を受け、合格すること。

2 4年次転入学を経て本学学部を卒業し、前期課程への進学を希望する者については、前項の規定にかかわらず、教授会の面接を受け合格することを入学許可条件とする。

第2条の2 職業を有している等の事情により、標準修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し、修了することを入学時あるいは規定の年限中に希望する者があるときは、教授会がこれを認めた場合、許可することができる。許可を得た学生を長期履修学生と称する。

#### 第2節 再入学

第3条 博士課程前期課程を自主退学した者が、5年以内に同じ所属専攻に再入学を希望し、所定の願書を提出し、面接試験によって教授会がこれを認めた場合、1度に限り許可する。

### 第3節 単位認定

第4条 再入学後取得すべき所定の単位数から、退学前在籍中に取得した単位を10単位までに限って減ずることができる。この認定は教務課主任および指導教授が行うものとする。

第4条の2 科目等履修により修得した本大学院授業科目の単位については、10単位までに限り認定することができるものとする。

2 特別研究生として修得した本大学院授業科目の単位については、8単位までに限り認定することができるものとする。

## 第2章 博士課程後期課程

### 第1節 入学

第5条 本学大学院前期課程で、後期課程進学を希望するものの入学許可条件は、原則として次の通りとする。

(1) 大学院神学研究科博士課程前期課程の成績が全科目の平均点B以上、専攻科目の平均点A-以上、修士論文の評点が85点以上であること。

(2) 専攻主任から教授会への推薦があること。

第6条 本学大学院前期課程修了者で、前期課程における専攻と異なった専攻によって後期課程に入学を希望する者の入学許可条件は次のとおりである。

(1) 本人が新たに希望する専攻の博士課程前期課程の成績が全科目の平均点B以上、専攻科目(20単位)の平均点A-以上、修士論文に準ずる論文の評点が85点以上であること。

(2) 本人の所属せる専攻と新たに希望する専攻との両専攻から教授会への推薦があること。

(3) ただし、以上の条件を1年間で満たしてもよい。

(4) 上記の目的のための在学期間は、大学院博士課程在学年数5年の内に含むものとする。

第7条 本学大学院前期課程以外から、後期課程入学を希望する者の入学許可条件は、本学大学院学則第31条、第34条にしたがう。

第8条 職業を有している等の事情により、標準修業年数を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し、修了することを入学時あるいは規定の年限中に希望する者があるときは、教授会がこれを認めた場合、許可することができる。許可を得た学生を長期履修学生と称する。

### 第2節 再入学

第9条 博士課程後期課程を自主退学した者が、10年以内に同じ所属専攻に再入学を希望し、所定の願書を提出し教授会が認めた場合1度に限りこれを許可する。

2 研究指導認定を受けて博士課程後期課程を退学し、3年以内、長期履修制度利用の場合には1年以内に博士論文を提出するために再入学を希望して教授会が認めた場

合には、これを許可する。

- 3 再入学の場合の在籍可能期間は、東京神学大学大学院学則第6条第2項および第3項に定める在籍可能期間から、既に在籍した年限を減じた期間とする。ただし、長期履修学生制度を利用する者が研究指導認定を受けて退学し、再入学する場合には、許可された長期履修在籍可能期間から既に在籍した年限を減じた期間とする。

### 第3節 単位等の認定

- 第10条 再入学後取得すべき単位数から、退学前在籍中に修得した同一専攻の専攻科目10単位を減ずることができる。この認定は専攻主任および指導教授が行うものとする。
- 2 第9条第2項の規定により再入学した者については、退学前在籍中に修得した全ての単位を認定するものとする。
- 第11条 再入学時に、退学前に取得した外国語学力認定試験合格資格を認定することができる。この認定は専攻主任および指導教授が行うものとする。
- 第12条 再入学時に、退学前に取得した論文提出資格認定試験合格資格を認定することができる。この認定は専攻主任および指導教授が行うものとする。
- 第13条 再入学時に、退学前及び再入学までに発表した学術小論文の中から論文提出資格の該当小論文として認定することができる。この認定は専攻主任および指導教授が行うものとする。
- 第14条 特別研究生として修得した本大学院授業科目の単位については、8単位までに限り認定することができるものとする。この認定は専攻主任および指導教授が行うものとする。

### 附 則

- 1 この内規は、1980年7月8日から施行する。
- 2 この内規は、1981年2月6日から改正実施する。
- 3 この内規は、1985年4月1日から改正実施する。
- 4 この内規は、1992年4月1日から一部改正実施する。
- 5 この内規は、1997年11月10日に第2条を新たに加え以下各条を繰り下げ改正施行し、1998年4月1日入学者から適用する。
- 6 この内規は、1998年11月30日に次のとおり改正する。
  - ① 再入学に関する規定を3、4、7～11条に新設。
  - ② 1条、5条、6条の文言を修正。

1999年4月1日から施行する。1999年度入学者及び再入学者からこれを適用する。
- 7 この内規は2000年3月13日に、第5条1項および第6条1項後期課程神学に際しての入学許可条件を改正し、これを2001年度入学者から適用する。ただし、1999年度までに修士論文を提出した者については、旧規定を適用する。
- 8 この内規は、2009年11月30日に第5条を改正し、2010年4月1日から

施行する。

- 9 この内規は、2011年3月28日に第7条、第8条を新設し、以下の条文を順次繰り下げて、2011年4月1日から施行する。
- 10 この内規は、2019年5月27日に第2条および第4条を改正し、2020年4月1日から施行する。
- 11 この内規は、2020年3月30日に第2条を改正し、2020年4月1日から施行する。
- 12 この内規は、2022年3月28日に第4条を改正し、第14条を新設し、2022年度入学者から適用する。
- 13 この内規は、2024年5月27日に第9条および第10条を改正し、2024年4月1日現在に博士課程後期課程に在籍している全学生に遡って適用する。
- 14 この内規は、2025年3月24日に第2条の2を新設し、第8条および第9条第3項を改正し、同日から施行する。

## 東京神学大学大学院博士課程後期課程に関する内規

1980年	3月18日	教授会	承認
1980年	3月28日	常務理事会	承認
2007年	5月21日	常務理事会	承認
2008年	5月19日	常務理事会	承認
2009年	11月30日	定期理事会	承認
2010年	3月29日	定期理事会	承認
2011年	3月28日	定期理事会	承認
2011年	11月28日	定期理事会	承認
2012年	3月26日	定期理事会	承認
2013年	3月25日	定期理事会	承認
2015年	11月30日	定期理事会	承認

- 1 本学の博士課程後期課程学生は、次の要件を満たした時、論文提出の資格を得る。
  - (1) 博士課程後期課程在学中に専攻科目12単位、専攻外科目4単位、計16単位を取得する。または論文審査が終了するまでに所定の単位を取得する見込である。
  - (2) 外国語学力認定試験に合格する。
  - (3) 学術小論文1本を学術誌に発表する。
  - (4) 論文提出資格認定試験に合格する。
- 2
  - (1) 外国語学力認定試験は、専門書の読解能力を験するもので、組織専攻と聖書専攻とに分けて、筆答で行われ、85点以上を合格とする。英語、ドイツ語の内1科目を受験し、論文提出資格認定試験受験の前に合格しなければならない。
  - (2) 外国語学力認定試験は、不合格の場合、再試験を認める。再試験は、通算2回まで受験することができる。
  - (3) 外国語学力認定試験は、当該言語による学術的な翻訳書1冊以上、あるいは学術論文2本以上の翻訳がある科目については、研究科委員会の承認を経て、免除することができる。
  - (4) 外国語学力認定試験に合格し、所定の16単位を取得した場合は、研究科委員会の承認を得て、その後の博士課程後期課程在籍期間の授業料は4分の1に軽減される。
  - (5) 博士課程後期課程在籍者の留学期間中の在籍料は、授業料（上記（4）に該当する場合は、軽減前の授業料）の20分の1とする。ただし、研究科委員会の認定により免除することがある。
  - (6) 2（4）（5）は、長期履修学生には適用されない。
- 3 論文提出資格認定試験は内規に従って実施される。
- 4 博士課程後期課程学生籍は、学部・博士課程前期課程の学生と同じく、毎学期始めの登録をもって維持されるから、基礎登録期間内に指導教授の指導と承認を受けて登録すること。

- 5 外国留学期間に取得した単位は、10単位を限度として、認定することが出来る。

#### 附 則

- 1 本内規は、1980年4月1日から施行する。
- 2 本内規は、1992年4月1日から一部改正施行する。
- 3 本内規は、1998年3月23日から第1条1項および3項、第2条1項および3項、第3条を改正施行し、これを1998年度4月1日入学生から適用する。
- 4 本内規は、2007年（平成19年）5月21日に第1条3号を改正し、同日から施行する。
- 5 本内規は、2008年（平成20年）5月19日に改正し、2008年（平成20年）4月1日から施行する。
- 6 本内規は、2009年（平成21年）11月30日に第2条1項および2項を改正し、2010年（平成22年）4月1日から施行する。
- 7 本内規は、2010年（平成22年）3月29日に第2条を改正し、2010年（平成22年）4月1日から施行する。
- 8 本内規は、2011年（平成23年）3月28日に第2条を改正し、2011年（平成23年）4月1日から施行する。
- 9 本内規は、2011年（平成23年）11月28日に第2条4項を改正し、2012年（平成24年）4月1日から施行する。
- 10 本内規は、2012年（平成24年）3月26日に第2条を改正し、2012年（平成24年）4月1日から施行する。
- 11 本内規は、2013年（平成25年）3月25日に第2条4項および5項を改正し、2013年（平成25年）4月1日から施行する。
- 12 本内規は、2015年（平成27年）11月30日に第2条2項を改正し、2016年（平成28年）4月1日から施行する。

## 東京神学大学大学院博士課程後期課程 論文提出資格認定試験に関する内規

1998年 3月17日教授会 承認  
1998年 3月23日常務理事会承認  
2008年 5月19日常務理事会承認  
2010年 3月29日定期理事会承認  
2011年11月28日定期理事会承認  
2017年11月27日定期理事会承認

- 1 博士課程後期課程に1年以上在籍し、外国語学力認定試験に合格した者は論文提出資格認定試験を受験する資格を有する。
- 2 論文提出資格認定試験を受ける希望者は年度の始めにその専攻の主任にその旨を申し出なければならない。専攻主任は当該学生が前項の受験資格を有しているかについて調査し、論文提出資格認定試験を受ける準備ができていると判断した場合には研究科委員会の承認を得、教務課主任に試験の実施を依頼する。
- 3 試験実施は毎年3月初旬とし、教務課主任は試験実施の日時を研究科委員会に諮って決定し、本人に通達する。本学学位規則施行細則第38条の研究科委員会の定めた委員により問題の作成準備をし、試験問題案につき研究科委員会の承認を得る。この場合受験者に参考書等を指定する場合は試験期日までの十分な準備期間があるように配慮する。
- 4 論文提出資格認定試験は専攻3科目について6時間にわたって行われる。
- 5 専攻3科目とは、志願者の専門とする研究分野2科目と、専攻内の他1科目（組織神学専攻で歴史神学・実践神学を専門とする者は、必ず組織1科目）をいう。
- 6 各専攻分野における論文提出資格認定試験の科目は、以下のとおりとする。
  - (1) 聖書神学専攻
    - ・旧約聖書神学：旧約緒論・旧約神学・旧約歴史
    - ・新約聖書神学：新約緒論・新約神学・新約歴史
  - (2) 組織神学専攻
    - ・組織神学：教義学・キリスト教倫理学・弁証学
    - ・歴史神学：教理史・古代中世教会史・宗教改革史・近現代教会史
    - ・実践神学：説教学・礼拝学・牧会学・キリスト教教育学
- 6の2 学術小論文が既に学術誌に掲載された場合には、本学学位規則施行細則第38条に定められた3名以上の委員によってその内容を評価し、研究科委員会の承認を経て、当該小論文が扱っている分野に係る1科目を免除することができる。
- 7 試験問題の内容は、各部門につき将来研究教育の任務を遂行するにふさわしい知識と課題処理能力とを試験するものとする。
- 8 試験の結果は速かに教務課主任の手でまとめられ、研究科委員会の承認を経て本人に

通知されるものとする。

- 9 合格点を85点とし、全科目につき合格点に達していなければならない。
- 10 3科目の内1科目合格点には達しないが60点以上の成績である場合は一回に限り当該科目の再試験を受けることができる。その必要な手続きは上に述べた所に準ずる。ただし、再試験は一年以内に行われるものとする。
- 11 論文提出資格認定試験は申し出後、一回に限り延期することができる。ただし、延期願いの提出は試験実施前6カ月までとし、受験料は返却しない。
- 12 論文提出資格認定試験（再試験を含めて）を終了し合格の承認を得た者は博士論文提出の資格を得る。
- 13 論文提出資格認定試験の手数料は次のとおりとする。
  - (1) 認定試験料 12,000円
  - (2) 再試験料 5,000円

#### 附 則

- 1 1993年6月29日改正決定の「東京神学大学大学院博士課程後期課程総合学力認定試験に関する内規」を廃止し、本規則を1998年3月23日から施行し、1998年度4月1日入学者からこれを適用する。
- 2 2001年3月19日に第3条の試験実施日程について改正施行し、1998年度以降入学者から適用する。
- 3 2008（平成20）年5月19日に改正し、2008（平成20）年4月1日より施行する。
- 4 2010（平成22）年3月29日に項目6を追加し、2010（平成22）年4月1日から施行する。
- 5 2011（平成23）年11月28日に改正し、2012（平成24）年4月1日より施行する。
- 6 2017（平成29）年11月27日に改正し、2018（平成30）年4月1日より施行する。

## 【レポート表紙】



大学

大学院

該当のものに○をする

科目名

担当教員

月

日

提出

学年

- 神学部神学科
- 大学院博士課程前期課程
- 大学院博士課程後期課程
- 科目等履修生
- 内地留学生
- 特別研究生

年

学籍番号

名前



〒181-0015 東京都三鷹市大沢 3-10-30

Tel: 0422-32-4185

Mail: [tuts@tuts.ac.jp](mailto:tuts@tuts.ac.jp)

URL: <https://www.tuts.ac.jp/>